

平成 29 年度
包括外部監査結果報告書

平成 30 年 3 月

秋田県包括外部監査人
公認会計士 吉岡 順子

(本報告書における記載内容の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額の内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理は不明確な場合もある。

2. 報告書の数値の出所

報告書の数値等の資料は、原則すべて出所を明示している。また、包括外部監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 報告書の写真の出所

監査チーム以外の写真等の資料を利用した場合も含めて、写真の出所は明示している。

4. 事業費の推移について

「事業費の財源」については 100% 県の一般財源の場合、表の記載を省略している。

5. 指摘事項及び意見について

本報告書では、監査の結論を【指摘事項】と【意見】に分けて記載する。【指摘事項】は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(法規等準拠性)に該当するものである。これらは、県として速やかに措置する必要があると判断した内容である。

また、【意見】は、法規等準拠性の問題は認められないものの、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当するものである。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、質的、金額的に重要性が高いと監査人が判断される場合には【指摘事項】としている。

6. 省略について

省略する場合には、(以下、「〇〇」という。)と記載している。なお、省略は事業項目(1. 2. …)ごとに行っているため、事業項目が変われば再度省略について説明している。

7. 所管課について

「第5 外部監査の結論―事業別―」では担当課ごとに記載しているが、これは監査の対象期間である平成 28 年度時点の担当課である(図 5(21 ページ)参照)。

目 次

第 1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
3. 外部監査対象期間.....	1
4. 外部監査の実施期間.....	1
5. 監査対象部局.....	1
6. 事件を選定した理由.....	1
7. 外部監査の実施体制.....	2
8. 利害関係.....	2
第 2 外部監査の方法	3
1. 監査の視点.....	3
第 3 外部監査対象の概要	6
I 秋田県の少子高齢化の現状	6
1. 少子化の現状について.....	6
2. 高齢化の現状について.....	13
II 秋田県の少子高齢化対策	16
1. 「第 2 期ふるさと秋田元気創造プラン」の概要.....	16
2. 少子化対策について.....	16
3. 高齢化対策について.....	18
第 4 外部監査の結論－総括－	20
1. 健康福祉部について.....	20
2. 監査対象事業.....	22
3. 監査結果総括.....	25
4. 監査結果総論.....	28
第 5 外部監査の結論－事業別－	40
I 福祉政策課	40
1. 在宅医療・介護 I C T 連携推進事業.....	40
2. 福祉保健研修・人材センター運営事業.....	44
3. 補聴器相談事業.....	49
4. 子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業.....	55
5. 福祉サービス利用支援事業.....	58
6. 地域生活定着支援事業.....	61
7. 社会福祉会館管理運営費.....	63
8. 社会福祉会館大規模修繕事業.....	68
9. 福祉施設経営指導事業.....	69
10. 生活福祉資金貸付事業.....	76

II 長寿社会課	79
1. 元気で明るい長寿社会づくり事業.....	79
2. 高齢者の社会参加促進事業.....	84
3. 老人クラブ助成事業.....	88
4. 地域で支える認知症施策推進事業.....	94
5. 介護人材確保対策事業.....	99
6. 社会福祉施設職員退職手当共済費補助金.....	105
7. 老人福祉施設等環境整備事業.....	107
8. 地域介護福祉施設等整備事業.....	110
9. 老人福祉総合エリア運営費（北部、中央地区、南部）.....	113
10. 施設入所者援護費.....	124
11. 軽費老人ホーム減免利用料補助金.....	127
12. 福祉医療費等助成事業.....	129
III 子育て支援課	133
1. すこやか子育て支援事業.....	133
2. 児童手当県負担金.....	136
3. 地域の子育て力向上事業.....	140
4. 児童福祉諸費.....	145
5. 児童会館費.....	149
6. 子どもの居場所づくり促進事業.....	154
7. 市町村子ども・子育て支援事業.....	157
IV 健康推進課	166
1. 妊婦・出産への健康づくり支援事業.....	166

第 1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

「秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について」

3. 外部監査対象期間

平成 28 年度(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)
ただし、必要に応じて他の年度も含む。

4. 外部監査の実施期間

平成 29 年 6 月 27 日から平成 30 年 3 月 6 日まで

5. 監査対象部局

健康福祉部、あきた未来創造部

6. 事件を選定した理由

秋田県では、監査実施年度である平成 29 年 7 月 1 日現在、高齢化率(注 1)が 35.5%となっている。この数値は全国平均(平成 28 年 10 月 1 日現在で 27.3%)(注 2)と比べて高いだけでなく、最近の統計では 47 都道府県で最も高齢化率が高い県となっている。

このような状況のもと、秋田県では、平成 12 年 3 月に「秋田県介護保険事業支援計画・第 2 次老人保健福祉計画」を策定して以来、3 年ごとに同計画を策定している。現在は、平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間とする「第 6 期介護保険事業支援計画・第 7 期老人福祉計画」が実施されており、高齢化率全国一の県として、地域包括ケアシステムの実現に必要な取組をより一層発展させていく施策を進めている。統計によると、平成 52 年(2040 年)には、秋田県の高齢化率は 43.8%に達すると推計されており、来るべき長寿社会に対応した政策を着実に実施することは、秋田県にとって重要なテーマとなっている。

また、高齢化が進む一方で秋田県の人口は年々減少し続けており、ピーク(昭和 31 年)の約 135 万人から平成 29 年 4 月 1 日時点で 100 万人を割り込み、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成 52 年には 70 万人を下回ると予想されている。人口減少の大きな要

因となる出生率(注3)において、秋田県は平成28年において5.6である。高齢化率が全国で最も高い一方で、この出生率5.6も全国で最も低く、しかも平成7年度以降連続して最も低い率を継続している。このような人口減少社会においては、少しでも子どもを産み育てる環境を整備するなど、地域全体で子育てを支援する体制は急務となっている。

平成26年度からスタートした「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」では、その重点戦略の1つとして「元気な長寿社会を実現する健康・医療・福祉戦略」及び「人口減少社会における地域力創造戦略」を掲げ、高齢者や障害者等を地域で支える体制づくりや子どもを産み育てる環境の充実強化を重点的に行っていくとしている。

以上から、秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について検討することは重要であり、また、過去に秋田県の包括外部監査において当該事務を事件(テーマ)としていないことから、平成29年度の包括外部監査の事件(テーマ)として有意義であると判断し事件(テーマ)として選択した。

(注1) 高齢化率…65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと

(注2) 「平成29年版高齢社会白書」(内閣府)より

(注3) 出生率…人口1000人当たりにおける出生数

なお、今回の監査では、できる限り幅広く事業を監査することを目的とするため、介護給付費や後期高齢者医療給付費に関する事業は、監査の対象から除外した。

7. 外部監査の実施体制

包括外部監査人	公認会計士	吉岡 順子
包括外部監査人の事務を補助した者	公認会計士	関口 恭三
	公認会計士	青山 伸一
	公認会計士	鈴木 崇大
	公認会計士	宮本 和之
	公認会計士	守泉 誠
	コンサルタント	石村 英雄

8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査の方法

1. 監査の視点

(1) 規則等への準拠性の視点

規則等への準拠性は、秋田県の「ふるさと秋田元気創造プラン」及び「あきた未来総合戦略」に関する事業の各種事務手続きが各種規則や要綱等に定める手続きに沿って適切に行われているかという視点である。

監査においては、対象事業の、1)平成26年度から平成28年度までの3年間の決算額の推移及び平成28年度の予算額、2)平成28年度の事業費の内容、3)平成28年度決算額の財源構成の内容等について分析的に監査を実施した。また、事業費の内、重要な費目については、支出根拠資料一式を入手することによって支出の適正性を確認した。具体的に入手した資料は、契約締結伺、契約書、仕様書、設計書、予定価格調書、入札書・入札結果表、見積書、支出負担行為伺、実施計画、実施報告(支出報告書を含む)、成果物、納品書、請求書、検査調書、支出命令、その他実績(成果)に関する資料、データなどである。

さらに、対象事業において、指定管理者制度を活用している場合には、設置条例等の整備状況を確認の上、指定管理者の選定手続きの妥当性や業務実施の協定書等への準拠性なども検討する。

以上の手続きの結果、法規等に準拠していない不適正な処理がなされているか確認の上、県に改善策を提案した。

(2) 事業の有効性の視点

有効性とは、事務・事業の成果が十分に発現されているかという視点となる。秋田県では、平成26年度から4年間を計画期間とする「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」を作成し、その実現に向けて推進している。よって、健康福祉部、あきた未来創造部が実施する各事業が、「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」の重点戦略の1つである「元気な長寿社会を実現する健康・医療・福祉戦略」及び「人口減少社会における地域力創造戦略」の目標達成にとって、有効な事業となっているかが視点となる。具体的には、監査の対象となる事業が、「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」の理念及び目標に沿った有効な成果指標が設定されており、次に事業実施の結果としての成果実績がその成果指標と比較して十分であるかについて分析した。また、秋田県が事業の成果実績を適切に評価し、その結果を将来の事業にフィードバックしているかといったPDCAサイクルの観点も重要となる。

(例) 有効性の指標例

項目	目標	平成 27 年度	平成 28 年度
健康寿命（代表指標）	平均寿命の延びを上回る健康寿命の延伸	〇〇%	〇〇%
出生数	6,100 人	〇〇人	〇〇人
有効性の判断		向上	低下

(3) 事業の経済性の視点

経済性とは、事務・事業の遂行に当たり、より少ない予算で事務・事業が遂行できるかという視点である。具体的には、一般財源の持ち出しの程度が分析内容となる。監査の実施においては、過去数年間の行政収支差額の推移の分析によって、各事業における経済性の改善又は悪化の状況について確認することとなる。また、経済性が悪化している場合には、その原因についても分析した上で、改善策を提案する必要がある。秋田県においては、限られた予算で事業を推進する必要があるため、この視点は重要となる。ただし、効果を度外視して予算の削減を図る場合などは問題となる。

(例) 経済性の指標例

科目	平成 27 年度	平成 28 年度
支出	△110,000 千円	△115,000 千円
収入	15,000 千円	31,000 千円
収支差額	△95,000 千円	△84,000 千円
経済性の判断	—	向上

(4) 事業の効率性の視点

効率性とは、成果に対してより少ない経費・労力で事業が執行されているかという視点となる。健康福祉部、あきた未来創造部が実施する各事業が、財政制約の中で効率的に実施されているかが視点となる。具体的には、監査の実施においては、各事業について、事業の成果とコストとの関係を分析することによって、効率的に事業が推進されているかどうかについて確認することとなる。

たとえば、民間委託（指定管理者制度含む）や補助への流れがある中、民間委託であればできるだけ入札などの競争契約を実施しているか、随意契約であればその妥当性はあるか、また補助であれば精算事務手続きを適切に実施するなどにより目的に合致しない支出がないかどうかを確認した。さらに、重点戦略達成のため、選択と集中のもと重点戦略達成のために効果的な事業を実施しているかを確認した。

(例) 効率性の指標例

科目	平成26年度	平成27年度
高齢者施設利用者数(例)	50,000人	40,000人
成果実績1単位 当たりコスト	1,900円 (95,000千円/50,000人)	2,100円 (84,000千円/40,000人)
効率性の判断	—	悪化

第3 外部監査対象の概要

I 秋田県の少子高齢化の現状

秋田県は、全都道府県の中でも最も少子高齢化が進行している都道府県の1つといわれている。少子高齢化は、少子化と高齢化の2つの問題に分解できる。少子化の問題は総人口の減少として、一方、高齢化の問題は労働人口の減少として、いずれも直接的に秋田県の経済に大きな影響を与えることとなる。

1. 少子化の現状について

(1) 秋田県のこれまでの人口の推移

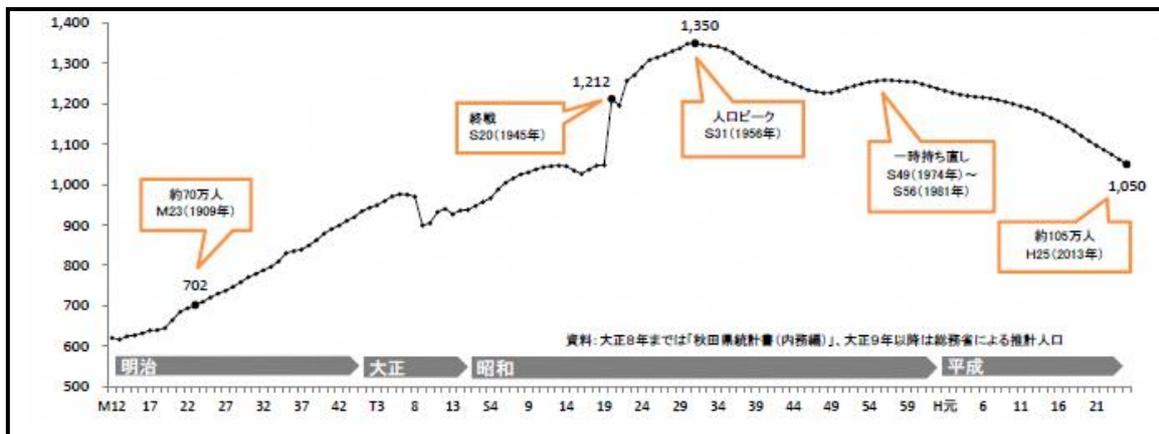
秋田県においては、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』(以下、「社人研資料」という。)等をもとにして、平成25年7月「秋田県人口の現状と将来」(秋田県企画振興部調査統計課)を公表するとともに、平成26年5月「人口問題対策プロジェクトチーム」を設置し、人口問題に関する調査分析を実施している。以下では、その主なものを示すこととする。

秋田県の人口は、明治以降ほぼ一貫して増加を続け、昭和31年の135万人をピークに減少に転じている。昭和49年から56年まで一時持ち直したものの、再び減少ををはじめ、平成25年には105万人となり、平成29年4月時点で遂に100万人を割り込んでいる。

平成17年以降は年間1万人以上の人口が減少し、平成18年は人口減少率1%超、平成25年には1.18%となるなど、全国最速のペースで人口減少が進行している。

人口減少の原因分析としては、現象面からの分析と構造面からの分析に分けて説明がなされている。前者はさらに社会動態及び自然動態に、後者は産業構造、社会構造に分けて分析されており、現象面が構造面に影響を与えているとしている。

図1 秋田県の人口の推移(単位:千人)



(出所)「秋田の人口問題レポート」(平成27年3月、人口問題対策プロジェクトチーム)。

表1 人口減少の原因分析

現象面	構造面
【社会動態面】 若年者の県外流出(高卒、大卒世代等の就職・進学、女性の県内定着率の低下)	【産業構造】 農業の生産効率の向上と所得水準の低下 県内産業の就業者数や生産額 資源立地型産業の衰退
【自然動態面】 ① 晩婚 ・未婚化・晩婚化の進行 ・女性の社会進出、結婚に対する考え方の変化、将来への不安 ② 出産 ・第1子出産年齢の上昇 ・夫婦が持つ子供数の減少、過去の産児調整の影響 ③ 死亡 ・高齢化の進行に伴う死亡者の増加	【社会構造】 都市と地方の格差 県外大学等への進学 女性の就業率 県内各市の社会動態

(出所)「秋田の人口問題レポート」(平成27年3月、人口問題対策プロジェクトチーム)。

(2)秋田県の過去10年間の総人口の推移と少子化の現状について

秋田県の過去10年間の人口の推移は以下のとおりである。

表2 秋田県の過去10年の総人口の推移

(単位：人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	1,109,007	1,097,483	1,086,571	1,075,058	1,063,143	1,050,132	1,036,861	1,023,151	1,009,659	995,374
対前年増減数 A	△12,293	△11,524	△10,912	△10,939	△11,915	△13,001	△13,271	△13,710	△13,460	△14,285

(出所) 秋田県作成「平成29年 秋田県の人口と人口動態」より抜粋。

(注1) 各年の数値は、県算出による人口で各年10月1日現在。

(注2) 表2と表3の「対前年増減数 A」は一致。

この表のとおり、秋田県の総人口は、近年も減少し続けている。また対前年比からもわかるとおり、その減少度合いは年々増している。その結果、遂に平成29年の総人口は100万人を割り込み平成29年10月1日時点で99万5374人となった。ここで、総人口の増減は、出生と死亡の差としての自然増減と、県内への流入と県外への流出の差としての社会増減の2つに分けられることから、表3において、対前年増減数の内容を、自然増減数と社会増減数に分けて示した。

表 3 秋田県の過去 10 年の自然増減と社会増減

(単位:人)

平成	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
出生 a	7,528	7,044	6,871	6,715	6,505	6,248	6,077	5,988	5,739	5,461
死亡 b	13,604	13,982	14,125	14,583	14,798	15,016	14,862	14,909	15,099	15,493
自然増減 c(a-b)	△6,076	△6,938	△7,254	△7,868	△8,293	△8,768	△8,785	△8,921	△9,360	△10,032
転入 d	15,010	15,469	14,401	14,444	13,956	13,797	13,440	12,959	13,323	12,498
転出 e	21,227	20,055	18,059	17,515	17,578	18,040	17,926	17,748	17,423	16,751
社会増減 f(d-e)	△6,217	△4,586	△3,658	△3,071	△3,622	△4,243	△4,486	△4,789	△4,100	△4,253
対前年 増減数 A(c+f)	△12,293	△11,524	△10,912	△10,939	△11,915	△13,011	△13,271	△13,710	△13,460	△14,285

(出所) 秋田県作成「平成 29 年 秋田県の人口と人口動態」より抜粋。

(注) 各数値は、各年 10 月 1 日時点の住民基本台帳等登録者の増減数(1年間)であり、各年とも県算出による数値である。

平成 29 年の秋田県の総人口の対前年比はマイナス 14,285 人となっており、これは平成 20 年の対前年比マイナス 12,293 人と比べ多くなっている。つまり、過去 10 年で人口減少率は確実に加速していることがわかる。この表が示すとおり、平成 20 年は自然増減がマイナス 6,076 人である一方、社会増減がマイナス 6,217 で、その差は 141 人(6,217 人－6,076 人)で、僅かではあるが社会増減のマイナス要因の方が大きかった。一方、平成 29 年は、自然増減がマイナス 10,032 人、社会増減がマイナス 4,253 人で、自然増減のマイナス要因が社会増減のマイナス要因を逆転したばかりか、その差は 5,779 人(10,032 人－4,253 人)まで広がっている。

社会増減については、過去 10 年に限っては秋田県外への流出に歯止めがかかっており、この結果社会増減は依然マイナスではあるが、減少率は 10 年前と比べて低くなっているのである。一方、自然増減については、10 年前と比べて減少率は増している。自然増減には死亡数の増加と出生数の減少の 2 つの要因があるが、死亡数の増加については高齢化が進んでいる現状では避けられないと考え、自然増減のマイナスは出生数の減少、つまり少子化が重大な要因であることがわかる。秋田県の総人口の減少の大きな要因は、出生数の減少が主な原因となっているのである。

出生数の減少を示す指標としては、まず、合計特殊出生率と出生率(人口千人当たり)がある。合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの年齢別出生率(母の年齢別の出生数をその年齢の女性人口で割った値)を合計することによって計算されるもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むとしたときの子どもの数に相当する。秋田県の合計特殊出生率は、約 1.40 前後で推移しており、たとえば 1.20 前後で推移している東京などと比べて高い数値となっている。しかしながら、そもそも秋田県においては 15 歳から 49 歳までの女性数が他の都道府県と比べて相対的に少ないので、秋田県より合計特殊出生率が低い都道府県と比べて、秋田県が少子化の進行度合いが遅いとは言えないのである。

一方、出生率(人口千人当たり)は、人口に対する出生数の割合を示すもので、社会へのイ

ンパクトを示す指標としては、より重要なものとなっている。

表4は、厚生労働省の調査による平成28年度の出生率及び自然増減率(いずれも人口千人当たり)を、出生率の低い都道府県順に並べた変えたものである。この表が示すとおり、秋田県は出生率で全国最下位となっている(自然増減率も全国最下位)。実は、秋田県は平成7年以降連続で、出生率が全国で最も低くなっているのである。出生率が全国で最も低いという事実は、秋田県の経済規模の縮小、地域活力の低下として顕在化することになり、今後も確実に秋田県の様々な分野に影響を与えることになる。

秋田県における出生率の低下つまり少子化は、若年女性人口の減少と晩婚化等による有配偶率の低下が直接的な要因と考えられるが、そもそも少子化の背景には、若者の働く場の不足や低い所得水準など様々な要因が重なっていることが考えられるため、その克服には、秋田県としても子育て支援、教育の充実、出会い・結婚支援だけではなく、若者の働く場を増やすための経済活性化策といった経済産業分野の施策を実施するなど、総合的な視点に立って、官民一体となった取り組みが急務となっているのである。

表4 平成28年度の各都道府県の出生率及び自然増減率(出生率の低い順)

都道府県	出生率 (人口千対)	自然増減率 (人口千対)	都道府県	出生率 (人口千対)	自然増減率 (人口千対)	都道府県	出生率 (人口千対)	自然増減率 (人口千対)
1.秋田	5.6	△9.5	15.愛媛	7.3	△5.7	31.大阪	7.9	△1.8
2.北海道	6.6	△5.0	18.千葉	7.4	△1.8	31.大分	7.9	△4.5
2.岩手	6.6	△6.8	18.長野	7.4	△4.8	35.兵庫	8.0	△2.2
4.青森	6.7	△6.7	18.三重	7.4	△3.7	35.長崎	8.0	△4.6
4.高知	6.7	△7.7	21.宮城	7.5	△2.6	37.広島	8.1	△2.6
6.山形	6.8	△6.9	21.栃木	7.5	△3.5	38.岡山	8.2	△3.2
7.新潟	6.9	△5.8	21.岐阜	7.5	△3.8	38.宮崎	8.2	△4.4
8.富山	7.0	△5.3	24.埼玉	7.6	△1.3	40.佐賀	8.3	△3.5
8.奈良	7.0	△3.4	24.静岡	7.6	△3.2	41.熊本	8.4	△3.7
8.和歌山	7.0	△6.3	24.京都	7.6	△2.5	41.鹿児島	8.4	△4.9
11.群馬	7.1	△4.4	27.島根	7.7	△6.2	43.東京	8.5	△0.1
11.山梨	7.1	△4.6	28.石川	7.8	△3.1	44.滋賀	8.7	△0.3
11.山口	7.1	△6.2	28.鳥取	7.8	△5.2	44.福岡	8.7	△1.4
14.徳島	7.2	△6.0	28.香川	7.8	△4.6	46.愛知	8.8	△0.1
15.福島	7.3	△5.5	31.神奈川	7.9	△0.7	47.沖縄	11.6	3.4
15.茨城	7.3	△3.7	31.福井	7.9	△4.0			

(出所)厚生労働省「平成28年(2016)人口動態統計(確定数)の概況」「人口動態総覧(率)、都道府県(21大都市再掲)別」をもとに、今回の監査で出生率が低い順に並び替えている。

(3)秋田県及び各市町村の人口推移の状況

表5は、平成27年と平成22年の国勢調査の結果をもとに、秋田県及び各市町村の人口増減率と世帯増減率を示したものである。

表 5 平成 27 年の人口及び世帯数(平成 22 年との増減率比較を含む)

市町村	人口(人)	人口増減率(%)	世帯数(戸)	世帯増減率(%)
	平成 27 年	(H27/H22-1)×100	平成 27 年	(H27/H22-1)×100
秋田県	1,023,119	△5.8	388,560	△0.4
秋田市	315,814	△2.4	135,318	3.0
能代市	54,730	△7.4	22,371	△1.9
横手市	92,197	△6.3	31,463	△1.1
大館市	74,175	△6.0	28,242	△1.1
男鹿市	28,375	△12.1	11,147	△4.1
湯沢市	46,613	△8.3	16,384	△2.8
鹿角市	32,038	△7.1	11,508	△3.0
由利本荘市	79,927	△6.2	28,349	△1.0
潟上市	33,083	△3.9	12,023	0.7
大仙市	82,783	△6.2	28,198	△0.6
北秋田市	33,224	△8.7	12,222	△4.8
にかほ市	25,324	△8.1	8,804	△4.3
仙北市	27,523	△6.9	9,594	△2.7
小坂町	5,339	△11.8	2,168	△9.3
上小阿仁村	2,381	△12.7	918	△8.9
藤里町	3,359	△12.7	1,215	△8.1
三種町	17,078	△9.6	6,010	△4.5
八峰町	7,309	△11.1	2,706	△5.7
五城目町	9,463	△10.0	3,573	△4.3
八郎潟町	6,080	△8.2	2,220	△3.6
井川町	4,986	△9.2	1,563	△2.6
大潟村	3,110	△3.4	796	△1.0
美郷町	20,279	△6.4	6,152	△2.2
羽後町	15,319	△8.8	4,807	△3.2
東成瀬村	2,610	△9.1	809	△7.5

(出所)平成 22 年、平成 27 年の国勢調査結果をもとに、監査人が作成。

秋田県では人口減少の流れが昭和 31 年をピークに既に始まっているのであるが、平成 22 年から平成 27 年の間で、秋田県全体で人口は 5.79%、世帯数は 0.40%それぞれ減少している。人口減少は秋田県の全基礎自治体で生じており、世帯数の減少も秋田市と潟上市以外の全基礎自治体にも及んでいる。秋田市と潟上市においても、世帯数は増加しても、人口自体は減少していることから、核家族化の進展等別の要因が影響していると考えられる。さらに、男鹿市の 12.14%等 6 自治体ではこの 5 年間で 1 割以上の人口が減少している。

次に、将来推計として、「社人研資料」の秋田県の部分について、2010 年から 2040 年にかけての人口予測及び若年女性(20 歳から 39 歳)の人口の変化を示す。「社人研資料」では、将来人口が、外部からの一定の流入も考慮して、人口移動が収束すると仮定して試算している点に特徴がある。

これによれば、大潟村の若年女性の増加以外は、全基礎自治体で総人口、若年女性人口とも

に大幅に減少し、ほとんどが半減するという試算がなされている。

表6 人口の将来推計(2010年～2040年)(人口移動が収束するケース)

市町村	2010年	2010年	2040年	2040年	若年女性人口 変化率 (2010→2040)	総人口 変化率
	総人口	20-39歳女性	総人口	20-39歳女性		
秋田市	323,600	37,753	235,500	19,251	△49.00%	△27.22%
能代市	59,084	5,043	34,739	2,531	△49.80%	△41.20%
横手市	98,367	8,642	63,466	4,886	△43.50%	△35.48%
大館市	78,946	7,023	51,183	3,870	△44.90%	△35.17%
男鹿市	32,294	2,671	16,328	959	△64.10%	△49.44%
湯沢市	50,849	4,051	28,396	1,864	△54.00%	△44.16%
鹿角市	34,473	2,786	21,140	1,685	△39.50%	△38.68%
由利本荘市	85,229	7,755	56,462	4,196	△45.90%	△33.75%
潟上市	34,442	3,583	23,548	1,747	△51.20%	△31.63%
大仙市	88,301	7,878	55,357	4,304	△45.40%	△37.31%
北秋田市	36,387	2,527	18,630	1,214	△52.00%	△48.80%
にかほ市	27,544	2,396	18,008	1,338	△44.20%	△34.62%
仙北市	29,568	2,483	16,743	1,202	△51.60%	△43.37%
小坂町	6,054	417	3,014	191	△54.20%	△50.21%
上小阿仁村	2,727	130	1,246	68	△47.70%	△54.31%
藤里町	3,848	252	1,820	118	△53.20%	△52.70%
三種町	18,876	1,452	10,006	574	△60.50%	△46.99%
八峰町	8,220	567	4,179	248	△56.30%	△49.16%
五城目町	10,516	791	4,991	288	△63.60%	△52.54%
八郎潟町	6,623	549	4,069	256	△53.40%	△38.56%
井川町	5,493	468	3,389	237	△49.40%	△38.30%
大潟村	3,218	311	2,895	336	8.00%	△10.04%
美郷町	21,674	1,879	13,363	973	△48.20%	△38.35%
羽後町	16,792	1,364	9,623	658	△51.80%	△42.69%
東成瀬村	2,872	225	1,719	122	△45.80%	△40.15%

(出所)「社人研資料」による。

一方、「日本創成会議」の資料は、現在と同程度の人口流出が今後も続くという独自の仮定のもとに各地の将来推計人口を公表しており、秋田県の状況は以下に示すようになる。人口移動が収束するケースに比べて、さらに悪化する一方で、大潟村の若年女性の人口変化率は逆に高くなっている。いずれにしても、全基礎自治体で大幅な減少が生じることには変わりはない。

表 7 人口の将来推計(2010年～2040年)(人口移動が収束しないケース)

市町村	2010年	2010年	2040年	2040年	若年女性 人口変化率 (2010→2040)	総人口 変化率
	総人口	20-39歳女性	総人口	20-39歳女性		
秋田市	323,600	37,753	225,596	17,236	△54.30%	△30.29%
能代市	59,084	5,043	31,860	1,875	△62.80%	△46.08%
横手市	98,367	8,642	59,519	3,803	△56.00%	△39.49%
大館市	78,946	7,023	48,620	3,123	△55.50%	△38.41%
男鹿市	32,294	2,671	14,635	679	△74.60%	△54.68%
湯沢市	50,849	4,051	25,500	1,235	△69.50%	△49.85%
鹿角市	34,473	2,786	19,327	1,272	△54.30%	△43.94%
由利本荘市	85,229	7,755	52,899	3,246	△58.10%	△37.93%
潟上市	34,442	3,583	22,335	1,439	△59.80%	△35.15%
大仙市	88,301	7,878	51,943	3,487	△55.70%	△41.18%
北秋田市	36,387	2,527	16,578	800	△68.40%	△54.44%
にかほ市	27,544	2,396	16,789	1,020	△57.40%	△39.05%
仙北市	29,568	2,483	15,106	842	△66.10%	△48.91%
小坂町	6,054	417	2,589	113	△72.90%	△57.23%
上小阿仁村	2,727	130	1,164	47	△63.80%	△57.32%
藤里町	3,848	252	1,577	73	△71.00%	△59.02%
三種町	18,876	1,452	9,229	392	△73.00%	△51.11%
八峰町	8,220	567	3,840	155	△72.60%	△53.28%
五城目町	10,516	791	4,444	202	△74.50%	△57.74%
八郎潟町	6,623	549	3,793	172	△68.70%	△42.73%
井川町	5,493	468	3,205	176	△62.40%	△41.65%
大潟村	3,218	311	2,868	358	15.20%	△10.88%
美郷町	21,674	1,879	12,531	754	△59.90%	△42.18%
羽後町	16,792	1,364	8,730	476	△65.10%	△48.01%
東成瀬村	2,872	225	1,603	92	△59.10%	△44.19%

(出所)「日本創成会議の資料」による。

2. 高齢化の現状について

平成29年7月1日現在、秋田県の高齢化率(65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合)は35.5%となっている。これは、次表が示すとおり、平成28年7月1日時点と比べて0.9ポイント上昇しており、このトレンドが続くと平成42年には40%を超える見込みとなっている。

表8 平成29年度高齢者数・高齢化率の前年度比較

区分		総人口(a)	左のうち65歳以上の人口・割合	
			人口(b)	割合(b÷a)
平成28年度	男	475,215	142,873	30.1%
	女	536,901	207,154	38.6%
	計	1,012,116	350,027	34.6%
平成29年度	男	468,647	145,040	30.9%
	女	529,071	208,746	39.5%
	計	997,718	353,786	35.5%
	前年度比	△14,398	3,759	プラス0.9ポイント

(出所)秋田県作成「平成29年度老人月間関係資料」より抜粋。

下の表は、平成28年10月1日現在の全国の高齢化率と秋田県の高齢化率を比較したものである。日本は高齢化が進んでいるといわれているが、秋田県の高齢化率(34.7%)は、全国の高齢化率(27.3%)と比べても高い。実は、秋田県は、出生率が最も低いだけでなく、高齢化率も全都道府県の中で最も高く(つまり全国一)、次いで高知県33.6%、島根県33.1%となっているのである。

つまり、秋田県は、全国で最も少子化及び高齢化が進んでいる都道府県なのである。

表9 平成28年における全国と秋田県の高齢化率の比較

(単位:千人)

区分	総人口①	65歳以上人口②	割合②÷①
全国	126,933	34,591	27.3%
秋田	1,010	351	34.7%

(出所)秋田県作成「平成29年度老人月間関係資料」より抜粋。

図2は、昭和57年から平成29年までの秋田県の高齢化率の推移をグラフにしたものである。昭和57年度の秋田県の高齢化率は11.3%、平成29年度は前述のとおり35.5%であり、35年間に24.2ポイント上昇したことになり、しかもその期間では常に上昇していたことがわかる。

図 2 秋田県の高齢化率の推移

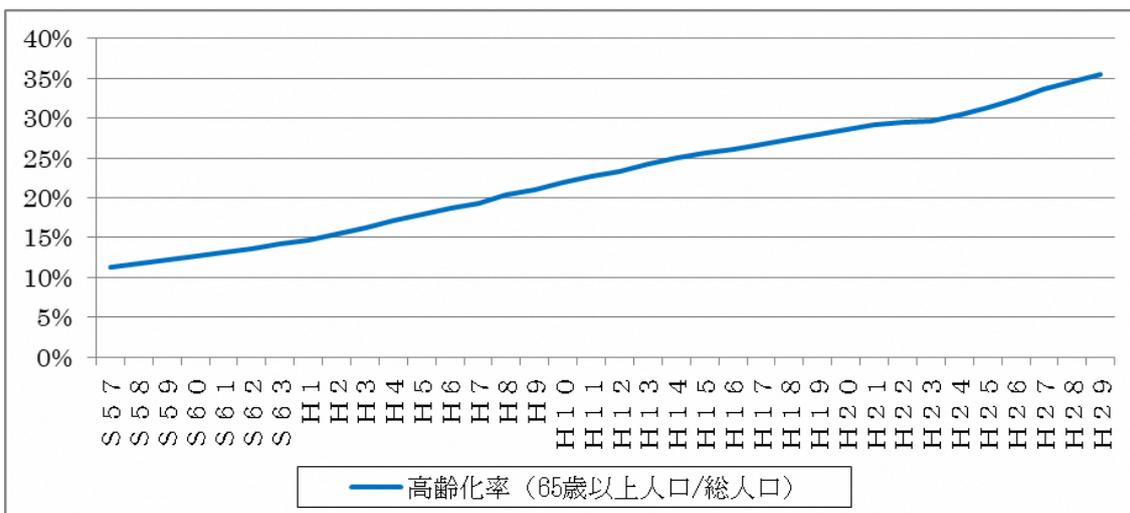
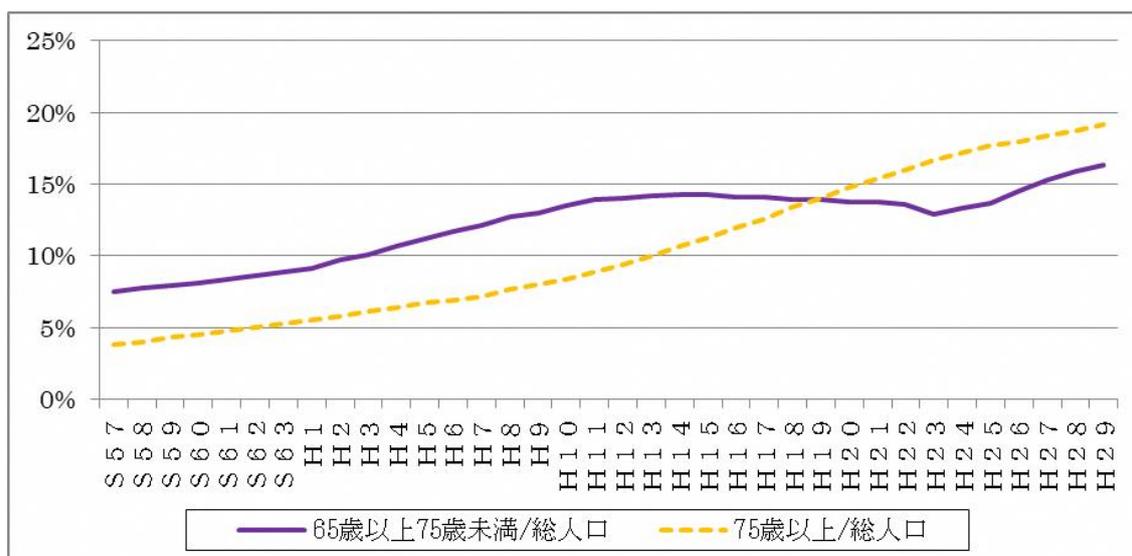


図 3 は、高齢化率の内容を、65 歳以上 75 歳未満と、75 歳以上(後期高齢者)に分けて示したものである。昭和 57 年の高齢化率(11.3%)の内訳は、65 歳以上 75 歳未満が 7.5%、75 歳以上が 3.8%であったのに対し、平成 19 年に 65 歳以上 75 歳未満(13.9%)、75 歳以上(14.0%)と高齢化率(28.0%)の内訳が初めて逆転し、平成 29 年度の高齢化率(35.5%)の内訳は、65 歳以上 75 歳未満(16.3%)、75 歳以上(19.2%)となっている。

最近数年の特徴としては、75 歳以上の率が上昇するとともに、団塊世代が 65 歳を迎えることにより、一時期 14%前後で安定していた 65 歳以上 75 歳未満の高齢化率も再上昇しており、全体として高齢化率の上昇をもたらしていることがわかる。

図 3 秋田県の高齢化率の推移(65 歳以上 75 歳未満、75 歳以上)



第3 外部監査対象の概要

高齢化の問題は、労働人口の相対的な減少による経済規模の縮小の問題だけではなく、秋田県にとっては社会保障費の増大として県の財政に直接影響を与えることになる。高齢化率が全国一であり、しかも今後も高齢化率は進むことが予想されている秋田県にとって、今まで以上に健康寿命の延伸を図ることにより健康長寿社会の実現に向けた努力を行うなど、他のどの都道府県よりも、限られた予算の中で高齢化対策を進めることが求められているのである。

II 秋田県の少子高齢化対策

秋田県では、平成 26 年 3 月に、平成 26 年度から 4 年間を計画期間とする「第 2 期ふるさと秋田元気創造プラン」を作成している。当該プランにおいては、4 年間に取り組むべき施策を 6 つの重点戦略として整理している。特に、少子高齢化対策としては、「【戦略 4】元気な長寿社会を実現する健康・医療・福祉戦略」及び「【戦略 6】人口減少社会における地域力創造戦略」の中で体系化して推進するとしている。

1. 「第 2 期ふるさと秋田元気創造プラン」の概要

秋田県では、平成 22 年度から 4 年間、県の有する可能性を最大限に伸ばし、幅広い分野で秋田の元気を創り上げるため、「ふるさと秋田元気創造プラン」を県政運営指針として策定し、それに基づく施策・事業に取り組んできた。

しかしながら、その後も日本は新たな課題が生じており、秋田県においても少子高齢化の進行が速く、労働力人口が減少していくと見込まれており、地域活力の低下や経済規模の縮小など、社会的・経済的影響が懸念される状況にある。日本全国が人口減少局面にある中、秋田県のみでその減少に歯止めをかけることは難しい状況ではあるが、今後も秋田県が持続的に発展していくためには、若者の県内定着や少子化対策、子育て支援策等の直接的な歯止め策に加え、産業経済活動の維持・成長や働く場の確保のほか、人口減少社会を踏まえた新たな社会システムの構築など、どの都道府県よりも先んじて、先駆的な取り組みを進める必要がある。

このような考えのもと、県が抱える基本問題を克服するとともに元気な秋田を創り上げるため、平成 26 年度からの新たな県政運営指針として、「第 2 期ふるさと秋田元気創造プラン」を策定している。

2. 少子化対策について

「第 2 期ふるさと秋田元気創造プラン」の戦略の 1 つとして、「人口減少社会における地域力創造戦略」がある。この戦略は、秋田県の人口の趨勢を踏まえ、社会減対策、少子化対策、地域支え合いの社会づくり、地域の自立・活性化に向けた取組、協働による地域課題解決の促進、住民サービス水準の確保が課題であるとの認識のもと、「官民一体となった少子化対策の促進」、「子どもを産み・育てる環境の充実強化」等 8 つの施策を行うというものである。

今年度の監査対象事業に関連する施策としては、8 つの施策の内、「子どもを産み・育てる環境の充実強化」があるが、この施策は、安心ゆとりを持って子どもを産み、子育てできる環境を充実強化するために、1) 福祉医療費・保育料助成による子育て家庭への経済的支援、2) 子育て家庭の多様なニーズに対応した保育機能の充実、3) 放課後児童クラブ等の子どもが安心できる居場所づくりの促進、4) 不妊治療への支援、5) 企業による仕事と育児・家庭の両立支援の促進などを行うものである。そして、表 10 に示す 4 つの施策の方向性・取組みを提

第3 外部監査対象の概要

示している。

表 10 「(施策)子どもを産み・育てる環境の充実強化」の方向性及び取組み

方向性	取組み	主な取組み内容
子育て家庭の経済的負担の軽減	① 福祉医療費及び保育料の負担に対する支援	小学生以下の児童に対する医療費の支援 未就学児に対する保育料の支援
	② ゆとりのある住宅確保等の支援	住宅取得等に係る支援 県分譲宅地減額譲渡による土地取得への支援 子育て世帯等が入居しやすい公営住宅優遇入居制度の継続
地域の子育てサポート体制の充実	① 子育て支援活動団体や企業等による子育て支援の強化	子育てサークル等子育て支援活動団体のネットワーク交流会の開催 子育てサポーターの養成・組織化及び活用促進 子育て家庭優遇サービスの利用促進
	② 子育て支援拠点の充実	地域子育て支援拠点の運営等に係る支援 地域子育て支援拠点等の職員の資質向上に向けた研修
	③ 子どもたちが安心できる居場所づくりの促進	放課後児童クラブの運営等に係る支援
	④ 就学前の教育・保育の充実	病児・病後児保育や延長保育など特別保育事業の実施体制の強化 認定こども園の普及拡大及び幼稚園・保育所等への訪問指導などの支援
安心して出産できる環境づくり	① 妊娠や出産に対する支援	特定不妊治療（体外受精(IVF)及び顕微授精(ICSI)）に要した治療費に対する支援 「不妊ところの相談センター」による電話や面接での相談対応
	② 周産期母子医療センター等の周産期医療の機能強化	24時間受入可能な周産期救急体制の構築支援 分娩取扱施設が少ない地域における中核的な病院への運営支援
企業による仕事と子育てを両立できる環境づくり	① 企業に対するきめ細かな働きかけの実施	商工団体等との連携による企業への働きかけ 「子ども職場参観日」等による子育てしやすい職場づくりの促進 両立支援取組事例のPRや子育て後援企業等の表彰等による啓発
	② 両立支援に取り組む企業へのサポート強化	アドバイザーの派遣等による一般事業主行動計画の策定支援 仕事と家庭の両立支援への理解を深めるための研修会の開催 少子化対策応援ファンドの助成による両立支援の取組促進
	③ 男性の育児参加促進に向けた啓発等の推進	男性の育児参加促進に向けたイクメンネットワークの拡大 男性従業員が育児のための休暇等を取得しやすい職場環境づくりの支援

(出所) 「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」より抜粋。

(注) 表の4つの方向性の内、「企業による仕事と子育てを両立できる環境づくり」以外（□部分）は、今年度監査の対象事業に関連する方向性・取組みとなる。

3. 高齢化対策について

「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」では、高齢化対策に関する戦略として、「元気な長寿社会を実現する健康・医療・福祉戦略」が掲げられている。この戦略は、秋田県にとって、特に生活習慣病、がん対策、医療提供体制、高齢者福祉・障害者福祉等、自殺防止が課題であるとの認識のもと、4つの施策を行うというものである。

今年度の監査対象事業に関連する施策としては、4つの施策の内「高齢者や障害者等を地域で支える体制づくり」があるが、この施策は、高齢者が充実して過ごせる社会の実現に向けて、高齢者の社会参加や健康づくりを進めるとともに、要介護者や認知症患者、障害者、ひきこもりなど、誰もが安心して暮らせる体制を構築するというものである。そして、次の6つの施策の方向性・取組みを提示している。

表 11 「(施策)高齢者や障害者等を地域で支える体制づくり」の方向性及び取組み

方向性	取組み	主な取組み内容
高齢者の生きがい・健康づくりの促進	① 高齢者の社会参加・生きがいづくりと健康づくりを通じた介護予防の充実	老人クラブや長寿社会振興財団が取組む高齢者の社会参加等に向けた活動への支援
		高齢者を対象とした生きがいづくりや交流サロンへの支援
		「元気にとよむ十ヶ条」の普及啓発
		市町村が行う介護予防事業への支援
		第30回(平成29年)全国健康福祉祭(ねんりんピック)の開催
医療・介護・福祉の連携強化による地域包括ケアシステムの構築	① 医療・介護・福祉の連携強化	秋田県医療・介護・福祉連携促進協議会を中心に、各地域における連携体制の構築を促進
		市町村や関係団体による連携強化に向けた取組の支援
	② 地域包括支援センターの機能強化	地域包括ケアシステム構築のための市町村職員に対する研修会の開催
		地域ケア会議等の機能向上と活動支援
		地域包括ケアシステムに関する県民の理解の促進
	③ 在宅医療提供体制の整備と普及啓発	在宅医療拠点の整備の促進
		在宅医療を担う多職種に対する研修の実施
		多職種によるチーム医療の促進と病診連携の促進
		訪問看護ステーションのサービス体制の強化
	④ 介護施設の計画的な整備促進	フォーラムの開催等による在宅医療やかかりつけ医等についての普及啓発
		介護保険事業線計画及び老人福祉計画の策定
	市町村介護保険事業計画に基づく施設整備に対する支援	
認知症対策の促進	① 地域において認知症患者を支える体制づくり	認知症疾患医療センターを認知症サポート医・かかりつけ医や介護関連機関等との連携体制の構築
		県民に対する認知症についての普及啓発と認知症サポーターの養成

第3 外部監査対象の概要

表 11 「(施策)高齢者や障害者等を地域で支える体制づくり」の方向性及び取組み(続き)

方向性	取組み	主な取組み内容
障害者の地域生活支援体制の強化	① 障害者の地域生活支援体制の強化	障害者の地域生活を支える人材育成や相談体制の整備など、地域生活支援体制の強化
		グループホームの整備促進等の障害福祉サービスの充実
		障害者の就労支援の強化と工賃水準の向上
		医療療育センターを拠点とした地域における教育支援体制の充実と発達障害者等に対する総合相談体制等の充実
ひきこもり対策の促進	① ひきこもりに関する相談支援体制の整備	相談業務(電話、来所、家庭訪問)の充実
		市町村や保健所、民間団体等の関係機関との連携体制の強化
	② ひきこもり等の若者に対する就業支援	ひきこもりに関する普及啓発
		市町村や保健所、民間団体等の職員に対する研修会の実施
介護・福祉人材の確保・育成	① 介護・福祉人材の確保	ひきこもりの当事者及び家族会の開催
		就職に関する相談や職業体験、スキルアップ等の就業支援の実施
		施設・事業所と求職者との雇用マッチングの強化
	② 職場定着の促進と人材の資質向上	潜在的有資格者や他分野で活躍している人材の活用、高齢者の参入や参画の促進
		介護、福祉の業務についての理解の促進
		職場定着の促進に向けた、専門的な指導を行うアドバイザーの派遣
		人材の定着に向けたセミナーや相談会の開催
		新任職員、中堅職員、指導者等の階層別研修の実施
		民間事業者による実践的な研修の実施

(出所)「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」より抜粋。

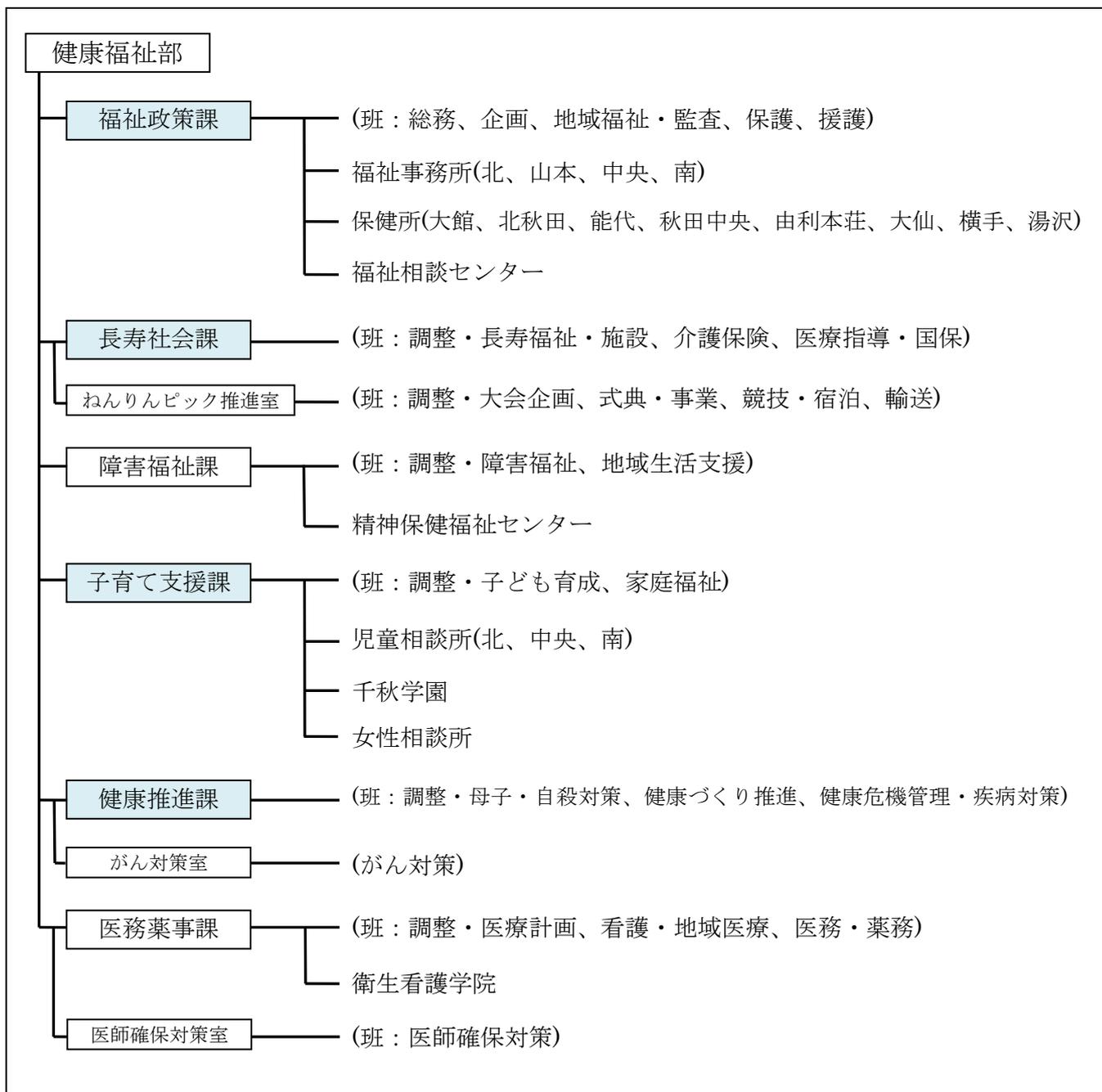
(注) 表の6つの方向性の内、「障害者の地域生活支援体制の強化」及び「ひきこもり対策の促進」以外(□部分)は、今年度監査の対象事業に関連する方向性・取組みとなる。

第4 外部監査の結論—総括—

1. 健康福祉部について

監査の対象は、少子高齢化に関連する事業の内、平成28年度に健康福祉部が所管した事業とした。監査の対象年度である平成28年度の健康福祉部の組織は以下のとおりである。

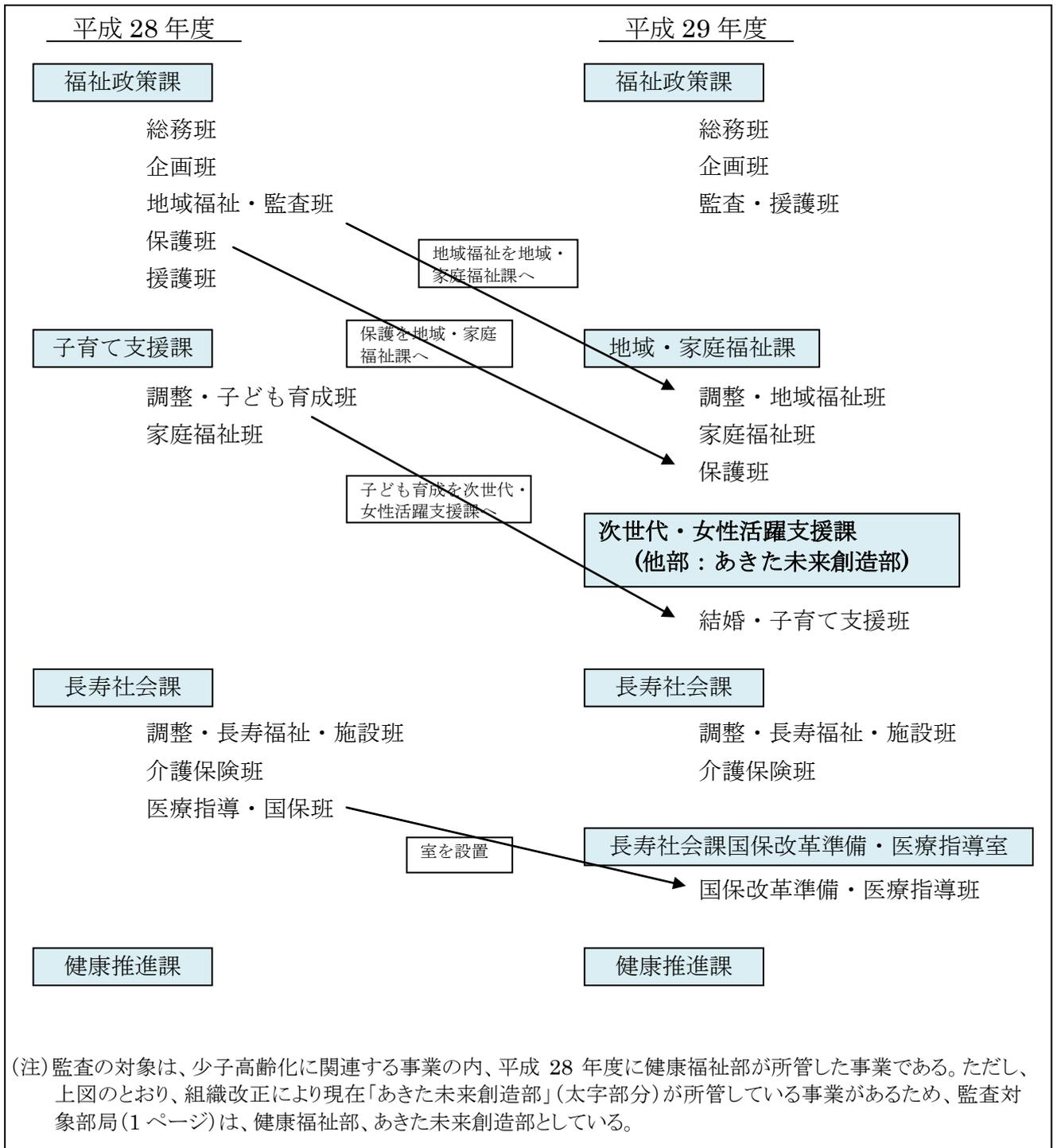
図4 平成28年度健康福祉部組織図



平成28年度健康福祉部の課室の内、監査対象とした事業を所管している課室は、福祉政策課、長寿社会課、子育て支援課及び健康推進課である(組織図の□)。

なお、健康福祉部は、平成29年度に組織改正が行われている。組織改正による監査対象事業の所管課の変更の状況は以下のとおりである。

図5 平成28年度と平成29年度の健康福祉部



2. 監査対象事業

監査対象とした事業及び平成 28 年度の決算額は以下のとおりである。

(1) 高齢化に関連する事業

(重点戦略) 元気な長寿社会を実現する健康・医療・福祉政策

(施策) 高齢者や障害者等を地域で支える体制づくり

施策の方向性	平成 28 年度所管課 (カッコ内は 29 年度)	事業名	平成 28 年度決算額 (千円)
高齢者の生きがい・健康づくりの推進	長寿社会課	元気で明るい長寿社会づくり事業	41,139
		高齢者の社会参加促進事業	4,739
		老人クラブ助成事業	28,375
		地域支援事業交付金	401,566
医療・介護・福祉の連携強化による地域包括ケアシステムの構築	福祉政策課	医療・介護・福祉連携促進事業	1,731
		在宅医療介護 ICT 連携推進事業	13,268
認知症対策の推進	長寿社会課	地域で支える認知症施策推進事業	31,923
介護・福祉人材の確保・育成	福祉政策課 (地域・家庭福祉課)	福祉保健研修・人材センター運営事業	45,261
	長寿社会課	介護人材確保対策事業	43,973
		外国人介護福祉士候補者支援事業	1,125
その他施策関連事業	福祉政策課	補聴器相談事業	18,149
	福祉政策課 (地域・家庭福祉課)	(新) 子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業	6,299
	長寿社会課	社会福祉施設職員退職手当共済費補助金	352,887
		老人福祉施設等環境整備事業	352,500
		地域介護福祉施設等整備事業	1,049,309
		民間社会福祉施設振興費補助金	25,796

第4 外部監査の結論－総括－

(重点戦略) 元気な長寿社会を実現する健康・医療・福祉政策
 (施策) その他施策

施策の方向性	平成28年度所管課 (カッコ内は29年度)	事業名	平成28年度決算額 (千円)
その他施策関連事業	福祉政策課 (地域・家庭福祉課)	秋田県社会福祉協議会助成費	43,698
		福祉サービス利用支援事業	48,021
		地域福祉サポート事業	2,000
		民生委員費	156,344
		地域生活定着支援事業	22,414
		社会福祉会館管理運営費	63,299
		社会福祉会館大規模修繕事業	2,618
	福祉政策課 (一部、地域・家庭福祉課)	福祉施設経営指導事業	3,936
	福祉政策課 (地域・家庭福祉課)	生活福祉資金等貸付事業	18,121
	長寿社会課	北部老人福祉総合エリア運営費	111,305
		中央地区老人福祉総合エリア運営費	115,695
		南部老人福祉総合エリア運営費	168,815
		施設入所者援護費	1,209
		軽費老人ホーム減免利用料補助金	233,938
	長寿社会課 (国保改革準備・医療指導室)	福祉医療費等助成事業(乳幼児・小学生分医療費分を除く)	2,700,113

(2) 少子化に関連する事業

(重点戦略) 人口減少社会における地域力創造戦略

(施策) 子どもを産み・育てる環境の充実強化

施策の方向性	平成 28 年度所管課 (カッコ内は 29 年度)	事業名	平成 28 年度決算額 (千円)
子育て家庭の経済的負担の軽減	長寿社会課 (国保改革準備・医療指導室)	福祉医療費等助成事業（乳幼児・小中学生医療費分）	946,295
	子育て支援課 (次世代・女性活躍支援課)	すこやか子育て支援事業	878,137
	子育て支援課 (地域・家庭福祉課)	児童手当県負担金	1,932,046
児童扶養手当支給事業費		355,720	
地域の子育てサポート体制の充実	子育て支援課 (次世代・女性活躍支援課)	地域の子育て力向上事業	6,775
		児童福祉諸費	33,314
		児童会館費	59,446
		子どもの居場所づくり促進事業	357,194
		市町村子ども・子育て支援事業	144,365
		(新) 子ども・子育て支援人材育成事業	3,793
		市町村子ども・子育て支援事業（子育て包括支援センター事業）	144,365
安心して出産できる環境づくり	健康推進課	「あきた健やか親子21」計画推進事業	21,208
		妊婦・出産への健康づくり支援事業	104,861

3. 監査結果総括

指摘事項は、福祉政策課 11、長寿社会課 4、子育て支援課 1、健康推進課 0 の計 16 となっている。

意見は、福祉政策課 10、長寿社会課 26、子育て支援課 6、健康推進課 2 の計 44 となっている。

【第5 I 福祉政策課】

事業名	指摘事項、意見		頁
1 在宅医療・介護 ICT 連携推進事業	指摘事項 1	二者以上のものからの見積書徴取の必要性について	42
	意見 1	単独随意契約の理由の文書化について	43
2 福祉保健研修・人材センター運営事業	意見 2	委託業務の内容について	46
	意見 3	センターが行う無料職業紹介について	47
3 補聴器相談事業	指摘事項 2	現金出納日計表について	51
	指摘事項 3	利用者満足度及びニーズ調査の不足について	52
	意見 4	事業の必要性の評価について	52
	意見 5	補聴器業者の公表について	53
	意見 6	補聴器業者の公募について	54
4 子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業	意見 7	アンケートのニーズ分析について	56
5 福祉サービス利用支援事業	指摘事項 4	補助先の旅費規程に反する支出について	59
6 地域生活定着支援事業	意見 8	業務実施完了報告書の充実について	62
7 社会福祉会館管理運営費	指摘事項 5	用水路管理業務の契約方法について	65
	指摘事項 6	樹木管理業務委託の契約事務について	66
	指摘事項 7	備品管理の不備について	66
8 社会福祉会館大規模修繕事業	指摘事項 8	委託先からの資料の返却確認について	68
	指摘事項 9	経営指導センターにおける非常勤職員への報酬形態について（福祉施設経営指導事業費補助金事業）	71
	指摘事項 10	福祉施設経営相談受付及び指導記録表の誤記載について（福祉施設経営指導事業費補助金事業）	72
	意見 9	経営指導センターのインターネット広報について（福祉施設経営指導事業費補助金事業）	73
9 福祉施設経営指導事業	意見 10	福祉サービス第三者評価制度の普及啓発について（福祉サービス第三者評価事業）	75
	指摘事項 11	徴収不能引当金の計上誤りについて	76
計	指摘事項 11、意見 10、計 21		

【第5Ⅱ 長寿社会課】

事業名	指摘事項、意見		頁
1 元気で明るい長寿社会づくり事業	意見 11	補助対象範囲の明確化と適切な収支報告の入手について	80
	意見 12	新しい総合事業取組支援事業のより効率的・効果的な実施について	81
	意見 13	委託料の適正な積算について	82
	意見 14	委託契約時の見積書の徴取について	83
2 高齢者の社会参加促進事業	指摘事項 12	補助金算出根拠の老人クラブ数について	85
	意見 15	市町村補助額の根拠資料について	86
	意見 16	より効果的な補助事業に向けた見直しについて	87
3 老人クラブ助成事業	指摘事項 13	補助金算出根拠の老人クラブ数や会員数について	89
	意見 17	市町村補助額の根拠資料について	91
	意見 18	老人クラブ助成の見直しについて	91
4 地域で支える認知症施策推進事業	意見 19	委託契約時の見積書の徴取について	95
	意見 20	補助金の実施計画・実績報告について	96
	意見 21	認知症施策の推進について	97
5 介護人材確保対策事業	意見 22	介護の職場体験事業の開始時期について	101
	意見 23	介護の職場体験事業における大学生への対応について	103
6 社会福祉施設職員退職手当共済費補助金	意見 24	請求額の根拠データの確認について	105
7 老人福祉施設等環境整備事業	意見 25	補助単価の算定方法について	107
	意見 26	補助金の交付条件について	108
8 地域介護福祉施設等整備事業	指摘事項 14	消費税等に係る仕入控除税額の報告について	111
	意見 27	補助対象事業における入札の実施について	112
9 老人福祉総合エリア運営費（北部、中央地区、南部）	指摘事項 15	指定管理者の公募期間中の個別交渉について	114
	意見 28	指定管理者選定委員会の独立性の確保について	115
	意見 29	施設の利用促進について	116
	意見 30	指定管理業務の収支の分析・評価について	118
	意見 31	指定管理者選定委員会等の役割について	121
	意見 32	過去の包括外部監査に対する措置状況について	121
10 施設入所者援護費	意見 33	日用品費支給の請求資料について	124
	意見 34	事業の見直しについて	125
11 軽費老人ホーム減免利用料補助金	意見 35	実績報告の誤りにについて	127
12 福祉医療費等助成事業	意見 36	照合結果の明確化について	131
計	指摘事項 4、意見 26、計 30		

【第5 III 子育て支援課】

事業名	指摘事項、意見		頁
1 すこやか子育て支援事業	意見 37	待機児童への対応について	134
3 地域の子育て力向上事業	意見 38	地域子育て家庭優待事業等の広報活動について	143
	意見 39	祖父母手帳の発行等について	143
4 児童福祉諸費	意見 40	読み聞かせの効果と今後の課題について	147
5 児童会館費	指摘事項 16	指定管理者へのモニタリングのあり方について	152
7 市町村子ども・子育て支援事業	意見 41	ファミリー・サポート・センター事業の課題とシェアリング・エコノミーについて	162
	意見 42	児童虐待への対応について	164
計	指摘事項 1、意見 6、計 7		

【第5 IV 健康推進課】

事業名	指摘事項、意見		頁
1 妊婦・出産への健康づくり支援事業	意見 43	思春期からの健康づくり支援事業について	170
	意見 44	女性健康支援センター事業に関する委託契約について	170
計	指摘事項 0、意見 2、計 2		

4. 監査結果総論

(1)「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」のこれまでの成果について

① これまでの成果と今後の推進方針

「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」は、平成26年度から平成29年度までの4年間を計画期間として、平成26年3月に策定された計画であるが、平成28年11月に、これまでの成果と最終年度(平成29年度)に向けた推進方針について、中間総括(注1)を取りまとめている。

(注1)「『第2期ふるさと秋田元気創造プラン』～これまでの成果と最終年度に向けた推進方針について～」(平成28年11月)(以下、「中間総括」という。)

表12 第2期ふるさと秋田元気創造プランとこれまでの成果(その1)

「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」		中間総括	
方向性	取組み	これまでの取組、成果 (定性的成果)	取組の達成状況 (定量的成果)
子育て家庭の 経済的負担の 軽減	① 福祉医療費及び保育料の負担に対する支援	全国トップレベルの子育て支援策のさらなる充実	—
	② ゆとりのある住宅確保等の支援		—
地域の子育て サポート体制 の充実	① 子育て支援活動団体や企業等による子育て支援の強化	—	・ファミリー・サポート・センターの提供会員登録 (H27)1,242人 【目標(H29)1260人】
	② 子育て支援拠点の充実	—	—
	③ 子どもたちが安心できる居場所づくりの促進	—	—
	④ 就学前の教育・保育の充実	—	・認定こども園数 (H27)53箇所(達成) 【目標(H29)53箇所】
安心して出産 できる環境づ くり	① 妊娠や出産に対する支援	特定不妊治療費の助成等による安心して出産できる環境の充実	—
	② 周産期母子医療センター等の周産期医療の機能強化		・周産期死亡率 (H27)累積2.9(千対) 【目標(H29)4.0(千対)】
企業による仕 事と子育てを 両立できる環 境づくり	① 企業に対するきめ細かな働きかけの実施	—	—
	② 両立支援に取り組む企業へのサポート強化	—	・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定件数(従業員100人以下の企業) (H27)724件(達成) 【目標(H29)630件】
	③ 男性の育児参加促進に向けた啓発等の推進	—	—

(出所)「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」及び中間総括に基づいて監査人が作成。

表 13 第2期ふるさと秋田元気創造プランとこれまでの成果(その2)

「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」		中間総括(平成28年11月)	
方向性	取組み	これまでの取組、成果 (定性的成果)	取組の達成状況 (定量的成果)
高齢者の生きがい・健康づくりの促進	① 高齢者の社会参加・生きがいづくりと健康づくりを通じた介護予防の充実	—	—
医療・介護・福祉の連携強化による地域包括ケアシステムの構築	① 医療・介護・福祉の連携強化	医療・介護・福祉の連携強化による地域包括ケアシステムの構築	—
	② 地域包括支援センターの機能強化		—
	③ 在宅医療提供体制の整備と普及啓発	—	・在宅療養支援診療所数(H27)累積76箇所 【目標(H29)累積111】 ・訪問介護ステーション施設数(H27)累積44 【目標(H29)累積63】
	④ 介護施設の計画的な整備促進	—	—
認知症対策の促進	① 地域において認知症患者を支える体制づくり	認知症対策の充実強化	・認知症サポーター数(H27)累積64,264人(達成) 【目標(H29)累積50,000人】
障害者の地域生活支援体制の強化	① 障害者の地域生活支援体制の強化	障害者の地域生活支援体制の強化	・居住系・日中活動系サービス利用人数(H27)累積10,498人 【目標(H29)累積11,640人】
ひきこもり対策の促進	① ひきこもりに関する相談支援体制の整備	ひきこもり対策の充実強化	・ひきこもり相談支援センターにおける相談件数(H27)累計235件 【目標(H29)累計435件】
	② ひきこもり等の若者に対する就業支援		—
介護・福祉人材の確保・育成	① 介護・福祉人材の確保	介護・福祉人材の確保・育成	—
	② 職場定着の促進と人材の資質向上		—

(出所)「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」及び中間総括に基づいて監査人が作成。

② 中間総括の評価

(指摘事項又は意見ではないが、県に対して期待する事項)

監査の対象とした「(施策)子どもを産み・育てる環境の充実強化」と「(施策)高齢者や障害者等を地域で支える体制づくり」に関する事業の中間総括における定性的及び定量的な成果を示したものが、表12及び表13である。中間総括の時点では、定量的な目標を達成していない事業もあるが、おおむね順調に施策が進められているものと思料される。

ただし、「(施策)子どもを産み・育てる環境の充実強化」において代表指標として示された「出生数の平成29年度の目標値6,100人及び合計特殊出生率の平成29年度の目標値

1.45 は、いずれも現状では達成されていない。たとえば、出生数は、目標値 6,100 人であるのに対し、秋田県公表の数値（「平成 29 年 秋田県の人口と人口動態[速報]」（平成 29 年 11 月 秋田県企画振興部調査統計課））では、平成 27 年に 6,000 人を割り込み 5,988 人となり、その後平成 28 年が 5,739 人、平成 29 年が 5,461 人と、出生数の減少に歯止めがかかっていない。

また、「(施策) 高齢者や障害者等を地域で支える体制づくり」において代表指標として示された健康寿命（平均寿命の伸びを上回る健康寿命の延伸）は、中間総括（『第 2 期ふるさと秋田元気創造プラン』～これまでの成果と最終年度に向けた推進方針について～）「第 II 章 数値目標の達成状況」では記載されていない。出生数は表 3（8 ページ）で示したとおり人口の減少を食い止めるためには重要な数値である。また、健康寿命は、高齢化が進行する中限られた県予算の中で高齢化対策を着実に進めるためには重要な数値である。したがって、いずれの数値も重要であり、今後さらなる達成に向けた努力は必要であろう。

さらに、中間総括では触れられていない取組み又は「その他の主な施策」で簡単に触れられている程度で、具体的な進捗状況が触れられていない取組み、たとえば「高齢者の社会参加・生きがいづくりと健康づくりを通じた介護予防の充実」などもあり、今後さらなる取組みの充実を行い、具体的な成果（定性的成果、定量的成果）の発現を期待するところである。

(2) 少子高齢化に対するこれまでの施策とその評価について

① 秋田県の少子高齢化に対するこれまでの主な施策とその検証

㊦ 第3子以降の出生数向上の取組とその検証

平成3年度からスタートした「秋田県新総合発展計画」において人口減少問題が重要課題として位置づけられ、その解決に向けて「第3子以降を対象とした保育料の助成及び奨学金制度」が実施された。

具体的には、少子化対策として、第3子以降の乳幼児(0～6歳)の保育料に対して助成する「すこやか子育て支援事業(保育料助成)」及び、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、奨学金を貸与する「すこやか奨学金基金・すこやか奨学金貸与事業」が実施された。

2つの施策のうち、「すこやか子育て支援事業」は、補助率や対象範囲、所得制限などの事業の見直しを行いながら、現在も継続している。一方、「すこやか奨学金基金・すこやか奨学金貸与事業」は、平成20年度で新規採用は終了し、平成21年度からは秋田育英奨学金に統合され、多子世帯に限定した新規貸与者枠を廃止している。

当該施策に対する県の検証は以下のとおりであった。

図6 第3子以降の出生数向上の取組に対する検証

平成2年まで全国平均より低い状況が続いていた第3子以降の出生割合は、平成5～12年頃までの期間は全国平均並みの割合を維持しており、また、合計特殊出生率も事業開始後の平成3～18年の間全国平均を上回っている。

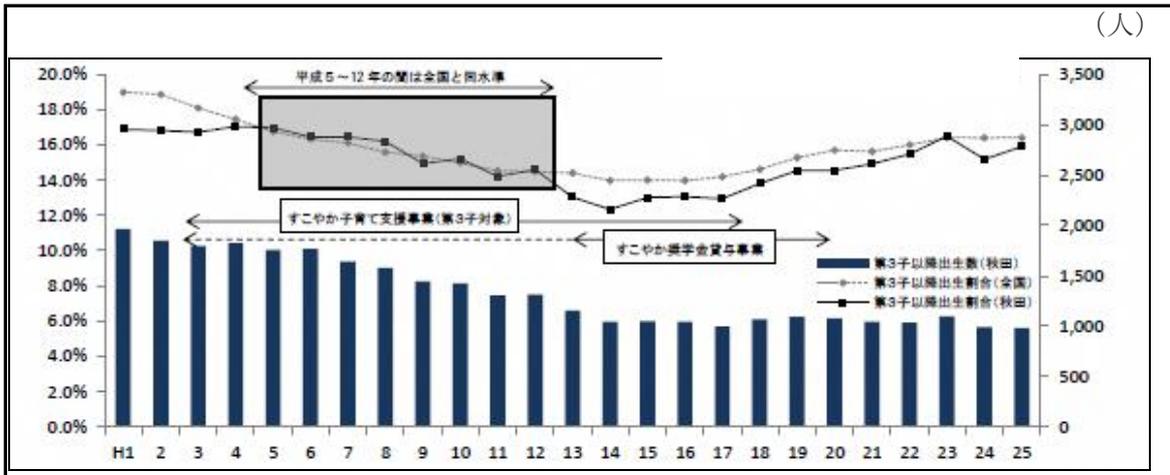


全国的に第3子の出生割合及び合計特殊出生率が低下している中で、一定期間にわたり、秋田県の数値が持ち直していた状況を鑑みると、保育料の無料化や奨学金制度は、第3子以降の出生に関し一定程度寄与したものと考えられる。

(出所)「秋田の人口問題レポート」(平成27年3月、人口問題対策プロジェクトチーム)。

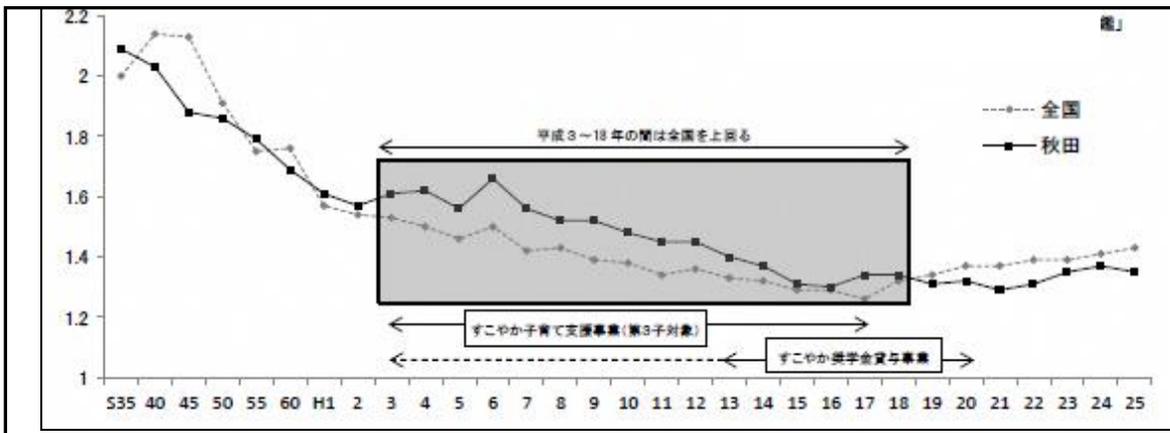
(注) 太字や下線は、監査人が記載。

図 7 第 3 子以降の出生数(秋田県)及び第 3 子以降の出生割合(秋田県・全国)



(出所)総務省「人口動態推計」及び秋田県「衛生統計年鑑」。

図 8 合計特殊出生率



(出所)総務省「人口動態推計」及び秋田県「衛生統計年鑑」。

このような検証に対し、後述する政府の施策を説明している「少子化社会対策白書(少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概要に関する報告書)」(平成 29 年度版、内閣府)(注 1)においても、「第 3 節 3 人以上子供が持てる環境の整備」において、多子世帯の経済的負担の軽減、多子世帯又は第 3 子以降を対象とする保育所等の優先利用、及び住宅政策における多子世帯への配慮・優遇措置が示されており、当該施策としては有効であった時期もあり、一定の評価をすることはできると考えられる。

(注 1) 当該白書は、少子化対策基本法(平成 15 年法律第 133 号)第 9 条に規定する「少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書」であり、政府が毎年国会に提出しなければならない。

① A ターン就職支援の取組とその検証

A ターンとは、秋田県への UIJ ターンに対する総称で、秋田 (Akita) へのオールターンの願いを込めて名付けられたものであるが、平成 3 年度以降、秋田への就職をさらに促進するため、以下の施策を実施している。

図 9 実施内容の推移

平成 3 年度	【体制支援】	財団法人秋田県ふるさと定住機構の設立、ふるさと定住基金の造成、住宅・教育等生活関連情報を提供、ふるさと就職相談会（東京・県内）、家族見学会の実施
	【動向把握】	A ターン希望者動向調査の実施、希望者登録制度の充実
平成 4 年度	【体制支援】	「A ターンプラザ秋田」の開設（東京：有楽町）、相談員の配置（2 名）、A ターン情報システムの運用開始
平成 5 年度	【情報提供】	首都圏において TV スポット CM 放映
平成 18 年度	【体制支援】	「A ターンプラザ秋田」移転（東京：有楽町から都道府県会館内に移転）
平成 19 年度	【体制支援】	A ターン登録者に対し就職面接交通費の助成、相談員の配置（3 名）
平成 20 年度	【体制支援】	A ターンプラザ内に無料職業紹介所開設、本庁及び秋田を除く各地域振興局に雇用労働アドバイザーを配置（8 名）
平成 24 年度	【体制支援】	就職面接会参加企業への参加経費助成を開始（平成 25 年度実績：36 件）
平成 25 年度	【動向把握】	新規登録者入力用フォームの新設（ふるさと定住機構の HP に入力フォームを表示）

（出所）「秋田の人口問題レポート」（平成 27 年 3 月、人口問題対策プロジェクトチーム）。

これに対して、県の検証結果は以下のとおりであった。

図 10 A ターン就職支援に対する県の検証結果

県外から県内就職した人数 (A ターン就職者数) は、「A ターン就職促進事業」を開始した平成 3 年度より、県内外の景気状況等にかかわらず毎年千人前後で推移している。

これは、平成 3 年のバブル崩壊や平成 20 年のリーマンショック以降の景気後退局面において、大都市圏の景気後退の影響が地方よりも大きかったことや、「財団法人秋田県ふるさと定住機構」の設立やきめ細かな情報 (求人、住宅、教育等生活関連) 提供、テレビ CM による PR、A ターンプラザ内への無料紹介所開設などにより、A ターン登録者数を安定して (毎年 2 千人前後) 確保できたことによるものと考えられる。

しかしながら、戦後一貫して続いている社会減の歯止めとしては十分ではなく、「A ターン」事業の尚一層の取組の強化が求められている。

（出所）「秋田の人口問題レポート」（平成 27 年 3 月、人口問題対策プロジェクトチーム）。

（注）太字や下線は、監査人が記載。

㊦ 企業誘致の取組とその検証

上記に示すように、当該事業については過去の施策として一定の評価はできるが、「A ターン」事業の推進のためには、さらに何らかの新たな取組が必要とされよう。これに対する、事例の紹介は後述する。

他県も同様であるが、昭和 30 年代の若年労働力の県外流出や県外の出稼ぎへの対応として、県内に雇用の場を拡大するため、既存工業の育成拡大・成長性のある企業の誘致が求められたのがきっかけであった。当該施策の主な流れは以下のとおりである。

図 11 実施内容の推移

昭和 36 年	「豊富な労働力と広大かつ、低廉な工業用地」をキャッチフレーズに、「一町村一工場」を基本方針として、企業誘致を始める。
昭和 37 年	秋田県工業化促進条例(昭和 38 年以降の税の減免等の優遇措置)
昭和 40 年	秋田県工業施設整備基金条例(機械等の整備をする市町村への資金の貸付)
昭和 45 年	「9 ブロック 10 団地構想」
昭和 47 年	工業再配置促進法に基づく補助金等の開始
昭和 56 年	企業立地促進基金条例(新設事業への低利融資)
昭和 56 年	秋田空港開港
昭和 56 年	臨空港型工業団地(秋田市御所野地区、河辺町七曲地区)整備
昭和 58 年	これまでの資金を統合し「秋田県企業立地促進資金貸付金」を創設
平成 3 年	秋田湾新産業拠点(A-BIZ)を整備(現在空きがほとんど)
平成 4 年	テクノサテライト企業育成事業補助金創設
平成 5 年	海外シフト等対策支援事業補助金創設
平成 7 年	コスト削減対策支援事業補助金創設
平成 8 年	基盤業種導入促進事業費創設
平成 9 年	秋田県企業誘致推進協議会設置
平成 19 年	企業立地促進法施行



昭和 36 年度から平成 25 年度までの実績は、延べ誘致件数 647 件、うち撤退・廃止等 317 件で、平成 26 年 3 月末現在 330 の企業が県内で活動を継続している。

工業団地の整備としては、18 の工業団地を整備しており、造成面積は 572.9ha で、うち分譲している団地は 11 団地、分譲・貸付済みは 380.6ha

(出所)「秋田の人口問題レポート」(平成 27 年 3 月、人口問題対策プロジェクトチーム)。

これに対する評価としては、県内に一定の雇用機会を提供したが、戦後一貫して続く人口の社会現象を解消するまでには至っておらず、今後も、産業集積に向けた取組の継続が求められるとしている。

① 昭和40年代の集落移転の取組と検証

過疎問題に対応して、田代町(現:大館市)が昭和41年全国で初めての「辺地小集落解消促進条例」を制定したのを契機として、集落移転事業が始まり、以下のように現在に至っている。

図12 実施内容の推移

昭和44年 秋田県集落再編成事業推進要綱(市町村が行う集落再編事業に対する助成)

昭和45年12月までに、集落再編に関する条例を12町村が策定

昭和46年 集落再編事業による移転に関する不動産取得税の免除

昭和48年 1戸当たりの移転費の補助限度額を倍額に引き上げ

これらに、国土庁による過疎地域集落再編事業が加わる。



最大で96集落、430戸程度が移転したとされる。

(出所)「秋田の人口問題レポート」(平成27年3月、人口問題対策プロジェクトチーム)。

当該施策について数値的評価を行うことは困難であるが、意識調査によると、移転住民の8割が「移転してよかった」と回答しているとされる。

ただし、「移転には経済的な負担が発生する(新たな家屋の建築、旧家屋の解体)」、「移転等を選択するか否かを決定するのは、集落に暮らす住民自身であることが大原則である」点や、平成12年の総務省の意識調査では、約7割が引き続き今の集落に居住する意向であった点、集落移転による地域(里山等)の荒廃により、安全・安心な食料や水、エネルギーの供給、国土の保全など、国民全体の安全・安心な生活を支える重要な公益的機能が失われることもあるという点等の課題が残されているとされる。

② 秋田県の少子高齢化対策に対する評価

(指摘事項又は意見ではないが、県に対して期待する事項)

㊦ 建設工事入札における参加資格の男女共同参画の取組の評価について

秋田県においては、県内の企業の男女が共に働きやすい職場環境づくりの取組を促進させるために、当該取組を実施している団体については、県の入札参加資格審査制度の活用を通じて、一定の評点を付与することでその促進を後押しする仕組みを導入している。

具体的には、建設工事入札において、入札参加資格の面談審査日まで、男女共同参画課に所定の調査票等を提出することで、評点 10 点が付与されるとしている。当該政策は非常に評価できるものと言える。ただし、当該類似の試みをしている自治体は横浜市等まだ少ないものの、国においては既に以下に示す機能が制度化されている。

つまり、国においては、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章(平成 22 年 6 月 29 日仕事と生活の調和推進官民トップ会議)」「(明日への投資)において仕事と生活の調和の実現に向けた取組を宣言し、「女性活躍加速のための重点方針 2015(平成 27 年 6 月 26 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)」を経て、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)」「(女性活躍推進法)が定められている。

女性活躍推進法第 20 条(国等からの受注機会の増大)においては、国は当該法に従うことを義務付けられているが、地方公共団体については、「国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。」として努力目標にとどまっている。

これを受けて「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取扱指針」が示され、

- 総合評価落札方式、規格競争方式において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定(えるぼし認定等)の取得企業や女性活躍推進法に基づく計画策定中小企業)を加点評価。
- 取組の実施に当たっては、不正な手段を使った企業が採用されることのないよう、適切な基準を設定し、公正かつ客観的な評価や取扱いを行う。
- 実施の際には、憲法の平等原則との関係を踏まえつつ、公正性及び経済性の確保等、対象となる公共調達及び補助金の各制度が本来達成すべき目的が阻害されないよう配慮する必要がある。

とし、さらに、

- 男女共同参画等に取り組む企業、ワーク・ライフ・バランス等推進企業等に対し、調達案件の把握方法を知らせる等の啓蒙活動を行う。

- 指名競争入札による調達を行う際、指名基準に該当する企業にワーク・ライフ・バランス等推進企業等がある場合には、指名先に含める。
- 少額随意契約の際、ワーク・ライフ・バランス等推進企業等を見積先に含める。

としている。具体的には、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標として、「女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)」、「次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)」及び「若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)」については、総合評価落札方式等において総配点の3%、5%及び10%分を設定することとしている。

このため、女性活躍推進法第20条の趣旨からすると、秋田県における現在の施策を一步進め、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の認定企業についてもさらなる優遇措置を行うことが求められることが望ましいと考える。

④ CCRC と秋田県のあり方

政府が掲げる地方創生の主要施策のひとつとして、「日本版 CCRC (Continuing Care Retirement Community)」(注1)の構想がある。これは、東京圏をはじめとする地域の中高齢者が、希望に応じて、地方やまちなかに移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指すもので、この構想の意義としては、①中高齢者の希望の実現、②地方へのひとの流れの推進、③東京圏の高齢化問題への対応、の3つの点が挙げられている。(注2)

このため、各地方において導入可能性に向けた検討がはじまっており、秋田県においても実現に向けて勉強会等が開催されている。

しかし、日本国内での動きは、一般的に CCRC の持つ本来のソフト面の機能ではなく、ハード面にばかり目が向きがちである点には注意を要する。今から20年ほど前、日本で最初に開発された CCRC とされる福岡県朝倉市の「CCRC 美奈宜の杜」では、そのハード面ばかり強調されソフト面が追い付かず、当初の計画どおりには進んでいない。

このため、県が参考とすべきは CCRC の形にとらわれず、高齢者が地域において多世代とともにコミュニティを形成して住み続けられるために本来必要とされるソフト面の機能についてであろう。ハード面はできるだけ既存のものを活用しつつ、秋田県らしい特徴を兼ね備えたものが望ましいと考える。例えハード面の開発が優れていても、高齢者だけが一定の地域に隔離され、お仕着せのサービスや食事を提供されても、誰も求めないであろう。

(注1) 定年後の高齢者を対象とするアメリカの医療・介護制度で、自立生活が可能のうちに入居し、必要に応じて介護・看護・医療などのサービスを受けながら共同生活を送ることができる仕組みで、これをベースに2015年12月に政府は、「生涯活躍のまち」を目指す「日本版 CCRC 構想(最終報告)」を取りまとめた。

(注2) 「生涯活躍のまち」構想に関する手引き(第3版)。

テーマ：秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について

ここでソフト面の対応として、むしろ参考となるのが、近時注目されているアメリカの「ビーコンヒル・モデル」(注 3)である。ビーコン・ヒル(Beacon Hill)自体は、アメリカのマサチューセッツ州ボストン市内にある富裕層の住宅地であるが、重要なことはそこでのハード面の優位性ではなく、高齢者がその街に住み続けられる仕組みである。

当該モデルの特徴は、①ビレッジ・コンシェルジュという充実した生活支援サービス、②コミュニティ・サービスの充実(地域住民との様々な交流の仕組)、③コミュニティ会員向けの割引サービス等であるとされる。(注 4)

具体的には、以下に示す 15 のケア(サービス)からなる仕組である。

(注 3) <http://www.retirementconcepts.com/locations/beacon-hill-villa/>
<https://www.citylab.com/life/2015/09/why-seniors-are-forming-villages-to-age-in-place/405583/>
<https://www.senioradvisor.com/blog/2014/07/stay-at-home-retirement-villages-the-basics-of-the-beacon-hill-model/>

(注 4) <http://www.nikkeibp.co.jp/article/gdn/20121119/331103/>

- 24 時間医療介護
- 多機能化粧室
- 主治医
- スパ施設
- 緊急時通報システム
- 火災報知
- 庭園・中庭
- ハウス・キーピング
- 洗濯サービス
- 図書室
- 娯楽室
- 身の回りの世話のサービス
- セキュリティシステム
- 工作室等趣味のスペース
- ワイファイ

(出所) <http://www.retirementconcepts.com/locations/beacon-hill-villa/>。

どれをとっても本来そう難しくないものではあるが、すべてを完備しつつ、それを一定のコミュニティの領域内で実現させることは簡単なことではないかもしれない。

秋田県のように、冬場において積雪を前提とする地域においては、高齢者がコミュニティ内を自由に歩き回れる環境を構築することは困難な部分もあろうが、その一方で、温泉などの自然環境資源を十分に利用できるというメリットも享受しうると考えられる。

コンパクトで、かつ秋田県の独自性を生かした高齢者を中心とするコミュニティの実現に向けて、今後の努力が期待される。

この場合重要となるのは、各種サービスが会員組織でなされる点で、何らかの協同組合の存在と、それを支える資金的裏付け、さらには後方支援としてのボランティア(有償であってもよい)の存在であろう。

第 5 外部監査の結論－事業別－

I 福祉政策課

1. 在宅医療・介護ICT連携推進事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

秋田県は急速に少子高齢化が進んでおり、平成 29 年 10 月 1 日現在の人口は 995,374 人で、一方、平成 29 年 7 月 1 日現在の 65 歳以上の高齢者数は 353,786 人、高齢化率は 35.5%と県民の約 3 人に 1 人以上は高齢者であり、今後も高齢者の人口割合は増加し続けることが予想される。そのような状況で、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築の推進が望まれている。

地域包括ケアシステムでは在宅療養者を中心に医療・介護に関わる病院、薬局、介護事業者などの関係者が連携し、包括的に在宅医療・介護サービスを提供する必要がある。そのためのツールとしてICT(注 1)がある。医療・介護に関わる関係各者がICTを活用した情報共有を行うことで、在宅療養者の日常の様子や状態の変化をタイムリーに把握するとともに、それぞれの職種が有する情報の一元化と情報共有にかかる作業の効率化を図ることを通じて、地域の在宅医療・介護サービスの質の向上を図ることが可能となる。

当該事業は、由利本荘・にかほ地域をモデルとして、在宅医療と介護に携わる関係者間の情報共有を図るため、ICTを活用した連携システム構築を推進するための経費に対して補助金交付を行うものである。詳細は以下の表 14 のとおりである。

(注 1). ICT・・・ Information and Communication Technology の略。「IT (Information Technology)」とほぼ同義であるが、情報通信技術を利用した情報や知識の共有・伝達といったコミュニケーションの重要性を伝える意味で「Communication」が加えられている。

表 14 事業の詳細

実施主体（補助先）	一般社団法人 由利本荘医師会
補助金名称	秋田県在宅医療・介護 I C T 連携推進事業補助金
補助金対象経費	連携システム構築費及びシステム運営費など
補助金の財源	地域医療介護総合確保基金（国 2/3、県 1/3）
事業期間	平成 27 年度～平成 29 年度

第5 外部監査の結論－事業別－

I 福祉政策課

補助金実績額	平成 27 年度 5,333,000 円 平成 28 年度 13,268,000 円
平成 30 年度以降の展望	由利本荘医師会におけるモデル事業の実施を踏まえ、県内他地域で同様の事業展開を行う予定
これまでの主な事業実績	<p>1) ICTシステムの構築・運用</p> <p>ICTシステム「ナラティブブック秋田」の構築・運用の実施。ナラティブブック秋田は、インターネットコミュニケーションツールを活用して、本人が主体となって管理する情報を、医療福祉介護従事者と本人及び家族が共有できるクラウドサービスであり、情報は、本人、家族そして医療福祉介護従事者がモバイル端末（パソコンやタブレットなど）を使い入力することでタイムリーに共有をすることが可能となる。</p> <p>登録利用施設数は、平成 28 年 3 月末：9 施設、平成 29 年 3 月末：42 施設と順調に拡大傾向にある。</p> <p>2) 利用促進普及活動</p> <p>在宅医療・介護 ICT 連携システム参加者（患者、家族、医療従事者等）への広報活動や説明会（平成 28 年度の開催は 7 回）の実施</p> <p>3) 運営委員会の開催</p> <p>運営委員会を組織し、システムの運用を効果的に実施するため、機能及び運用方法等を決定するとともに、システムの操作性等について検討した（平成 28 年度の開催は 5 回）。</p> <p>4) 参加者との連絡調整</p> <p>在宅医療・介護 ICT 連携システム参加者からの問い合わせ、施設登録、利用者登録に関する業務を行った。</p>

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	5,333	13,450
決算額	5,333	13,268

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	13,268	由利本荘医師会への補助
その他	—	
合計	13,268	

国	—	—%
県一般財源	—	—%
その他(地域医療介護総合確保基金)	13,268 千円	100%

(2) 監査の結果

【指摘事項1】 二者以上のものからの見積書徴取の必要性について

「秋田県在宅医療・介護ICT連携推進事業補助金交付要綱」にて、補助先が行う契約事務について「県が行う契約手続の取扱に準拠」することが求められている(下記囲み参照)。しかし、監査を行った結果、補助先において「県が行う契約手続の取扱に準拠」しているとはいえない契約事務が存在した。

秋田県在宅医療・介護ICT連携推進事業補助金交付要綱 抜粋

第6 (7) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱に準拠しなければならない。

平成 27 年度において、補助先は地域企業よりノートパソコン 1 台 169,020 円を購入している。契約形態は、地域企業 1 社から見積書を徴取後、随意契約を行った。

県が同様の契約(随意契約)を行う場合には、競争性確保の観点から、二者以上のものから見積書を徴取し、最も安価かつ予定価格以内の業者とすることが求められているところである(秋田県財務規則 172 条)。

補助先が秋田県財務規則に反し一者のみから見積書の徴取とした理由は「同機種の市場価格等を担当者が調査・比較し、地域企業 1 社の見積額が妥当な額であるとの判断から、購入したものである」とのことであった。このような契約事務では、たとえ価格の妥当性は確認できたとしても見積合わせにて、より低額で調達できた可能性も否定できないことから競争性は認められず、県が行う契約手続の取扱に準拠しているとはいえない。

また、県は補助事業完成検査において、当時の担当者が電話やメールでヒアリングを行い、当該パソコンの機能や必要性、価格の妥当性等についても確認しており一定のチェック機能

は働いていたものと説明しているが、補助事業完成検査において特段ヒアリング・調査等行った形跡は検査調書等からは見えない。今後県として、補助先へ要綱遵守の徹底を求めるとともに、深度ある補助先の契約事務の検査を行うことを求める。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見1】 単独随意契約の理由の文書化について

補助先は、ICTシステムの構築・運用を県外のシステムベンダーX社へ委託しており、平成27年度3,700,000円、平成28年度12,500,000円を支払っている。契約は入札や見積合わせを行うことなく単独でX社となされた。この理由は「ナラティブブックは、既成の連携システムとは異なり、オランダのビュートゾルフという取組をヒントにした富山県の医師の発案を踏まえ、利用者(患者)主体の独自のシステムとして同社が開発したものであり、同社以外では事業目的を達成することができないため、単独随意契約とした」と口頭で説明を受けた。

県が同様の契約を行う場合は、原則的には地方自治法の求めるところにより一般競争入札が求められるが、その契約の性質又は目的が競争入札に適しないものである場合は例外的に随意契約が可能となり（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）、さらに二以上の見積り合わせの省略も可能（秋田県財務規則172条）となるため、前段に記載した当該システムの特異性をもって単独随意契約を行うことも相当程度合理的であるものと判断される。

問題は、X社以外の手続きベンダーの医療連携ICTシステムも数多くある市場環境において、X社への単独随意契約に至った理由が、監査における県から補助先への照会及び回答を根拠に説明されており、補助先から受け入れた報告書及び県の検査調書から読み取れないことである。この点について県は、委託先が同社となることも含め、事業内容を十分に確認した上でモデル事業として実施することになったものであるため、改めて単独随意契約の合理性や妥当性等を確認・検証する必要はないと判断したとのことであった。

補助先による調達活動は間接的に公金の支出であり、厳格な公共性と競争性が求められるため、補助金交付要綱上「県が行う契約手続の取扱いに準拠」という文言が付されているものと解される。公金における調達活動における単独随意契約の利用は限定的であるべきであって、例外的に単独随意契約を行った場合には、理由を明確に契約関連書類に記録及び保存する必要がある、県の契約事務では同様の取り扱いがなされているところである。そうすることで単独随意契約の合理性が容易に疎明可能となり、契約の公共性・透明性・説明責任が確保されることとなる。今後、県は単独随意契約に至った理由の文書化、文書の県への提出を補助先へ求めることが望まれる。

2. 福祉保健研修・人材センター運営事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

県内の介護・福祉事業について、サービスが県民に適切に提供されるよう研修を行い、従事者の資質の向上を図るとともに、無料職業紹介事業所として求職者への就労支援を行うものである。

事業内容は次のとおりである。

表 15 福祉保健研修・人材センター運営事業の内容

項目	内容
(1)実施主体	秋田県
(2)委託先	社会福祉法人秋田県社会福祉協議会
(3)事業内容	①研修部門 17コース i. 行政職員研修 3コース ii. 施設等職員年数・職域別研修 12コース iii. 専門研修(課題別研修等) 2コース ②人材部門 i. 福祉人材情報システムの運営による求人求職の相談対応、登録、職業紹介業務の推進 ii. 福祉の就職フェア、福祉の仕事セミナーなど、広く県民を対象としたイベントの開催 iii. 人材確保に関する実態調査等、県内事業者を対象とした調査活動 iv. 人材センターホームページの運用等による各種情報の提供
(4)負担区分	①研修部門 県 10/10 (行政職員研修は国 1/2) ②人材部門 国 1/2(人件費は除く) 県 1/2

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	47,010	46,447	45,261
決算額	47,010	46,447	45,261

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
委託料	45,261	秋田県福祉保健研修・人材確保業務委託契約
合計	45,261	

国	2,592 千円	5.7%
県一般財源	36,629 千円	80.9%
その他(諸収入)	6,040 千円	13.4%

④ 都道府県福祉人材センターについて

社会福祉法第93条第1項により、都道府県知事は、社会福祉事業に関する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人であって、同法第94条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県福祉人材センター(以下、「都道府県センター」という。)として指定することができる。この都道府県センターについて秋田県では、秋田県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)が「秋田県福祉保健人材・研修センター」(以下、「センター」という。)と称して運営している。

県は、県社協と平成18年3月24日に秋田県福祉保健研修・人材確保業務委託契約(以下、「委託契約」という。)を締結しており、その契約が現在まで引き継がれている。

委託契約書は委託事業について次のように定めている。

- (1) 社会福祉法第21条に定める研修業務
- (2) 社会福祉法第94条に定める都道府県福祉人材センターに関する業務
- (3) 他の福祉保健関連研修及び人材確保実施機関等との連絡調整
- (4) その他、福祉保健に関する研修及び人材確保の実施に当たり必要な業務

また県は、県社協と毎年度、秋田県福祉保健研修・人材確保業務に関する協定書(以下、「協定書」という。)を締結しており、各年度の委託料などは協定書に定められている。

※社会福祉法第21条

この法律、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の施行に関する事務に従事する職員の素質を向上するため、都道府県知事はその所部の職員及び市町村の職員に対し、指定都市及び中核市の長はその所部の職員に対し、それぞれ必要な訓練を行わなければならない。

※社会福祉法第 94 条で定める都道府県センターが行う業務。

- (1) 社会福祉事業に関する啓発活動を行うこと。
- (2) 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究を行うこと。
- (3) 社会福祉事業を営業者に対し、第 89 条第 2 項第 2 号に規定する措置の内容に即した措置の実施に関する技術的事項について相談その他の援助を行うこと。
- (4) 社会福祉事業の業務に関し、社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者に対して研修を行うこと。
- (5) 社会福祉事業従事者の確保に関する連絡を行うこと。
- (6) 社会福祉事業に従事しようとする者に対し、就業の援助を行うこと。
- (7) そのほか社会福祉事業従事者の確保を図るために必要な業務を行うこと。

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見2】 委託業務の内容について

センターは、社会福祉法第 93 条第 1 項に基づき、秋田県知事の指定を受けて県社協に設置されている福祉分野の無料職業紹介所である。職業安定法に基づき、厚生労働大臣の許可を得て無料職業紹介を実施しており、また、福祉保健事業従事者を対象とした研修事業を実施している。

県は、センターの業務を県社協に委託している。県社協とは毎年度、協定書を締結しており、協定書には委託料が明記されている。

協定書に記載されている平成 28 年度の委託料は次のとおりである。

(1)人材確保事業	20,407 千円
(2)研修事業	24,209 千円
(3)福祉事務所職員研修事業	644 千円
合計	<u>45,261 千円</u>

協定書に含まれている平成 28 年度秋田県福祉保健人材・研修センター事業計画(以下、「事業計画」という。)は、センターが行う業務を表 16(次ページ)のように規定している。

この表に示した事業計画に記載されている項目について、協定書に示されている(1)人材確保事業、(2)研修事業、(3)福祉事務所職員研修事業とのつながりが明確となっていない。このため、事業計画に示されている各項目と委託料の関係が明確となっておらず、委託料の妥当性を十分に把握できない状況となっている。

協定書に示されている委託業務の区分と事業計画の記載内容のつながりを明確にしておく必要がある。

表 16 センターの事業計画

番号	項目	時期等
1	無料職業紹介機能、相談・斡旋体制の強化	随時
2	福祉の仕事セミナーの開催	月1回
3	高校生のための福祉の進路ガイダンスの開催	年1回(3地区)
4	福祉の就職フェアの開催	年2回(8月、2月)
5	福祉人材確保セミナーの開催	10月
6	福祉事業所等における人材確保・人材育成に関する実態調査の実施	年1回
7	求職者アンケートの実施	随時
8	関係機関、大学・短大等との情報交換、協力関係の強化	随時
9	情報提供機能の強化	随時
10	秋田県福祉保健人材・研修センター運営委員会の開催	年1回
11	社会福祉事業従事者を対象とした研修の実施	4～12月
12	職場研修への協力・支援	随時
13	研修ニーズの把握とカリキュラムの件等	随時
14	研修有料化及び研修受付システム導入の円滑な実施	随時

【意見3】 センターが行う無料職業紹介について

平成28年度の委託事業について、研修事業(講習会等の開催)などは実施する研修が協定書(事業計画)で明確となっているが、研修以外の事業の中には、事業計画で実施内容は定められていても、それをどの程度実施するのかという業務量が明確となっていないものが見受けられる。

たとえば、無料職業紹介機能、相談・斡旋体制の強化(以下、「無料職業紹介」という。)は、事業計画では次のように規定されている。

項目	時期等	概要
無料職業紹介機能 相談・斡旋体制の強化	随時	センターの普及を図りながら、県やハローワーク等が主催する就職相談会などへ出張相談を展開し、求職者支援の強化と採用人数の増を目指す。

無料職業紹介機能に関して、事業計画では県やハローワーク等が主催する就職相談会などへ出張相談を展開するとしているが、年間何回程度実施するのかが明記されておらず、また、事業計画以外でもこのことを規定した文書は確認できなかった。

平成29年4月14日付で県社協が県に提出している「求人・求職状況の月次推移等につ

テーマ：秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について

いて」によると、平成 28 年 11 月 7 日にハローワーク湯沢で開催された介護入門セミナーなどで出張相談を実施していることは確認できるが、このような出張相談に関して、当初どの程度予定していたのかが明確となっておらず、したがって、実績との対比も難しい状況となっている。

事業計画、協定書は、実施しようとする業務についてより詳細に記載しておく必要がある。

3. 補聴器相談事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

1) 事業の目的

一般社団法人日本補聴器工業会が行った調査「Japan Trak 2015」によると「難聴又はおそらく難聴だと思っている人」の年齢別割合は、45歳～54歳で7.2%、55歳～64歳で10.3%、65～74歳で18.0%、75歳以上で41.6%(サンプル14,316人)と、高齢となるに従い難聴者率が著しく増加していることがわかる。聞こえに不便があると仕事、学習、コミュニケーション、運動、移動、家庭生活、対人関係等に支障が生じ、社会的孤立や精神的不健康などの悪影響が懸念される。

少子高齢化が急速に進んでいる秋田県において、高齢者の健康と生きがいづくり推進を主目的として、当事業では難聴等により日常生活に支障をきたしている者を対象に補聴器に関する専門的な相談受付を行っている。事業の副次的な効果として、高齢の難聴者が業者から高額な補聴器を売りつけられるケースや、購入後の検査や指導も不十分なケース等の補聴器普及の妨げとなる状況を改善する狙いもある。

2) 事業の内容

秋田県福祉相談センター内に補聴器相談室を開設するとともに、補聴器診療車で県内各地の医療機関で巡回相談を実施し、予約により各種聴力検査、補聴器装用のためのフィッティング、補聴器購入後のフォローを行っている。補聴器相談室は月～金の10:00～16:00、巡回相談は月～金(水は休診)が相談日となる。

相談体制としては、日本耳鼻咽喉科学会秋田県地方部会と連携し担当医師の派遣を受けるとともに、看護師などの非常勤職員4名を相談員として配置している。相談員による相談等は無料にて行われるが、保険診療については通常の医療機関と同様に診療費が発生する。

3) 事業の沿革

当事業の開始年度は平成27年度である。平成26年度以前は一般財団法人秋田県成人病医療センターが同事業を行っていたが、平成27年3月31日の解散に伴い県が事業を引き継ぎ現在に至っている。

4) 事業の目標・実績

当事業における相談者数の月別推移は、表17のとおりである。平成28年度における相談者数実績は1,704人と目標2,868人を大きく下回っている。

表 17 平成 28 年度 相談数目標実績対比

(単位:人)

区分		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
新患	実績(a)	16	18	33	29	26	37
	目標(b)	25	32	56	50	32	52
	(a)-(b)	△ 9	△ 14	△ 23	△ 21	△ 6	△ 15
相談	実績(a)	65	105	136	111	106	108
	目標(b)	125	160	280	250	160	260
	(a)-(b)	△ 60	△ 55	△ 144	△ 139	△ 54	△ 152
合計	実績(a)	81	123	169	140	132	145
	目標(b)	150	192	336	300	192	312
	(a)-(b)	△ 69	△ 69	△ 167	△ 160	△ 60	△ 167

区分		10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
新患	実績(a)	25	37	26	17	18	24	306
	目標(b)	51	50	32	30	33	35	478
	(a)-(b)	△ 26	△ 13	△ 6	△ 13	△ 15	△ 11	△ 172
相談	実績(a)	108	153	152	119	100	135	1,398
	目標(b)	255	250	160	150	165	175	2,390
	(a)-(b)	△ 147	△ 97	△ 8	△ 31	△ 65	△ 40	△ 992
合計	実績(a)	133	190	178	136	118	159	1,704
	目標(b)	306	300	192	180	198	210	2,868
	(a)-(b)	△ 173	△ 110	△ 14	△ 44	△ 80	△ 51	△ 1,164

(出所) 県資料「平成 28 年度 相談者数及び診療報酬の目標」より監査人作成。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	(5 月補正) 13,768	20,304
決算額	11,119	18,149

(注) 当事業は平成 27 年度より開始。

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
報酬/非常勤職員報酬	9,144	補聴器相談員報酬
共済費	1,504	補聴器相談員社会保険料
報償費	1,208	派遣医師報酬
旅費	309	
需用費	1,491	診療車ガソリン代
役務費	288	
委託料	200	
使用料及び賃貸料	3,946	医療機器リース料等
負担金補助及び交付金	55	
合計	18,149	

国	—	—%
県一般財源	12,999 千円	72%
その他(診療収入)	5,151 千円	28%

(2) 監査の結果

【指摘事項2】 現金出納日計表について

平成 29 年 3 月の利用者から受け入れた現金の管理を現金出納日計表(手書)で行っている。現金管理の適切性を要点に監査を行ったところ、以下のとおり重要な問題事項が二点発見された。

県としては、福祉相談センターにおける出納事務については概ね適正に実施しているとのことではあるが、監査において検出された事項を踏まえると、今後さらなる現金管理事務の徹底が求められる。

1) 鉛筆書きであること

平成 29 年 3 月の現金出納日計表を閲覧したところ、部分的に鉛筆又はシャープペンシルにて作成されている状況であった。鉛筆等での記録がされてしまうと、消しゴムの使用などで自由に帳簿を操作できることから、正規の会計記録としての要件を満たさない。鉛筆等により会計記録の作成を行わないことは経理の基本であり、公金を扱う地方公共団体の出納事務として不適切である。

2) 記載誤りが散見されたこと

現金出納日計表上「H29/3/3 受入額 6,520 円 払出額 0 円 残額 0 円」(正しくは、残額 6,520 円)のような記載誤りが散見された。

【指摘事項3】 利用者満足度及びニーズ調査の不足について

県は、平成 27 年度(事業開始初年度)において利用者アンケートを実施していない。平成 28 年度は 2 月 6 日～3 月 10 日の約 1 ヶ月限定でのアンケート実施にとどまっている。また、平成 28 年度のアンケートは県から利用者へアンケート記入を依頼する方式で行われており、平成 27 年度から現在まで利用者の要望・苦情を吸い上げるための意見箱等の設置は行っていない。

平成 27 年度にアンケートを実施しなかった理由は、事業開始初年度であることからスピード感をもって事業を行いたかったためとのことであり、平成 28 年度において 1 ヶ月限定での実施にとどまった理由は、1 ヶ月限定のアンケートであっても、結果が年間の実施業務を推計する結果となるとの内部判断に基づくものとのことであった。

アンケートは事業の評価・改善に重要な意義を持つ。特に当事業は個人個人に対し直接的にサービスを実施していることから、その利用者満足度は事業評価に直結するところである。また、下記「【意見4】事業の必要性の評価について」に記載するとおり、当事業は全国的にも珍しく行政サービスとして実施されており、公金の支出を伴うため、満足度調査及びニーズ調査はより一層求められるものと解する。

結論として、当事業におけるアンケートはスピード感等以上に重視されるべき項目であり、事業開始初年度の平成 27 年度においては以後の方向性を決定づけるためにも当然にアンケートを実施するべきであったし、ニーズ調査という観点からも意見箱等の設置を行うべきであった。また、平成 28 年度において、県は 1 ヶ月限定でのアンケート実施にて全体の事業評価が可能と判断したとのことだが、そのサンプル期間(サンプル数)が年間の実施業務を推計する有用なサンプル数となるか否かの分析は行っていない。今後、適切なアンケートの計画及び実施、事業へのフィードバックによる県民満足度の向上及び意見箱等の設置による県民ニーズの把握を求める。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見4】 事業の必要性の評価について

当事業は適切な民間受託者が見当たらなかったことを受けて、県が事業を引き継いだ経緯があるものの、行政サービスとしてではなく民間団体による実施も可能とも推測される。根拠としては、県担当者へのヒアリングや監査人インターネット調査から、他の地方自治体において同事業を実施している事例が発見されず、他の地方自治体においては民間にて実施されている実態が認められることである。そこで、監査にて公費 12,999 千円を負担し行政サービスと

して当事業を行う必要性があるのかを要点に検証を行った。

今回の監査においては、県が当事業を行う積極的な理由を監査資料から読み取れない状況であった。具体的には、事業開始の平成27年度において、民間の事業実施者は本当にいないのか、県民(難聴者以外も含む)は行政が補聴器相談を実施することを望んでいるのか、他の都道府県では同様の行政サービスはないがどのように対応しているのか、事業の費用対効果は認められるか、他の効果的・効率的な事業実施方法はないのか等について県の分析結果や文書はみられない。

また、事業の有効性の測定を行うためには、事業実施後に課題を抽出、改善し、次年度の実施につなげていくというPDCAサイクルの徹底が望まれるところであるが、前述「【指摘事項3】利用者満足度及びニーズ調査の不足について」に記載したように、利用者の満足度及びニーズの把握等が不足しているため事業有効性の測定が行い難い状況といえる。たとえ事業開始時は情報が不足しているため事業の有効性について評価困難であったとしても、開始後2年経過する平成28年度末以降にはアンケート収集や目標実績比較から事業の有効性、将来の展望について一定の結論を持つべきである。現状では、秋田県として事業有効性を測定することなく事業継続をしているようにも見受けられる。

引継ぎ前の旧事業に携わっていた医師のアンケートでは事業継続を求める声が88%と多数であったこと、これまでに年間2,000人超の安定した診察相談実績があること、医師たちの県民の手助けへ強い使命感を感じる(派遣医師報償費は1日5,000円と極めて低額)等から少子高齢化が進んでいる秋田県において、全国に先駆けこのような事業を行うことは相応に有効であるものと想定はされる。だからこそ県として適切な事業評価(事業必要性の評価)を実施し、将来に向け事業を発展させることを望みたい。

【意見5】 補聴器業者の公表について

本事業にて協力してもらっている補聴器業者は3社である。補聴器診療車の巡回の際には補聴器業者1社又は2社の担当者が補聴器の貸出・調整・販売を行っている。

補聴器業者3社が取り扱う補聴器は一部重複するもののメーカー及び価格帯や特徴等もそれぞれ異なるため、新規相談者が自分の意思で販売業者及び補聴器を選択できるよう事前に情報提供を行うことが重要である。実際にアンケートにおいても、他のメーカーの補聴器を試したい等の要望も見られた。

現在の秋田県当事業のホームページに掲載された補聴器相談日程において、該当相談日にどの業者が担当するか、各業者がどのような価格帯や特徴等の補聴器を扱っているかについての情報提供はない。相談者の補聴器選択の幅の拡大、利便性の向上のため、ホームページ上に担当業者及び扱う補聴器の情報提供を行うことが望まれる。

【意見6】 補聴器業者の公募について

提携業者の3社は、県の引継ぎ以前より継続して当事業へ参加している。補聴器業者が当事業へ参加することは、補聴器ニーズに対し直接アプローチができるためメリットがあるものと考えられる。公平性・透明性の確保、競争性の発揮及び補聴器選択の幅の拡大による利用者のサービス向上という観点から、補聴器業者の拡大や公募実施等が望まれる。

4. 子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

1) 事業の目的

秋田県では平成 27 年度に「秋田県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、各市町村とともに子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのない社会の実現に向けて対策を行っている。当事業では対策の一環として、貧困の状態にある子どもや、その保護者を早期に把握し、適切な支援につなげることができる地域体制の整備に向けて「支援ニーズの調査」、地域ネットワークの核となる「人材の育成」にかかる事業を実施している。

以下それぞれの事業内容について説明する。

2) 事業の内容

1. 「支援ニーズの調査」にかかる事業内容

経済基盤が比較的脆弱とされるひとり親世帯について、各世帯の収入や子どもの生活、子育てに関する事項を把握し、効果的な「子どもの貧困対策」の策定に資することを目的にアンケートを実施する。

調査方法及び回答状況等は表 18 のとおりである。

表 18 アンケート概要

項目	概要
調査対象	ひとり親世帯等 11,697 世帯 (内訳) ・ひとり親世帯 11,591 世帯 (20 歳未満の子どもを養育している配偶者のない者の世帯及び父母でない者が子どもを養育している世帯) ・ひとり親以外の生活保護受給世帯 106 世帯 (18 歳以下の子どもを養育している生活保護受給世帯)
調査地域	全県 25 市町村
調査方法	往復郵送による無記名アンケート方式
調査期間	平成 28 年 6 月から 8 月 (集計対象は 10 月末日までの回答分)
回答状況	回答世帯数 4,323 世帯 (回答率 37.0%)
質問項目	・収入状況、収入に対する実感 ・食事、住宅環境、医療、教育、娯楽などについて子供に十分に与えられているか否か、その理由 ・子育てに関し、どのような面を心配しているか。 (上記は一例)
アンケートの結果	アンケート結果より、ひとり親世帯のニーズのうち、平成 29 年度以降、中学生に対する学習支援事業を中心に、その他に家計相談支援事業等を実施することとした。

(出所) 県資料及びヒアリングより監査人作成。

テーマ：秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について

2. 「人材の育成」にかかる事業内容

市町村職員等の意識醸成を図り、市町村の支援体制整備に向けた取組を促進するため、体制整備の考え方や先進事例、貧困の現状について情報交換を行う地域ネットワーク形成支援研修会(平成28年度は3回)を実施している。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成28年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	—	—	8,898
決算額	—	—	6,299

(注) 当事業は平成28年度より開始。

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成28年度 決算額	主な内容
共済費	241	アンケート実施臨時職員社会保険料
賃金	1,314	アンケート実施臨時職員賃金
報償費	30	
旅費	448	地域ネットワーク形成支援研修会講師旅費他
需用費	1,414	アンケート調査票印刷他
役務費	2,852	アンケート発送、返信用郵便後納料他
合計	6,299	

(注) 決算額6,299千円のうち「支援ニーズの調査」5,660千円、「人材の育成」639千円となる。

国	—	—%
県一般財源	6,293千円	100%
その他(諸収入)	6千円	0%

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見7】 アンケートのニーズ分析について

県は平成28年度実施のアンケート結果から、ひとり親世帯の支援ニーズのうち、「子どもの学習面のケア」について、平成29年度から年間12百万円の予算にて対象世帯の中学生に対する学習支援事業(集合型、訪問型)を実施している。

アンケート分析から学習支援事業の実施決定に至る県の判断過程についてヒアリングしたところ、「子どもを塾に通わせたいがお金ない」と答えた者が60.2%と多く、収入が少ない世帯

ほど「子どもを塾へ行かせたいが家庭の事情で行かせていない」と答えた割合が高かったことや、子どもの将来について学習面の不安が多かったことから、学習支援のニーズが高いと判断したとのことである。

アンケート結果から学習支援のニーズが相応に認められることはわかる。また、学習支援の実施はすべての児童生徒への学習機会の確保という観点から非常に有意義であると考えられる。しかし、他の支援施策と比較し最優先順位として学習支援を行うこととした理由は、明確に文書化されておらず不透明な状況であった。たとえば、アンケート回答中「子どもの経費にかかる困りごと」として「塾にかかる費用が高い」が 34.3%に対し、「教育費が高い」は 50.7%、「衣食住にかかる費用が高い」は 58.2%、「修学旅行にかかる費用が高い」は 51.1%という状況であり、ここからは学習支援参加機会を設けることよりも、市町村が行う就学奨励補助制度の拡充や、低額かつ良質な住環境整備（たとえば県営住宅の整備）等の施策が、ひとり親世帯がより望んでいることとも考えられる。この点、県としては県の財政面や施策の実現可能性等を総合的に勘案し、結果として学習支援を実施することにしたとのことであった。

今回のアンケートは、ひとり親世帯が困っている事項、心配している事項より県がニーズを汲み取る方式となっている。このような方式では、ひとり親世帯のニーズの優先順位がわかりにくいし、結論に至る過程でアンケートを分析する担当者の判断が介在するため、実際のニーズと異なる結論が導かれることも想定される。直接的なニーズの調査という観点から、シンプルに県の財政や施策実施可能性を勘案したうえで現実的な支援案をアンケートに列挙し、ひとり親世帯から優先順位を回答してもらう項目を追加することも有効であったのではないだろうか。

また、今回県は5百万円と相応の支出にてアンケートを実施し、アンケート結果から平成29年度以降の学習支援のニーズを汲み取っているが、その判断過程が明確に文書化されていないことも問題である。民間的な発想では、新事業のニーズ分析に相応のコストをかけている以上、その分析から事業開始までの判断過程を詳細に文書化し組織内の各段階で共有することが求められると考える。そうすることで、新事業の合理性・有効性が高い確度で測定され有効かつ効率的な事業選択が可能となるとともに、県民に対する説明責任の強化を果たすことができるものとする。今後同様の事例については詳細な文書化を求める。

5. 福祉サービス利用支援事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

判断能力に不安のある高齢者や障害者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように福祉サービスの適切な利用や金銭管理を支援するとともに、福祉サービス利用者等の権利の擁護を目的とする事業である。

事業の詳細は表 19 のとおりである。

表 19 事業の詳細

実施主体（補助先）	社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会 ※一部業務を市町村社会福祉協議会へ委託
補助金名称	日常生活自立支援事業費補助金
補助金対象経費	交付目的に合致する経費
補助金の財源	県一般財源及び国庫補助金（国 1/2 県 1/2）
補助金実績額	平成 28 年度 42,708,000 円
具体的な事業内容	<p>1) 日常生活自立支援事業</p> <p>○援助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助 要介護認定の申請手続きの代行など ・日常的な金銭管理サービス 預貯金の払い出しの代理など ・書類等の預かりサービス 年金証書、通帳、印鑑などの保管 <p>○対象者</p> <p>認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等で、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者</p> <p>○利用料</p> <p>サービス 1 回（2 時間まで）につき 1,500 円、生活保護受給者は無料</p>

	<p>2) 運営適正化委員会設置運営事業</p> <p>日常生活自立支援事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため運営適正化委員会を設置する事業である。具体的な事業内容としては、福祉サービスに関する苦情相談の受付、助言、必要に応じて事情調査や斡旋を行う苦情解決業務、日常生活自立支援事業の透明性、公平性を担保し、事業の適正な運営を確保するため業務の監視を行う運営監視業務がある。</p>
--	---

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	51,770	50,360	48,021
決算額	51,700	48,115	48,021

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	48,021	秋田県社会福祉協議会への補助
その他	—	
合計	48,021	

国	24,009 千円	50%
県一般財源	24,012 千円	50%
その他(地域医療介護総合確保基金)	—	—%

(2) 監査の結果

【指摘事項4】 補助先の旅費規程に反する支出について

平成 28 年度、補助先の担当者は東京都で開催された「都道府県・指定都市社会福祉協議会日常生活自立支援事業所長会議」に出席している。秋田県から東京都への移動手段は飛行機であったが、この航空費について補助先の旅費規程に反する取扱いがなされていた。

旅費規程上の航空費の定めは以下、「補助先旅費規程 抜粋」のとおりである。航空費は実費額での支給が要求されており、他の交通手段における定額支給(領収書等の添付を求めずに定額の正規運賃を支給する方式)とは異なる取扱いとなる。この趣旨は、航空機での移動は他の交通手段との比較で高額であり利用が限定されること、予約方法・時期により運賃に大幅な変動があるため定額での支給になじまないこと等が考えられる。この定めは、秋田県職員等の旅費に関する条例と同様となっており、秋田県から多額の補助金を受入れて公的な福祉サービスを行っている秋田県社会福祉協議会においても遵守されて然るべきものである。

補助先旅費規程 抜粋

第 12 条 航空運賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

旅費規程「現に支払った旅客運賃による」という文言から、本来航空費の支給を受けるためには、領収書等の支給額を確認する資料及び当該領収書が実際に搭乗した航空機に係るものであることが確認できる資料(搭乗半券・搭乗レシート等)の添付が必須である。しかし、当出張においては、確認資料の添付はなく、支出命令書において「往復通常料金を適用」と記載し同額の運賃を支給していた。このような運用では、現に支払った実費額が旅行者に支給されているか、搭乗の事実があるか等についての実効性をもった確認ができず、旅行者が正規の航空費を受領したうえで割引航空券や他の廉価な交通手段を利用していることも可能性として認められるため問題がある。

補助先は今回の事案について、航空機での出張はレアなケースであり領収書・半券等の不添付は事務手順が確立していないために発生したものと説明している。しかし、レアケース(かつ他の交通手段と比較して高額)であるからこそ旅費規程はこのような運用を定めていると解され、補助先は旅費規程に則り、通常業務において当然に疎明資料まで確認を行うべきである。県は、旅費規程に則した事務実施を補助先に対し、徹底する必要がある。

6. 地域生活定着支援事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院。以下同じ。）の入所者について、退所後本県への帰住を希望しているが、高齢又は障害を有することなどによって自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所等と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことなどにより、その有する能力に応じて地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを助け、福祉の増進を図るための事業である。事業は社会福祉法人Aへの委託により行われており、平成28年度の事業実績は表20のとおりである。

表 20 平成 28 年度事業実績

区分	開始件数	終了件数
コーディネート業務(注1)	11 件	7 件
フォローアップ業務(注2)	2 件	6 件
相談支援業務(注3)	7 件	9 件

(出所)社会福祉法人A作成 地域生活定着支援事業実施状況報告書より。

(注1) コーディネート業務とは、矯正施設の入所者を対象とした、福祉サービスに係るニーズの把握、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等業務である。

(注2) フォローアップ業務とは、コーディネート業務により矯正施設から退所した後に社会福祉施設等を利用している者に関する、本人を受入れた施設等に対する必要な助言業務である。

(注3) 相談支援業務とは、懲役若しくは禁固の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者及びその他センターが福祉的な支援を必要とすると認める者の福祉サービス等の利用に関して本人又はその関係者からの相談を受けた場合の助言その他必要な支援業務である。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	21,201	22,414	22,414
決算額	21,201	22,414	22,414

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
委託料	22,414	社会福祉法人Aへの委託料
その他	—	
合計	22,414	

国	15,300 千円	68%
県一般財源	7,114 千円	32%
その他(諸収入)	—	—%

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見8】 業務実施完了報告書の充実について

秋田県と社会福祉法人 A の間で締結した業務委託契約書において「乙(社会福祉法人 A) は、委託事業が完了したときは、遅滞なく、業務完了報告書を提出しなければならない。」とあり、県は平成 29 年 3 月 31 日に平成 28 年度実績報告書を入手している。

実績報告書の内容は当事業の決算明細にとどまり、具体的な業務内容(たとえば、どのような者に対し、どのような事業運営を行ったのか等)は全く記載されていない。その他、年度の実績報告のほかに月次状況報告も入手しているが、支援開始案件について簡易な記載はあるものの継続中の案件や終了案件などの顛末の記載はなく、基本的に業務件数の報告にとどまっている。

本事業は社会福祉法人 A へ委託しているとはいえ、実施主体はあくまでも県である。県は自らが事業実施主体であることを強く自覚し、自らが事業実施をしている場合と同程度の情報を入手することが望まれる。そうすることで、適切な委託先の管理監督が可能となるとともに、事業の評価や事業課題の把握等も可能となり、適切な PDCA サイクルを構築できるものと考えられる。

7. 社会福社会館管理運営費

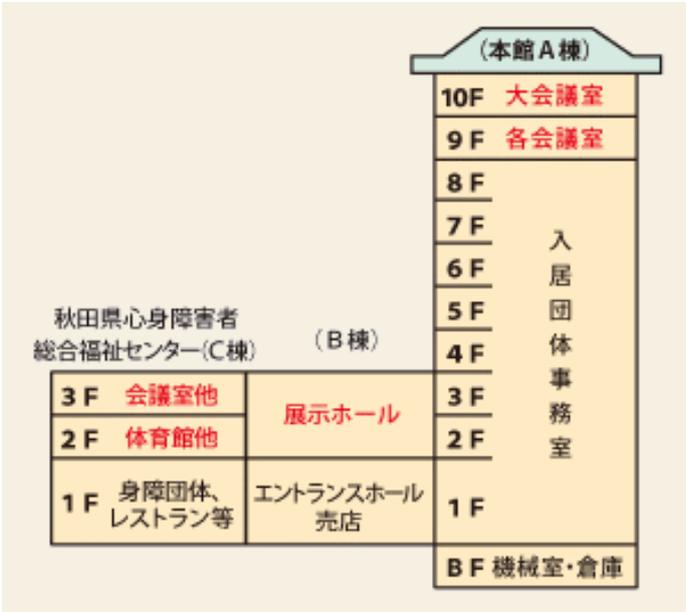
(1) 事業の概要

① 事業内容

1) 事業の目的

秋田県社会福社会館は条例に基づき県が設置した施設であり、この管理運営を行うことが当事業の目的である。社会福祉推進の拠点として県民福祉の向上に関わる社会福祉団体等に利用されており、概要は表 21 のとおりとなる。

表 21 秋田県社会福社会館の概要

施設名称	社会福社会館
所在地	秋田市旭北栄町
建設年	昭和 61 年
台帳価格	1,521,619,000 円
構造・階数等	<p>鉄筋コンクリート造地上 10 階、地下 1 階 ※一部 3 階建(心身障害者総合福祉センター部分)</p> <p>以下、秋田県社会福祉協議会ホームページより抜粋</p>  <p>(施設紹介) 本館 (A 棟) と秋田県心身障害者総合福祉センター (C 棟) があります。本館 (A 棟) は、会議や研修会・講演会などの他、企業PR・商品発表会など販売促進活動の場としてもご利用いただけます。また、秋田県心身障害者総合福祉センター (C 棟) は、心身障害者の社会参加を促進する拠点として設置された施設です。</p>

2) 管理運営方法

社会福社会館の管理運営は、指定管理者である秋田県社会福祉協議会が行っており、詳細は表 22 のとおりである。

表 22 指定管理の概要

指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会			
指定期間	平成 28 年度～平成 32 年度(今回は平成 23 年度～平成 27 年度)			
選定方法	公募			
指定管理料、 利用料金制等	指定管理料と利用料金制の併用			
指定管理業務 の内容	1. 使用の許可、取消、制限、停止に関する業務 2. 施設及び設備の維持管理に関する業務 3. 社会福祉団体及び社会奉仕活動を行う者の活動に対する支援 4. 身体に障害のある者の健康の増進及びレクリエーションのための便宜の供与並びに相談 5. その他、社会福社会館の管理に関し必要と認める業務			
自主事業の実 施状況	会館入居団体等PRフェスティバル、体操教室(太極拳、ヨガ&ピラティス、キッズダンス)、高齢者向け思い出の映画鑑賞会、障害者施設生産物等の出店販売、特別支援学校生徒や近隣保育所園児の作品及び県障害者福祉展入賞作品等の展示			
直近 3 年 利用者数	社会福社会館利用者数 (単位:人)			
	項目	H26 年度	H27 年度	H28 年度
	利用者数	76,461	83,851	80,818
	(出所)県作成 管理運営状況評価票			
直近 3 年 収支決算	指定管理収支決算 (単位:千円)			
	項目	H26 年度	H27 年度	H28 年度
収 入	利用料収入	10,994	11,616	12,095
	指定管理料	63,474	63,474	63,299
	その他収入	1	2	2
	収入計	74,469	75,092	75,396
支 出	人件費	16,882	17,025	16,929
	人件費以外	56,637	57,768	57,402
	支出計	73,516	74,793	74,331
	差引	950	299	1,065
	(出所)県作成 管理運営状況評価票			

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	66,717	63,474	63,299
決算額	63,474	63,474	63,299

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
委託料	63,299	秋田県社会福祉協議会への指定管理料
その他	—	
合計	63,299	

国	212 千円	0%
県一般財源	36,630 千円	58%
その他(諸収入)	20,791 千円	33%
その他(使用料・手数料)	5,665 千円	9%

(2) 監査の結果

【指摘事項5】 用水路管理業務の契約方法について

指定管理者は用水路管理業務を県内の Y 社へ委託している(平成 28 年度契約額 58,320 円)。契約は単独随意契約で行われており、監査の結果、競争性及び経済効率性が失われているものと判断された。

単独随意契約を行った理由は「秋田県社会福祉会館の指定管理業務委託に係る再委託一覧」にて「設備管理業務委託の受託先である Y 社と契約」と記載されている。つまり、Y 社は一般競争入札にて設備管理業務を請け負っており、併せて関連する用水路管理業務も Y 社に委託することが合理的と指定管理者が判断したものである。なお、両者の契約期間は平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月であり一致している。

ここで問題と考える事項は、設備管理業務と用水路管理業務を同一業者に委託することが合理的と考えているにもかかわらず、設備管理業務は一般競争入札、用水路管理業務は単独随意契約にて行われていることである。

設備管理業務を一般競争入札にて受託した者へ、用水路管理業務を随意契約にて依頼する結果となるならば、契約をあえて二つに分割し用水路管理業務を単独随意契約で行う必要性は認められない。設備管理業務に用水路管理業務も含め、包括的な設備管理業務とし

て一般競争入札を行うことで、競争性が発揮され経済効率的な契約を行い得たものと解する。県として、契約の競争性及び経済合理性が確保されるよう指定管理者への指導徹底を図るべきである。

【指摘事項6】 樹木管理業務委託の契約事務について

指定管理者は、社会福社会館敷地内の樹木管理業務を県内の業者 Z 社へ委託している（平成 28 年度 契約額 264,600 円）。この Z 社との契約において以下二点の問題事項が発見された。県として指定管理者へ適切な契約事務を指導すべきである。

1) 契約書に金額単位がないこと

Z 社との契約書を閲覧したところ金額単位の記載がなかった。現状では円貨か外貨か、千単位なのか一単位なのか不明な状況であり不適切な契約事務である。

2) 業務範囲の不透明性

Z 社との契約における業務範囲が不透明であり、不適切な契約事務であると判断された。契約書には業務範囲について以下囲みのおりの定めがある。

(契約書 抜粋)

第 1 条 1 乙 (監査人注 Z 社)は、別冊設計図書に基づき、頭書の業務委託料(以下 業務委託料)をもって、頭書の履行期限(以下 履行期限)までに頭書の委託業務(以下 委託業務)を履行しなければならない。
--

契約書を閲覧したところ、業務範囲を規定している別冊設計図書は契約書には綴られていなかった。また、別冊設計図書として明確なものは存在せず、見積依頼時の指示書及び Z 社から受領した見積書がそれに該当するとのことであった。

本来であれば契約時に、指定管理者と Z 社との合意により別冊設計図書を作成、契約書末尾に綴りこみ、製本・割り印を付すことが求められる。そうすることで業務範囲が明確となり契約の安定性が保たれるものと解する。

【指摘事項7】 備品管理の不備について

社会福社会館に存する備品についての実査を行ったところ、秋田県財務規則に反する取扱いが発見された。秋田県財務規則では備品管理について以下の定めがある。

(秋田県財務規則 抜粋)

第363条 現金出納機関は、備品を受け入れたときは、当該備品に記号及び番号を表示しておかなければならない。ただし、表示が困難な備品については、この限りではない。

当規則に基づき、備品へ管理シールを付し備品台帳と現物を一対一で整合させることで、備品の横領を防止することも含め効率的かつ効果的な備品管理が可能となる。この取り扱いは、秋田県での備品管理実務として通常は行われているところである。しかし、今回社会福祉会館の備品をサンプリング(「表 23 サンプリング備品一覧」参照)にて実査したところ、その大部分に管理シールの添付がない状況であった。このことは備品の实地照合を困難とし、併せて現場担当者等に対して備品横領の「機会」を認めることとなり、極めて重大な問題である。県は、監査実施後直ちに備品シールを発行・添付したとのことだが、他の指定管理業務も含め全庁における徹底を求める。

また、実査においてテレビ等の備品台帳記録のない所有権不明の備品の実在も散見された。今後、県有の備品を明確に特定することが望まれる。

表 23 サンプリング備品一覧

(単位：円)

品名	取得価額
バドミントン支柱	35,000
バドミントン用得点表示機	66,950
ウォールプロテクター	46,300
ファール回数表示機	31,200
ファール回数表示機	35,000
自動走行運動負荷機	237,600
下肢訓練用機器	97,200
自転車運動練習器	183,600
冷凍冷蔵庫	45,990
ガス台	333,720
作業台	84,400
教師用調理台	688,400
電子レンジ	114,536
ホワイトボード	45,320
パンフレットスタンド	94,250
雑誌架	50,400
特注品 プラントボックス兼用ベンチ	690,000

8. 社会福祉会館大規模修繕事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

秋田県社会福祉会館(施設の概要は、「表 21 秋田県社会福祉会館の概要」(63 ページ)を参照)は、開設から 30 年超が経過し施設設備の経年劣化が著しいことから、今後年次計画により効率的な修繕が実施できるよう、劣化度診断調査を行うことが当事業の目的である。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 28 年度
当初予算額	4,000
決算額	2,617

(注) 当事業は平成 28 年度より実施。

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
委託料	2,617	建築設計 A 社への劣化度診断調査委託
その他	—	
合計	2,617	

(2) 監査の結果

【指摘事項8】 委託先からの資料の返却確認について

劣化度診断調査開始時、県から受託者 A 社へ社会福祉会館建設時の完成図書等の貸与がなされている。貸与品は業務完了後速やかに返却がなされるべきであり、秋田県と A 社の間で締結した仕様書上でも「受注者は、貸与資料の必要がなくなった場合は直ちに調査職員に返却するものとする」と明記されている。

貸与品返還書を閲覧したところ、資料返却日は平成 29 年 1 月 26 日であり、劣化度診断調査の完了日(完成検査日)平成 28 年 11 月 24 日から 2 ヶ月超経過しており、仕様書の「直ちに調査職員に返却」とする内容と矛盾していた。また、県が契約書にて定めた様式の貸与品返還書において、各物品の返還を確認したときに県が受領確認印を付すことが求められているが、この受領印が漏れている状況であり、紛失等が発生した場合における貸与品管理責任の所在が曖昧になる等の問題も認められた。契約書・仕様書等内容に基づく業務実施の徹底を求めたい。

9. 福祉施設経営指導事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

当事業は、「福祉施設経営指導事業費補助金」と「福祉サービス第三者評価事業」の二つの細事業から構成される。

1) 福祉施設経営指導事業費補助金

社会福祉法人及び社会福祉施設に対し、施設経営や処遇、法律等の専門家による指導・援助を行い、健全かつ安定的な運営と施設利用者の処遇向上を図ることを目的とする事業である。事業の実施主体は社会福祉法人秋田県社会福祉協議会であり、秋田県から交付を受けた福祉施設経営指導事業費補助金を財源に事業を行っている。事業詳細は以下のとおりである。

1. 相談・指導業務

○相談受付体制

秋田県社会福祉協議会内に専任職員1名、非常勤指導員7名(弁護士3名、公認会計士3名、社会保険労務士2名)の計8名からなる福祉施設経営指導センターを設置し、専任職員が平日9:00～17:00の来所相談に応じるとともに、電話や文書での相談も随時受け付けている。資格を有する非常勤指導員7名への相談は、原則月1回、各資格保持者1名がセンターに来所し相談に応じている。相談料金は無料である。

○相談受付実績

平成27年度及び平成28年度における、相談受付実績は下表のとおりである。

表 24 職員区分別相談件数

(単位：件)

職員区分	平成27年度	平成28年度	増減数
専任職員	37	46	+9
弁護士	1	1	±0
公認会計士	19	13	△6
社会保険労務士	14	12	△2
合計	71	72	+1

(出所)「平成28年度福祉施設経営指導事業実績報告」より監査人作成。

2. その他の業務

福祉施設経営指導事業として研修会、集団指導、講習会等を実施しており主な開催は下表のとおりである。

表 25 実施研修会等の一覧

研修・講習会名	開催日時	参加人数
労務管理セミナー	H28/7/1	46名
会計担当者研修会	H28/7/21	131名
社会福祉法人制度改革対応セミナー	H28/8/31	273名
北海道・東北ブロックセミナー	H28/10/18 ～H28/10/19	189名
社会福祉法人制度改革対応セミナーⅡ	H28/11/21	236名
決算研修会	H29/2/1	267名

(出所)「平成28年度福祉施設経営指導事業実績報告」より監査人作成。

2) 福祉サービス第三者評価事業

㊦ 福祉サービス第三者評価制度の概要

福祉サービス第三者評価制度は、福祉サービス提供事業者の各種サービスの品質につき、都道府県の認証を受けた公正・中立な民間の第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組みであり、行政が実施する法規準拠性に重きをおいた財務監査とは趣旨が異なる制度である。第三者評価制度の根拠法令は、社会福祉法第78条第1項「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」とする努力義務規定にとどまり、福祉サービス提供事業者の受審義務化まではなされていない(ただし、社会的養護施設(児童養護施設・乳児院・母子生活支援施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設)は厚労省発表指針を根拠に平成24年度から3年に1度の受審が義務化となっている)。

第三者評価を受けることによる福祉サービス提供事業者にとってのメリットは、利用者の安全、権利擁護、職員の質の向上等、健全な事業経営の新たな指針を得るきっかけとなるとともに、利用者へサービスの質の向上に積極的に取り組んでいることをアピールすることができることである。利用者にとってのメリットは、評価結果を全国社会福祉協議会のホームページ及びワムネット等から評価閲覧することができるため、福祉サービス提供事業者選択の際の目安となること等があげられる。

㊧ 福祉サービス第三者評価制度における県の役割

秋田県の役割は、評価を実施する第三者機関の適格性を認定すること、及び制度自体の普及啓発を行うことであり、下記委員会の運営等を当事業で行っている。なお、秋田県におけ

第5 外部監査の結論－事業別－

I 福祉政策課

る民間の第三者機関数は平成21年3月以降増減なく三団体で推移している。

- 「秋田県福祉サービス第三者評価推進委員会」
 - …9名で構成、主に第三者評価機関の認証・評価基準の総合的な検討を実施。
- 「第三者評価機関認証委員会」
 - …5名で構成、主に第三者評価機関の認証・取り消し、制度自体の普及・啓発を実施。
- 「第三者評価基準等委員会」
 - …5名で構成、主に第三者評価機関の評価の基準、評価の手法の作成等を実施。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	4,779	4,518	4,292
決算額	4,265	4,280	3,936

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成28年度 決算額	主な内容
報償費	36	
旅費	99	
負担金補助及び交付金	3,786	福祉施設経営指導事業費補助金
その他	15	
合計	3,936	

(注) 決算額3,936千円中、福祉施設経営指導事業費補助金事業にかかる決算額が3,786千円、福祉サービス第三者評価事業にかかる決算額が150千円である。

(2) 監査の結果

【指摘事項9】 経営指導センターにおける非常勤職員への報酬形態について(福祉施設経営指導事業費補助金事業)

弁護士、公認会計士、社会保険労務士の各資格1名の計3名は、月一回経営指導センターに来所し二時間の相談対応を行っている。報酬は一回当たり弁護士17,000円、会計士17,000円、社会保険労務士11,000円であり、相談がない月も窓口待機報酬として一律に支給がなされている。

問題だと考えることは、相談件数があまりに少ない現状において報酬支給の大部分が窓口

待機に対する報酬として支払われている実態であり、効率性の観点から好ましくない。下表「職員区分毎の相談件数等(H28年度)」を見てほしい。例として平成28年度において最も相談数が少ない弁護士は、年間の相談件数1件とほぼ相談案件がないにもかかわらず、待機報酬11ヵ月分187,000円の支給を受けている。

平成27年度も弁護士に対する相談件数が1件のみであったことから、平成28年度の相談状況も相当程度は予想できたことが想定される。今後、非常勤職員の資格ごとに利用者のニーズ調査・分析を行い、たとえば四半期又は半期ごとの非常勤職員の来所とすること、事前の電話連絡等で専門家の知見が求められる相談案件があった場合のみセンターへの来所を要請すること等により、待機のみを支払われる報酬を削減し、事業効果に見合ったより効率的な報酬形態とすべきである。

県として今後、非常勤職員の来所頻度のあり方を検討していきたいとのことであり効率的な運用を期待したい。

表 26 職員区分ごとの相談件数等(H28年度)

職員区分	相談件数	年間12ヵ月のうち 相談案件がなかった月数
弁護士	1件	11ヵ月
会計士	19件	6ヵ月
社労士	14件	4ヵ月

(出所)「平成28年度福祉施設経営指導事業実績報告」「福祉施設経営相談受付及び指導記録票」より監査人作成。

【指摘事項10】 福祉施設経営相談受付及び指導記録表の誤記載について(福祉施設経営指導事業費補助金事業)

個々の相談事項を記録した「福祉施設経営相談受付及び指導記録表」から監査人が集計した職員区分別相談件数(源泉【A】)と、「平成28年度福祉施設経営指導事業実績報告書」に記載されていた職員区分別相談件数(源泉【B】)の間で下表のように不整合が見られた。

表 27 データ源泉別 平成28年職員区分別相談件数

(単位：件)

職員区分	源泉【A】 (誤)	源泉【B】 (正)	【A】－【B】 (差異)
専任職員	48	46	△2
弁護士	1	1	±0
会計士	12	13	+1
社労士	11	12	+1

(出所)「平成28年度福祉施設経営指導事業実績報告」「福祉施設経営相談受付及び指導記録票」より監査人作成。

この理由を県の担当者に調査依頼したところ「福祉施設経営相談受付及び指導記録表」の記載が誤りであるとの説明を受けた。実態として「会計士」「社労士」が相談を受けたにもかかわらず、「福祉施設経営相談受付及び指導記録票」へ「専任職員」の名前を記載してしまったとのことである。「福祉施設経営相談受付及び指導記録表」は相談ごとに作成され、詳細な相談内容及び回答内容が記録されており、相談を受けた職員の回答の妥当性を事後に疎明する重要な資料である。実際の相談回答者と記録上の回答者が異なる今回の事案は、責任区分の観点から重大な問題であり、今後同様の事態がないよう厳格な対応を求める。

なお、指摘した平成 28 年度福祉施設経営指導事業実績報告の誤謬は、監査期間中に適切に修正されていることを確認した。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見9】 経営指導センターのインターネット広報について(福祉施設経営指導事業費補助金事業)

【指摘事項9】において、非常勤職員に対する相談件数が少ないことに触れているが、この要因として経営指導センターのインターネット広報の不足が一因と考えられる。秋田県社会福祉協議会経営指導センターを紹介するホームページは下部のとおりであるが、情報提供内容は簡素な内容にとどまり「わかりやすさ」「ユーザビリティ(使いやすさ)」「訪問目的への到達可能性」などの利用者視点が欠けていると言わざるを得ない。

図 13 秋田県社会福祉協議会経営指導センターの紹介内容



(出所) 平成 30 年 3 月時点の秋田県社会福祉協議会ホームページより。

以下に他自治体同事業のホームページと比較した「経営指導センターHP の他自治体比較」を作成したが、秋田県経営指導支援センターのホームページは、実際にコンタクトをするための連絡先の記載がないなど提供情報が著しく不足していることがわかる。

今後県として秋田県社会福祉協議会に対し、少なくとも他の自治体レベルでの情報提供を行いうるホームページ内容への早急な改善を指導すべきである。

表 28 経営指導センターHP の他自治体比較

項目	秋田県		他自治体	
どのような相談が可能か、相談事例について具体的な記載はあるか	×	なし。「福祉施設経営全般についての相談」と記載にとどまっている。	○	あり。法律問題、施設の運営や経営に関すること、利用者処遇に関すること等の大項目別に、具体的な相談事例を記載している。
利用者要件は明示されているか	×	なし。	○	あり。県内のすべての社会福祉法人、施設が対象である旨明示されている。
弁護士、公認会計士等の専門家の相談日程の記載はあるか	×	なし。 (ただし、トップページの施設全体の行事予定では確認可能)	○	あり。
相談料が無料であることは明示されているか	×	なし。	○	あり。
センターに守秘義務が課されることは明示されているか	×	なし。	○	あり。
経営指導センターへコンタクトするための情報があるか	×	なし。	○	ページ内に、電話番号、FAX 番号、相談事項フォーマットファイルと共に e-mail アドレスが記載されており、コンタクトが容易である。
社会福祉協議会トップページから経営指導センターへのアクセスは容易か	×	困難。 「トップページ>サイトマップ>福祉施設経営指導センター」と全体サイトマップ経由のみで到達可能な状況であった。通常経路では「トップページ>相談支援>福祉施設経営指導センター」となるべきと考えられるが、相談支援タブから福祉施設経営指導センターへのアクセス不能。	○	容易。 「トップページ>福祉関係者の皆様へ>福祉施設経営指導事業」等

(出所) インターネット情報より監査人作成。

【意見10】福祉サービス第三者評価制度の普及啓発について(福祉サービス第三者評価事業)

県の資料「施設種類別の受審状況」によると、平成28年3月末現在の福祉サービス第三者評価制度の対象施設477件に対し、第三者評価を受けたことのある施設は40件、受審率8.3%と非常に低い状況である。第三者評価を受けることによる福祉施設のメリットとして、事業経営の新たな指針を得られること、サービスの質の向上に意欲的であることを外部にアピールできること等があげられる一方、原則として受審が義務化されていないこと、受審に約20万～30万円程度のコストがかかることから、受審を躊躇している状況と想定される。

福祉サービス第三者評価制度の最終的な目的は、福祉施設利用者が高品質なサービスを受けられる環境の整備や、利用者の福祉サービス提供事業者選択の際の情報提供など利用者の利便性向上を目的としており、第三者評価実施率を高めていくことは秋田県としての重大な責務である。そのためには、第三者評価を受けることによって事業経営の新たな指針を得られること、サービスの質の向上に意欲的であることを外部にアピールできること、さらにはこれらのメリットは受審コスト約20万～30万円以上の価値があることを、県は今以上に各事業所に理解させる必要がある。

また一方で、各事業所が外部にアピールすることの効果をより高めるため、第三者評価制度そのものの知名度を高めることが有効であるが、そのために県は、市町村や関連団体と一体となり積極的に県民へ情報提供をしていくことが望まれる。具体的施策としては、評価結果の公表は事業者の同意を得たうえでワムネットを利用して公表することとしているため、市町村ホームページの福祉施設一覧にワムネットへのリンクを県から依頼することや、福祉施設のうちの保育園を対象として市町村が行う未就学児検診において制度概要を記載したパンフレットを配布することなどが考えられる。

10. 生活福祉資金貸付事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

生活福祉資金は秋田県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)が実施主体となり、高齢者世帯、障害者世帯及び低所得世帯を対象に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金及び不動産担保型生活資金を貸し付ける制度である。貸付・償還等の事務が円滑に行われるよう、当事業にて県社協へ貸付原資及び人件費等の事務費の補助が行われている。

今回の監査では社会福祉協議会の行う資金貸付業務の一部も監査対象とした。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	17,149	16,766	16,534
決算額	17,149	16,766	17,528

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	17,528	秋田県社会福祉協議会への補助金
その他	—	
合計	17,528	

国	8,763 千円	50%
県一般財源	8,765 千円	50%
その他(諸収入)	—	—%

(2) 監査の結果

【指摘事項11】 徴収不能引当金の計上誤りについて

補助先である県社協の徴収不能引当金の計上方法及び計上額が誤っていた。徴収不能引当金とは、期末時点の貸付金のうち将来に徴収不能となる額を合理的に見積り、貸付金のマイナス項目として貸借対照表に計上される勘定科目である。

県社協の生活福祉資金会計における平成 28 年度末の貸付金及び徴収不能引当金の貸借対照表計上額は表 29 のとおりであり、徴収不能引当金の算出過程は表 30 のとおりである。

表 29 県社協貸借対照表

(単位：百万円)

貸付金合計	1,941
貸付金計	1,007
長期滞留債権計	933
徴収不能引当金	△155

(出所)平成28年度 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会生活福祉資金会計貸借対照表 抜粋。

表 30 徴収不能引当金の算出過程

(単位：百万円)

債権分類	貸付金額(A)	引当率(B)	引当額(A×B)
i 健全な債権	1,007	0.0055	5
ii 徴収不能のおそれのある債権(注1)	933	0.0148	13
iii 徴収不能の可能性が極めて高い債権(注2)	136	1.0000	136
合計	2,077	—	155

(出所)県社協決算資料 抜粋。

(注1) ii 徴収不能のおそれのある債権……自己破産の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか生じる可能性が高い債権。生活福祉資金会計準則では1年以上延滞している債権と定義している。

(注2) iii 徴収不能の可能性が極めて高い債権…償還免除には至っていないが、「生活福祉資金貸付金償還免除規程」第1に定める償還免除の適格要件に合致する債権。具体的には、借受人・連帯借受人等の死亡・行方不明等により回収がほぼ見込まれないが、申請がない等で償還免除に至っていない債権。

上二つの表の太字部分を見る限り、貸借対照表の貸付金合計は 1,941 百万円であるが、徴収不能引当金の算定基礎となった貸付金額は 2,077 百万と 136 百万円過大である。この理由は、表における下線部「ii 徴収不能のおそれのある債権」について誤って 933 百万円として引当金を計上してしまっていることにある。正しくは「ii 徴収不能のおそれのある債権」797 百万円(BS 長期滞留債権 933 百万円－iii 徴収不能の可能性が極めて高い債権 136 百万円)であり、「ii 徴収不能のおそれのある債権」に対する引当金の算出基礎金額に「iii 徴収不能の可能性が極めて高い債権 136 百万円」が二重に計上されていた。

生活福祉資金会計準則では、貸付金を「健全な債権」「徴収不能のおそれのある債権」「徴収不能の可能性が極めて高い債権」の三つへ区分し、それぞれの区分に応じ徴収不能引当金を算出することを求めている(下記「(参考)生活福祉資金会計準則 抜粋」参照)。したがって「iii 徴収不能の可能性が極めて高い債権」に対して引当金を計上すると同時に、別区分の債権である「ii 徴収不能のおそれのある債権」へ「iii 徴収不能の可能性が極めて高い債権」を含めたうえで引当金を計上するという県社協の経理処理は合理的ではない。県は、県社協に対し会計基準に則した経理処理の指導徹底を求める。

(参考)生活福祉資金会計準則 抜粋

4(1)①債権の分類

都道府県社協は、貸付制度に基づいて資金の貸付を行った場合には、資金名を付した「貸付金」として貸借対照表に計上しなければならない。

また、貸付金の額のうち、次の(i)又は(ii)に該当する事実が発生した場合には、その事実が発生した事業年度末において当該貸付金の額を「長期滞留債権」に振替え、「健全な債権」(長期滞留債権以外の債権をいう。)と区別しなければならない。

(i) 徴収不能のおそれのある債権

自己破産の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権をいう。

(ii) 徴収不能の可能性が極めて高い債権

償還免除には至っていないが、「生活福祉資金の貸付金償還免除の取扱いについて」の別紙「生活福祉資金貸付償還免除規程」第1に定める償還免除の適格要件に合致する等、貸付金の回収が極めて困難と認められる債権をいう。

4(1)②貸付金の表示

貸付金の額は次の3区分に分類され、それぞれ次に掲げる勘定科目により表示するものとする。

ア 健全な債権・・・「〇〇資金貸付金」

イ 徴収不能のおそれのある債権・・・「〇〇資金長期滞留債権」

ウ 徴収不能の可能性が極めて高い債権・・・「〇〇資金長期滞留債権」

(別紙)徴収不能引当金の算定方法について

2 徴収不能見込額の算定に当たっては、次のそれぞれの債権区分ごとの徴収不能見込額の合算により算定する。

徴収不能見込額

＝健全な債権に係る徴収不能見込額(A')＋徴収不能のおそれのある債権に係る徴収不能見込額(B')＋徴収不能の可能性が極めて高い債権にかかる徴収不能見込額(C')

3 債権区分ごとの徴収不能見込額の算定は、以下によることとする。

(1) 健全な債権に係る徴収不能見込額(A')・・・健全な当年度末債権額(A)×過去の徴収不能発生割合(a)

(2) 徴収不能のおそれのある債権に係る徴収不能見込額(B')・・・徴収不能のおそれのある当年度末債権額(B)×過去の徴収不能発生割合(b)

(3) 徴収不能の可能性が極めて高い債権に係る徴収不能見込額(C')・・・徴収不能の可能性が極めて高い当年度末債権額(C)－回収が確実に見込まれる額

Ⅱ 長寿社会課

1. 元気で明るい長寿社会づくり事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は、高齢者が元気で充実した生活ができる社会の実現に向け、「生きがいつくりと健康づくりを進めるとともに、すべての市町村が介護保険法の改正に伴う新しい総合事業に円滑に取り組めるよう支援を行うものである。具体的な事業内容は次のとおりである。

1) 高齢者元気アップ支援事業（平成28年度決算額16,542千円）

公益財団法人秋田県長寿社会振興財団（以下、「LL財団」という。）が行う次の取組に対して助成を行っている。なお、LL財団は平成29年度末に解散し、廃止する事業を除くすべての事業を社会福祉法人秋田県社会福祉事業団に譲渡する予定である。

- ・全国健康福祉祭（以下、「全国ねんりんピック」という。）長崎大会への選手派遣
- ・「いきいき長寿あきた2016ねんりんピック」スポーツ交流会（以下、「県版ねんりんピック」という。）の開催

2) 新しい総合事業の取組支援事業（同8,151千円）

市町村が速やかに新しい総合事業に取り組めるよう、LL財団に委託して次の事業を行っている。

- ・新しい総合事業研修
- ・包括的支援事業推進事業（専門相談会、困難事例検討会、虐待研修会）
- ・生活支援コーディネーター指導者養成研修（養成研修、タウンミーティング）
- ・地域支援事業における支えあい活動推進事業（モデル市町村支援、連絡協議会等）
- ・地域ケア・マネジメント支援機能強化事業（広域支援員派遣、セミナー、講演会）
- ・地域包括ケア構築のための住環境整備事業

3) 高齢者ほっと安心相談事業（同16,446千円）

LL財団に委託して相談業務などを行っている。高齢者総合相談・生活支援センターへの相談件数は平成24年度の1,533件（平成26年度以前は他事業の中で実施）から平成28年度の1,858件と増えてきている。

- ・高齢者総合相談・生活支援センターの運営事業（相談業務、県民介護講座）
- ・相談業務スーパーバイズ事業（相談機関の支援・指導）

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	—	39,555	34,715
決算額	—	41,748	41,138

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
旅費	54	研修受講旅費
委託料	24,543	新しい総合事業の取組支援事業委託、地域包括ケア構築のための住環境整備事業委託、高齢者総合相談・生活支援センター運営事業委託、相談業務スーパーバイズ事業委託
負担金補助及び交付金	16,542	高齢者元気アップ推進事業費補助金
合計	41,138	

国	760 千円	1.8%
県一般財源	54 千円	0.1%
繰入金	19,066 千円	46.3%
その他(諸収入)	21,258 千円	51.7%

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見11】 補助対象範囲の明確化と適切な収支報告の入手について

高齢者元気アップ推進事業費補助金は、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠なスポーツに親しむ機会を提供することで高齢者の生きがいをづくりと健康づくりを推進し、「元気アップ」を図ることを目的として LL 財団に交付されている。

平成 28 年度の実績報告として LL 財団から提出された収支計算書によると、収入は本補助金 16,542 千円と LL 財団の自主財源を合わせて 22,289 千円である。支出は LL 財団の職員の人件費をはじめとして、全国ねりんピックや県版ねりんピックへの参加旅費や競技団体助成、その他会議費や賃借料などからなり、収入と同額となっている。

ただし、県によると、報告された支出全体が補助対象経費ではなく、全国ねりんピックや県版ねりんピックに直接関わる経費のみが対象とのことである。いきいきシルバー美術展開催や秋田 LL 大学園開設事業、あるいは会議費などは対象外である。支出合計 22,289 千円のうち補助対象経費は補助金と同額の 16,542 千円(支出合計の 74.2%)であるが、収支決算書の支出項目には補助対象経費であることが明記されておらず、補助対象経費の実績と補助

金が整合していることを確認できない状況である。また、老人福祉・介護保険関係補助金等交付要綱(以下、「交付要綱」という。)によると、予算時から経費相互間の20%を超える変更がある場合はあらかじめ知事の承認を受けることとされているが、該当する変更があったかどうかの判断も難しい。平成28年度に変更の承認は行われていない。

事業費全体を対象としつつ一定の補助率をかけて経費の一部を補助する場合は今回のような収支報告となるが、対象経費を特定してその100%を補助する場合の収支報告は対象経費が明確になるように収支計算書に記載する必要がある。それによって県は交付した補助金が適切に使われたことを確認できるとともに、補助によって達成できた実績や成果を正しく評価できることになる。

県は交付要綱等において補助対象経費を明記するとともに、収支計算書の支出項目には補助対象経費であることを明記するなど、補助事業者から適切な収支報告を提出させる必要がある。

【意見12】 新しい総合事業取組支援事業のより効率的・効果的な実施について

平成26年度の介護保険法の改正により、市町村は平成29年4月1日までに「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」(以下、「新しい総合事業」という。)を実施することとなっている。要支援者に対する訪問介護・通所介護が全国一律の予防給付から生活支援サービスを含めた市町村事業へ移行するとともに、既存のサービス事業所によるサービスに加え、地域資源を活用した多様な主体による生活支援サービスの提供が可能となるなど、各市町村に地域の実情に応じた主体的な取り組みが求められている。

新しい総合事業の取組支援事業では、LL財団に委託して相談会やセミナー、研修会の開催、あるいは情報誌の発行などを行い、市町村や関係事業者、県民に対して新しい総合事業に関する情報を提供することにより、各市町村が新しい総合事業を円滑に実施できるように支援している。

表31(次ページ)は実施項目ごとの平成28年度の開催回数や参加者数、LL財団への委託料、参加者一人当たりの委託料を示している。対象者を特定し、手段を工夫しつつ様々な機会を提供することにより、延べ2,565人の参加者に情報を提供できている。一方で参加者一人当たりの委託料をみると、実施項目により差があるのも事実である。平均すると参加者一人に対して2,147円の委託料を支出して情報提供しているが、実施項目によって212円/人から34,731円/人の幅がある。

そもそも新しい総合事業の取組支援事業の最終的な成果は研修会の開催回数や参加者数の多寡ではなく、いかに市町村の円滑な取り組みにつながったかである。また、参加者数についても講義形式の研修と演習形式の研修を単純に比較することはできず、参加者一人当たりのコストが異なるのは当然である。

しかし、参加者一人当たりの委託料などのデータは、それぞれの内容を検討することにより一層効率的かつ効果的な情報提供の方法を検討する際に参考となる。たとえば、困難事例検

テーマ：秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について

討会は 264,710 円の委託料で 3 回開催し、延 25 人の参加を得ており、参加者一人当たり 10,588 円である。他の実施項目に比べて一人当たりの委託料が高めであるが、もっと参加者を増やせなかったか、コストを削減できなかったか、他の効果的な代替手段はなかったか、さらには当該検討会の成果を別途、関係者間で広く共有することにより実質的に一人当たりの委託料を低減することはできなかったかなど、検討の端緒になると考えられる。

今後も新しい総合事業の取組支援事業を継続して取り組んでいく必要はあるが、その際、実績を十分に分析し、より効率的かつ効果的な情報提供や支援となるように工夫することが求められる。

表 31 平成 28 年度の新しい総合事業の取組支援事業の参加者一人当たり委託料

新しい総合事業の取組支援事業の実施項目	開催回数(回)	参加者数(人)	委託料(円、税込)	参加者1人当たり委託料(円/人、税込)
新しい総合事業研修の実施				
・市町村職員、介護予防事業所職員等を対象とする研修	2	181	373,615	2,064
包括的支援事業推進事業の実施				
・弁護士、司法書士及び社会福祉士による専門相談会	—	—	678,732	—
・困難事例検討会	3	25	264,710	10,588
・高齢者虐待防止セミナー(居宅編、施設編)	2	233	203,558	874
生活支援コーディネーター養成研修の実施				
・生活支援コーディネーター養成研修	1	86	503,666	5,857
・タウンミーティング	11	902	191,577	212
地域支援事業における支えあい活動推進事業の実施				
・モデル市町村支援	12	742	2,316,331	3,122
・連絡協議会(こまち助け合い推進研究会)	2	22	764,092	34,731
・生活支援コーディネーター情報交換会	1	65	138,650	2,133
・生活支援コーディネーター関連情報誌発行	—	—	1,212,558	—
地域ケア・マネジメント支援機能強化事業の実施				
・地域ケア会議機能強化支援事業広域支援員派遣	3	48	290,691	6,056
・地域包括ケアシステム構築セミナー(市町村向け)	1	42	227,137	5,408
・地域包括ケアシステム構築講演会(一般県民向け)	1	90	495,789	5,509
地域包括ケア構築のための住環境整備事業				
・地域包括ケアシステム構築に向けた住宅改修研修会	1	129	436,071	3,380
合計	40	2,565	8,097,177	2,147

(出所) 県資料及び LL 財団 H28 事業報告書より包括外部監査人が作成。

(注 1) 実施項目ごとの開催回数、参加者数は LL 財団の事業報告書、実施項目ごとの委託料は委託契約の実績報告の数値。ただし、委託料は実施項目に共通して関わる人件費や経費を各実施項目の金額割合で配分して加算。

(注 2) 弁護士、司法書士及び社会福祉士による専門相談会と生活支援コーディネーター関連情報誌発行は研修会や講習会とは性格が異なるため委託料のみ記載している。

(注 3) 数値の端数は四捨五入により処理している。

【意見13】 委託料の適正な積算について

高齢者ほっと安心相談事業では、LL 財団に対して高齢者総合相談・生活支援センター運営事業を委託している。高齢者及びその家族等の抱える保健、医療、福祉等に係る各種の心

配事、悩みごとに関する相談に応じるとともに、県民への介護知識・技術の普及を図ることにより、高齢者及びその家族等の福祉の増進に資することを目的としている。平成28年度の委託料は15,015千円である。

平成28年度の委託事業実施計画書では、県民の介護知識・技術の普及を図る取組として、家族介護者を中心とした県民介護講座を10回開催することとなっている。実際、10回開催されているが、それに係る経費が網羅的に積算されていない。県民介護講座の講師謝金と講師旅費の計78,031円についてLL財団の委託料精算書等への計上が漏れていたとして監査時に追加されたが、そもそも県の予算積算段階で県民介護講座の講師謝金と講師旅費は含まれていないため、県の委託料積算及び委託先への指示の問題であると考えられる。

県は、委託料の積算に当たって、実施計画の内容を踏まえた適正な見積もりを行うとともに、委託先からそれを踏まえた委託料精算書等を提出させる必要がある。

【意見14】 委託契約時の見積書の徴取について

平成28年度の新しい総合事業の取組支援事業及び高齢者ほっと安心相談事業において、県はLL財団と5件の委託契約を締結している。いずれも単独随意契約であり、かつ見積書の徴取を省略している。

見積書徴取の省略は県財務規則第172条第2項第4号の「役務の提供を受ける場合又は事務若しくは事業を委託する場合で、その性質又は目的により見積書を徴取し難い契約をするとき。」を根拠としている。県によると、見積書を徴取することは可能であるが、契約予定先が1者に限定され、委託料の決定には価格競争の視点ではなく、価格の合理性や妥当性が重要な要素となることから、事業が効果的、効率的に行えるよう事業内容と必要経費、予算状況等を踏まえ、必要かつ妥当な額を積算するとともに契約予定先との事前の調整を行っているため、契約時に改めて見積書を徴取する必要がないとのことである。

この場合、まず県が業務内容の仕様及び積算金額及びその内訳を契約予定先に提示した上で、契約予定先は見積書に換えその積算金額で受託する意思を確認した受託書を県に通知している。ただし、契約根拠資料を見る限り、契約金額の決定過程が一方的である。実際には両者間で事前調整があった上で受託書を入手したとしても、契約根拠資料だけを見る限り、事前調整の過程が明確ではないので、受託書ではなく見積書を徴すれば、積算金額よりも安価な価額の見積書が提示された可能性は否定できない。

見積書を徴取しない単独随意契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約(複数見積徴取)、単独随意契約(1者見積徴取)などの契約方法の中で最も競争性や透明性に欠けるものであるが、担当課の委託契約の多くがこの形式である。今後の委託契約に際しては、県財務規則の上記条文を適用する妥当性をその都度、より一層慎重に確認することが重要であり、その結果、できるだけ見積書を徴取することにより、双方向での事前調整の過程を明確にした上で、契約するように努める必要がある。

2. 高齢者の社会参加促進事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は、高齢者が地域活動の担い手として活躍できるよう支援することにより、社会参加を促進させ、健康寿命の伸長を図るものである。そのうち、友愛訪問活動強化支援事業は、県内の老人クラブが行う一人暮らし高齢者等に対する戸別訪問活動（以下、「友愛訪問活動」という。）に係る経費に対して助成し、自殺予防や地域での見守り体制の整備・強化を図るとともに、公益財団法人秋田県老人クラブ連合会（以下、「県老連」という。）に助成し、県内老人クラブの友愛訪問活動を推進している。補助金は次の2つである。

1) 友愛訪問活動強化支援事業補助金（市町村分）

老人クラブ事業及びその活動を推進する市町村老人クラブ連合会（以下、「市町村老連」という。）事業に対する助成であり、市町村を通じて交付している。平成28年度実績は3,964千円である。

老人クラブ事業に対する補助金額は、友愛訪問活動実施老人クラブ当たり年額6,300円とする基準額と、老人クラブが行う友愛訪問活動の実施に必要な経費として市町村が助成した実支出額、そして総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のうち、少ない額に3分の2を乗じて得た額である。市町村老連事業に対する補助金額は、1市町村老連当たり年額70,200円とする基準額と、市町村老連が行う友愛訪問活動に係る支援等の実施に必要な経費として市町村が助成した実支出額のうち、少ない額に3分の2を乗じて得た額である。

2) 友愛訪問活動強化支援事業補助金（県老連分）

友愛訪問活動を推進する県老連に対する助成であり、平成28年度の交付額は775千円である。

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	5,913	5,786	5,439
決算額	4,910	4,843	4,739

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	平成28年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	4,739	友愛訪問活動強化支援事業費補助金(市町村分、県老連分)
合計	4,739	

国	2,718 千円	57.4%
県一般財源	△350 千円	△7.4%
繰入金	2,371 千円	50.0%
その他(諸収入)	—	—%

(注) 県一般財源のマイナスの金額は、翌年度の歳出による国庫支出金返還予定分。

(2) 監査の結果

【指摘事項12】 補助金算出根拠の老人クラブ数について

市町村に交付される友愛訪問活動強化支援事業補助金の算出には、前述のように各市町村で友愛訪問活動を実施している老人クラブ数が根拠となる。

表 32(次ページ)は平成 28 年度に各市町村から報告された友愛訪問活動実施クラブ数である。会員数がおおむね 30 人以上(厚生労働省老健局長「老人クラブ等事業運営要綱」平成 21 年 6 月 15 日老発第 390 号)の適正クラブ 1,382 クラブのうち、61.5%の 850 クラブで友愛訪問活動が実施されている。補助金の算出には直接関係ないが、友愛訪問活動の対象となる高齢者等の人数も報告されており、合計 11,716 人である。1クラブ当たり 13.8 人を対象としている。

一方、県老連も友愛訪問活動を行っているクラブ数や対象者数を集計している。次表で県老連から報告された数値と市町村から報告された数値を比較すると、24 市町村のうち、クラブ数は 7 市町、対象者数は 12 市町村で差異が見られた。市町村報告は適正クラブを対象とし、県老連報告では適正クラブだけではなく、その他のクラブが含まれている場合があるため、差異があること自体は問題ではないが、県老連報告よりも市町村報告の数値が上回っている場合や男鹿市の対象者数のような異常値は説明が難しいため、内容の確認が必要となる。また、一般的には規模の大きい適正クラブの方が多くの対象者に対して友愛訪問活動を行うことができるため、市町村報告の1クラブ当たり対象者数は県老連報告よりも大きくなると考えられるが、県老連報告の方が大きいケースについても内容の確認が必要となる状況である。

県は各市町村から補助金実績報告額算出調書や実施調書により友愛訪問活動実施老人クラブ数のデータを入手し、それをもとに補助金額を算出しているが、そのデータの根拠まで提出させて確認しているわけではない。上記のような状況に加え、さらに、友愛訪問活動の対象者数はその性質上、流動的と考えられる中で年度末の実施調書の内容が申請時の実施計画調書と全く同じケースがあり、補助金実績報告額算出調書にも記載誤りが見られている。また、「3. 老人クラブ助成事業」で記載した指摘事項のように友愛訪問活動の実施にかかわらず老人クラブ数や会員数自体の正確性に疑義が生じている状況などを併せて考えると、現在報告されている友愛訪問活動実施老人クラブ数の正確性は十分に担保されていないのではないかと考えざるを得ない。市町村から友愛訪問活動を実施した老人クラブの一覧表を提出させたり、疑問点を市町村に確認するなど、追加の根拠情報を入手し、データの正確性を確認することが不可欠である。

県は一定の根拠に基づき、合理的な手続きによって正確性を確認できた老人クラブ数を用いて補助金の算出を行う必要がある。

表 32 平成 28 年度友愛訪問活動実施老人クラブ数・対象者数

市町村	適正クラブ数	友愛訪問活動実施老人クラブ数 (クラブ)				友愛訪問活動対象者数 (人)			実施クラブ当たり対象者数 (人/クラブ)		
		市町村報告	(実施率)	県老連報告	差異	市町村報告	県老連報告	差異	市町村報告	県老連報告	差異
能代市	35	15	42.9%	31	16	432	432	0	28.8	13.9	△14.9
横手市	152	127	83.6%	109	△18	1,369	1,173	△196	10.8	10.8	0.0
大館市	147	147	100.0%	147	0	965	965	0	6.6	6.6	0.0
男鹿市	60	55	91.7%	44	△11	4,691	507	△4,184	85.3	11.5	△73.8
湯沢市	92	37	40.2%	37	0	314	305	△9	8.5	8.2	△0.2
鹿角市	60	60	100.0%	60	0	537	537	0	9.0	9.0	0.0
由利本荘市	184	21	11.4%	81	60	113	747	634	5.4	9.2	3.8
潟上市	56	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大仙市	166	163	98.2%	163	0	1,554	1,554	0	9.5	9.5	0.0
北秋田市	76	21	27.6%	21	0	201	202	1	9.6	9.6	0.0
にかほ市	57	53	93.0%	52	△1	403	403	0	7.6	7.8	0.1
仙北市	44	44	100.0%	44	0	274	287	13	6.2	6.5	0.3
小坂町	22	22	100.0%	22	0	183	183	0	8.3	8.3	0.0
上小阿仁村	4	4	100.0%	4	0	110	141	31	27.5	35.3	7.8
藤里町	14	14	100.0%	14	0	84	85	1	6.0	6.1	0.1
三種町	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八峰町	25	25	100.0%	33	8	256	252	△4	10.2	7.6	△2.6
五城目町	58	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八郎潟町	21	21	100.0%	21	0	93	122	29	4.4	5.8	1.4
井川町	16	16	100.0%	16	0	79	99	20	4.9	6.2	1.3
大潟村	5	5	100.0%	5	0	58	58	0	11.6	11.6	0.0
美郷町	41	—	—	22	22	0	64	64	-	2.9	-
羽後町	31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東成瀬村	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1,382	850	61.5%	926	76	11,716	8,116	△3,600	13.8	8.8	△5.0

(出所) 県資料より包括外部監査人が作成。

(注 1) 秋田市は中核市で県の補助対象外であるため、含めていない。

(注 2) 「適正クラブ」は会員数がおおむね 30 人以上のクラブ（厚生労働省老健局長「老人クラブ等事業運営要綱」平成 21 年 6 月 15 日老発第 390 号）であり、補助対象となる。

(注 3) 「市町村報告」は友愛訪問活動強化支援事業費補助金の交付のために市町村が提出した実績報告による。補助金算出では友愛訪問活動実施老人クラブ数（市町村報告）が使用される。

(注 4) (実施率) = 友愛訪問活動実施老人クラブ数（市町村報告） / 適正クラブ数 × 100。

(注 5) 「県老連報告」は県老連の「平成 28 年度友愛訪問活動強化支援事業報告」による。

(注 6) 「差異」 = 「県老連報告」 - 「市町村報告」。

(注 7) 数値の端数は四捨五入により処理している。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見15】 市町村補助額の根拠資料について

老人クラブ事業及び市町村老連に対する補助金の算出方法は前述のとおりであり、老人クラブ及び市町村老連に対して各市町村が支出する補助額のデータが必要となる。県は各市

町村に、実績報告時の実施調書に老人クラブ及び市町村老連に対する補助額を記載させるとともに、その根拠資料として市町村長印のある歳入歳出決算書を提出させている。

平成28年度に県から補助金が交付された18市町村の実績報告を確認したところ、3市町村の歳入歳出決算書の内容は実施調書等に記載されている市町村補助額を直接証明する根拠資料となっていなかった。県によると、それらの歳入歳出決算書は他の補助金と合算した金額が記載されているとのことであるが、内訳が示されていないため、本事業に係る補助額を特定できない。

本事業の補助金は市町村等から申請・報告されたデータに基づいて計算し、交付されるものであり、データの正しさは補助金額に直結する。県はデータを裏付ける根拠として市町村から適切な資料を入手する必要がある。

【意見16】 より効果的な補助事業に向けた見直しについて

友愛訪問活動への支援は秋田県第6期介護保険事業支援計画(第7期老人福祉計画)でも位置付けられている事業であるが、前掲の表32のように、適正クラブの友愛訪問活動実施率は6割程度にとどまっている。県老連報告を含めても、24市町村のうち5市町村では、友愛訪問活動の実施が確認されていない状況である。

今後、友愛訪問活動を推進していく必要があるが、現状をみると、たとえば、補助金額は1老人クラブ当たり6,300円に老人クラブ数を乗じた金額、あるいは1市町村老連当たり年70,200円がそのまま補助基準額となって確定しているケースがほとんどであり、結果的に友愛訪問活動の対象者数や訪問数に応じた補助とはなっていない。また、友愛訪問活動の推進役として市町村老連や県老連への補助が行われているが、すべての老人クラブが市町村老連や県老連に加入しているわけではないため、友愛訪問活動の推進に対する補助効果も限定的なものにとどまる可能性がある。

老人クラブによる友愛訪問活動は一人暮らし高齢者等に対する見守り体制の整備・運用を担うことになるとともに、老人クラブ会員に対して社会参加や生きがいづくり、健康づくりの貴重な機会を提供することになるため、補助の対象や補助金算出方法などを工夫し、より一層効果的な補助事業となるように見直しが見込まれることを期待する。

3. 老人クラブ助成事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業のうち、老人クラブ助成費補助金は、県内の老人クラブ活動及び市町村老人クラブ連合会(以下、「市町村老連」という。)の事業等に対し助成することにより、クラブ活動を通じて高齢者の社会参加を促すとともに、生きがいづくり・健康づくりを推進することを目的としている。また、老人クラブ活動推進事業費補助金は、老人の社会参加を促進する活動等の指導・育成を図るために、公益財団法人秋田県老人クラブ連合会(以下、「県老連」という。)が行う活動を支援するものである。

県は、老人クラブ助成費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)に基づき、市町村を通じて補助金を交付するとともに、県老連に対しては直接補助金を交付している。老人クラブ助成費補助金の算出方法は次のとおりである。

1) 老人クラブ事業への助成

1 老人クラブ当たり月額 3,355 円とする基準額と、老人クラブ事業の実施に必要な経費に対して市町村が行う助成事業の実支出額、そして総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のうち、少ない額に 3 分の 2 を乗じて得た額である。

2) 市町村老連への助成

1 市町村老連当たりの均等割として 194,000 円、会員割として一人当たり 72 円、その他県知事が必要と認めた額を合わせた基準額と、市町村老連事業の実施に必要な経費に対して市町村が行う助成事業の実支出額、そして総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のうち、少ない額に 3 分の 2 を乗じて得た額である。

平成 28 年度の補助実績は、老人クラブ助成費補助金の合計が 20,631 千円、老人クラブ活動推進事業費補助金が 7,744 千円である。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	27,050	26,694	28,376
決算額	26,996	26,693	28,375

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	28,375	老人クラブ助成費補助金、老人クラブ活動推進事業費補助金
合計	28,375	

国	14,187 千円	50.0%
県一般財源	14,188 千円	50.0%
その他(諸収入)	—	—%

(2) 監査の結果

【指摘事項13】 補助金算出根拠の老人クラブ数や会員数について

老人クラブ助成費補助金の算出方法は前述のとおりであり、各市町村の老人クラブ数と、各市町村に1団体ずつある市町村老連の加入クラブの会員数などに応じて補助金額の計算が行われている。市町村の老人クラブで直接補助対象となるのは会員数がおおむね 30 人以上のクラブであり、適正クラブと呼ばれている。一方、市町村老連に加入するクラブは、必ずしも適正クラブに限定されていない。

表 33(次ページ)は、平成 28 年度に市町村が補助金の実績報告で算定根拠として示している適正クラブ数と市町村老連加入のクラブ数、会員数を整理したものである。また、直接の補助対象ではないが、市町村が把握しているその他のクラブ数についても追記し、市町村別に適正クラブとその他クラブを合計している。

適正クラブ及びその他クラブを合わせた市町村集計と市町村老連加入のデータを比較すると、多くの市町村で両者は一致しているものの、24 市町村のうち 8 市町村において差異が見られる。たとえば、市町村老連加入の方が少ない場合、市町村内のすべてのクラブが市町村老連に加入しているわけではないと説明できるが、市町村集計の方が少ない場合、市町村と市町村老連でクラブを認識する基準等が異なる可能性がある。いずれも市町村から報告されたデータであり、整合性がとれていないことになる。さらに、クラブ数のみ、あるいは会員数のみ差異があるケースなど理解しづらい点もみられる。

また、適正クラブの平均会員数が 30 人を若干超えている、あるいは 30 人を下回っている市町村が見られる。「おおむね 30 人」と定義されているとは言え、適正クラブとする基準について市町村で差があるのではないかと、あるいは会員数の減少に応じて適正クラブの見直しが行われていないのではないかなどの疑問が生じる状況である。

県は各市町村から補助金実績報告額算出調書などに記載させる形で老人クラブ数や会員数のデータを入手し、それをもとに補助金額を算出しているが、そのデータの根拠まで提出させて確認しているわけではない。上記のような状況に加えて、さらに、老人クラブの会員数は

流動的であるにもかかわらず 24 市町村中 18 市町村で申請時の実施計画調書と年度末の実施調書の会員数が同じであること、また、補助金実績報告額算出調書に記載誤りが見られることなどから、現状の老人クラブ数や会員数のデータの正確性は十分に担保されていないのではないかと考えざるを得ない。補助金の算出にも影響しかねない状況であるため、たとえば、市町村から老人クラブの一覧表を提出させたり、疑問点を市町村に確認するなど、追加の根拠情報を入手し、データの正確性を確認することが不可欠である。

県は、一定の根拠に基づき、合理的な手続きによって正確性を確認できた老人クラブ数や会員数を用いて補助金の算出を行う必要がある。

表 33 平成 28 年度末の市町村別老人クラブ数・会員数

市町村	市町村集計						市町村老連加入		差異 (市町村老連－市町村)		
	適正クラブ			その他クラブ		計		クラブ数 (クラブ)	会員数 (人)	クラブ数 (クラブ)	会員数 (人)
クラブ数 (クラブ)	会員数 (人)	平均会員数 (人/クラブ)	クラブ数 (クラブ)	会員数 (人)	クラブ数 (クラブ)	会員数 (人)					
能代市	35	1,726	49.3	23	399	58	2,125	39	1,352	△19	△773
横手市	152	5,399	35.5	—	—	152	5,399	142	5,037	△10	△362
大館市	147	5,898	40.1	—	—	147	5,898	147	5,898	0	0
男鹿市	60	1,922	32.0	—	—	60	1,922	63	1,922	3	0
湯沢市	92	3,710	40.3	—	—	92	3,710	81	3,268	△11	△442
鹿角市	60	3,141	52.4	—	—	60	3,141	60	3,141	0	0
由利本荘市	184	7,660	41.6	—	—	184	7,660	184	7,924	0	264
潟上市	56	3,505	62.6	5	100	61	3,605	61	3,605	0	0
大仙市	166	6,526	39.3	—	—	166	6,526	166	6,526	0	0
北秋田市	76	3,424	45.1	7	131	83	3,555	83	3,555	0	0
にかほ市	57	2,287	40.1	—	—	57	2,287	57	2,287	0	0
仙北市	44	1,796	40.8	—	—	44	1,796	44	1,796	0	0
小坂町	22	830	37.7	—	—	22	830	22	830	0	0
上小阿仁村	4	271	67.8	—	—	4	271	4	271	0	0
藤里町	14	515	36.8	—	—	14	515	14	177	0	△338
三種町	13	443	34.1	24	417	37	860	37	860	0	0
八峰町	25	999	40.0	8	148	33	1,147	33	1,147	0	0
五城目町	58	2,568	44.3	5	77	63	2,645	63	2,645	0	0
八郎潟町	21	686	32.7	—	—	21	686	21	686	0	0
井川町	16	616	38.5	—	—	16	616	16	616	0	0
大潟村	5	232	46.4	—	—	5	232	0	0	△5	△232
美郷町	41	1,872	45.7	26	541	67	2,413	67	2,413	0	0
羽後町	31	862	27.8	7	79	38	941	38	941	0	0
東成瀬村	3	146	48.7	4	90	7	236	7	250	0	14
計	1,382	57,034	41.3	109	1,982	1,491	59,016	1,449	57,147	△42	△1,869

(出所) 県資料より包括外部監査人が作成。

(注 1) 秋田市は中核市として独自に補助事業を行っているため、含めていない。平成 28 年度末の秋田市の適正クラブ数は 180 クラブ、会員数 7,070 人（その他クラブなし）である。

(注 2) 市町村集計のクラブ数、会員数は福祉行政報告例（平成 28 年度末現在）による。ただし、男鹿市は平成 28 年度の補助対象クラブ数と異なっているため、補助対象クラブ数を記載している。

(注 3) 平均会員数＝老人クラブ会員数／老人クラブ数。

(注 4) 老人クラブ助成費補助金の算出対象は市町村集計の適正クラブ数と市町村老連及びその加入クラブの会員数。

(注 5) 数値の端数は四捨五入により処理している。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見17】 市町村補助額の根拠資料について

老人クラブ助成費補助金の算出には、老人クラブ及び市町村老連に対して各市町村が支出する補助額のデータが必要となる。県は市町村に対して実績報告時の実施調書に老人クラブ及び市町村老連への補助額を記載させるとともに、その根拠資料として市町村長印のある歳入歳出決算書を提出させている。

平成28年度に県から補助金が交付された24市町村の実績報告を確認したところ、8市町村の歳入歳出決算書の内容は実施調書等に記載されている市町村補助額を直接証明する根拠資料となっていなかった。県によると、それらの歳入歳出決算書は他の補助金と合算した金額が記載されているとのことであるが、内訳が示されていないため、本事業に係る補助額を特定できない。

本事業の補助金は市町村等から申請・報告されたデータに基づいて計算し、交付されるものであり、データの正しさは補助金額に直結する。県はデータを裏付ける根拠として市町村から適切な資料を入手する必要がある。

【意見18】 老人クラブ助成の見直しについて

秋田県第6期介護保険事業支援計画・第7期老人福祉計画(以下、「老人福祉計画」という。)では、社会参加と生きがいつくりの促進のために老人クラブへの支援が掲げられている。高齢化が進む中、健康づくりや地域貢献活動などを行う老人クラブの役割は益々重要となるため、加入促進や若手高齢者の組織化の立ち上げなどにより活性化を図り、魅力あるクラブ活動を行うことを推進するとされている。

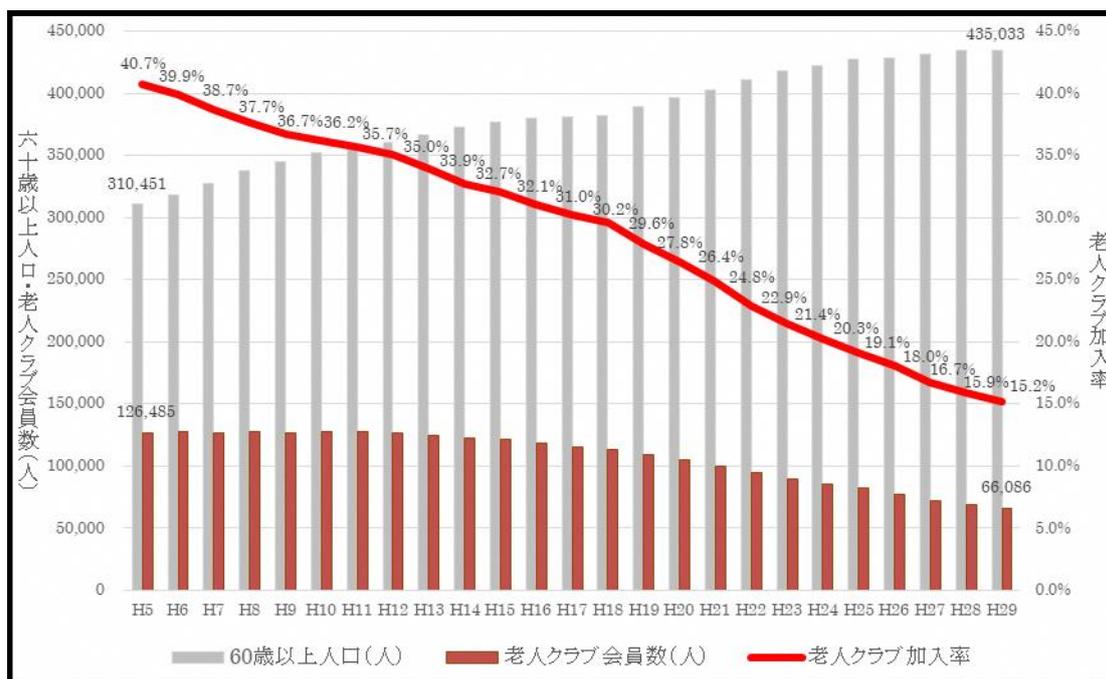
県はこの老人福祉計画に基づき、本事業や前述の友愛訪問活動強化支援事業などの助成事業を実施している。市町村を通じて老人クラブに補助を行ったり、あるいは老人クラブへの加入促進や活動支援を行っている市町村老連や県老連に対して補助金を支出している。

一方、図14(次ページ)は秋田県全体の老人クラブの会員数や加入率の推移を示したものである。平成5年には、会員の対象となる県内の60歳以上人口310,451人のうち、老人クラブ会員は126,485人であり、加入率は40.7%であった。その後、60歳以上人口は増加し、平成29年には平成5年の1.4倍に達したが、老人クラブ会員数は逆に減少を続け、平成5年の半分程度にまでなっている。老人クラブへの加入率は15.2%に低下している(宮城県8.5%や青森県9.1%より高く、岩手県16.2%より低い)。かつて加入率が50%を超え(昭和50年61.5%、昭和60年51.8%)、老人クラブの会員となることが普通であった時代から、6～7人に1人しか加入しない時代が変わってきている。

老人福祉計画にあるように老人クラブの役割は依然として重要であると考えられ、老人クラブへの助成事業の必要性を否定するものではないが、時代の変化に対応した形に見直していくことは不可欠である。

たとえば、補助対象老人クラブの拡大である。これまではおおむね会員数30人以上の適正クラブを補助対象としてきたが、老人クラブ当たりの平均会員数自体が減少し、小規模化が進んでいる。平均会員数は平成5年の59.3人から平成29年の39.5人に縮小し、30人に近づいている。適正クラブのみを抽出しても平均会員数は減少し、平成29年は41.2人である。30人を下回る老人クラブを含めて補助対象を見直す必要がある。新たに補助対象とする小規模な老人クラブの基準を明確に定め、より幅広く助成を行うことが考えられる。

図 14 秋田県の老人クラブの会員数、加入率の推移



(出所) 県資料(住民基本台帳年報、福祉行政報告例等)より包括外部監査人作成。

(注1) 会員数は各年3月末現在。秋田市を含む県全体の数値。適正クラブ以外のクラブの会員を含む。

(注2) 老人クラブ加入率=老人クラブ会員数/60歳以上人口×100。

(注3) 数値の端数は四捨五入により処理している。

また、老人クラブに限定しない助成への移行も考えられる。老人クラブ加入率の急速な低下は高齢者のニーズの変化や多様化に老人クラブが対応できず、増加する高齢者の受け皿になっていないことを示している。そこで、老人福祉計画の「社会参加と生きがいの促進」という目的に立ちかえり、支援の対象を老人クラブに限定せず、目的を達成するために効果的な対象を設定し直すべきである。高齢者だけで組織される団体に限らず、多様な活動内容を幅広くカバーし、目的に沿った活動に対して助成を行っていくことである。具体的には新たに助成事業を一つ立ち上げるというよりも、他の既存事業を活用しつつ、「社会参加と生きがいの促進」の目的達成のために事業を再編するイメージである。その際、全体として財政支出が膨らまないようにすることが重要である。結果として本事業が縮小される可能性はあるが、老人クラブ会員となっている15.2%の高齢者に対する助成よりも、それ以外の84.8%の高齢

第5 外部監査の結論－事業別－

Ⅱ 長寿社会課

者に対する支援に比重が移ることはやむを得ない。

ただし、市町村によって老人クラブの位置づけが異なるため留意が必要である。老人クラブへの加入率は市町村によって能代市の8.6%から五城目町の55.1%まで差が大きい(表34)。また、わずかではあるが、東成瀬村や八峰町のように最近会員数を増加させている町村もみられる。事業の検討に際しては、各地域の老人クラブの状況や高齢者の行動、ニーズなどについて十分調査し、実態を把握することが必要である。

県は、老人クラブ加入率の低下の事実と実態調査などの結果を踏まえ、老人クラブへの助成事業を見直す必要がある。

表 34 市町村別の老人クラブ数、会員数等の増減

	60歳以上人口(人)	H29(H28年度末)				H25(H24年度末)			増減率(H29/H25)		
		クラブ数(クラブ)	会員数(人)	加入率	平均会員数(人/クラブ)	クラブ数(クラブ)	会員数(人)	平均会員数(人/クラブ)	クラブ数	会員数	平均会員数
能代市	24,729	58	2,125	8.6%	36.6	67	2,788	41.6	△13.4%	△23.8%	△12.0%
横手市	40,574	152	5,399	13.3%	35.5	172	7,190	41.8	△11.6%	△24.9%	△15.0%
大館市	32,631	147	5,898	18.1%	40.1	157	7,268	46.3	△6.4%	△18.8%	△13.3%
男鹿市	14,440	63	1,922	13.3%	30.5	70	2,469	35.3	△10.0%	△22.2%	△13.5%
湯沢市	20,881	92	3,710	17.8%	40.3	93	4,292	46.2	△1.1%	△13.6%	△12.6%
鹿角市	14,448	60	3,141	21.7%	52.4	80	4,404	55.1	△25.0%	△28.7%	△4.9%
由利本荘市	33,682	184	7,660	22.7%	41.6	196	9,261	47.3	△6.1%	△17.3%	△11.9%
潟上市	13,258	61	3,605	27.2%	59.1	68	4,307	63.3	△10.3%	△16.3%	△6.7%
大仙市	35,989	166	6,526	18.1%	39.3	174	7,214	41.5	△4.6%	△9.5%	△5.2%
北秋田市	16,329	83	3,555	21.8%	42.8	90	4,166	46.3	△7.8%	△14.7%	△7.5%
にかほ市	10,956	57	2,287	20.9%	40.1	66	3,655	55.4	△13.6%	△37.4%	△27.5%
仙北市	12,977	44	1,796	13.8%	40.8	48	2,257	47.0	△8.3%	△20.4%	△13.2%
小坂町	2,648	22	830	31.3%	37.7	24	1,021	42.5	△8.3%	△18.7%	△11.3%
上小阿仁村	1,363	4	271	19.9%	67.8	4	312	78.0	—	△13.1%	△13.1%
藤里町	1,786	14	515	28.8%	36.8	14	620	44.3	—	△16.9%	△16.9%
三種町	8,395	37	860	10.2%	23.2	42	1,083	25.8	△11.9%	△20.6%	△9.9%
八峰町	3,690	33	1,147	31.1%	34.8	33	1,135	34.4	—	1.1%	1.1%
五城目町	4,797	63	2,645	55.1%	42.0	64	2,871	44.9	△1.6%	△7.9%	△6.4%
八郎潟町	2,877	21	686	23.8%	32.7	21	739	35.2	—	△7.2%	△7.2%
井川町	2,351	16	616	26.2%	38.5	16	785	49.1	—	△21.5%	△21.5%
大潟村	1,118	5	232	20.8%	46.4	5	234	46.8	—	△0.9%	△0.9%
美郷町	8,992	67	2,413	26.8%	36.0	76	3,101	40.8	△11.8%	△22.2%	△11.7%
羽後町	6,861	38	941	13.7%	24.8	36	1,205	33.5	5.6%	△21.9%	△26.0%
東成瀬村	1,227	7	236	19.2%	33.7	7	220	31.4	—	7.3%	7.3%
計	316,999	1,494	59,016	18.6%	39.5	1,623	72,597	44.7	△7.9%	△18.7%	△11.7%

(出所) 県資料より包括外部監査人作成。

(注1) 老人クラブ数、会員数は各年3月末(年度末)現在。適正クラブとその他のクラブの合計。60歳以上人口は10月1日現在。

(注2) 加入率=老人クラブ会員数/60歳以上人口×100。ただし、注1のとおり、老人クラブ会員数と60歳以上人口のデータは半年の時点のズレがあるため、平成28年度末の加入率を正確に示しているわけではない。

(注3) 平均会員数=老人クラブ会員数/老人クラブ数。

(注4) 数値の端数は四捨五入により処理している。

4. 地域で支える認知症施策推進事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

今後、増加が見込まれる認知症高齢者に対応するため、早期診断・対応を充実させ、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、地域で支える体制の構築を図る事業である。平成 27 年 1 月に厚生労働省等が策定した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(以下、「新オレンジプラン」という。)に基づき、県は次の事業を行っている。

1) 認知症疾患医療センター運営事業（平成 28 年度決算額 14,063 千円）

平成 28 年度、新たに 4 か所の認知症疾患医療センターが開設され、計 6 か所のセンターの運営に対して補助金を交付している。

- ・地方独立行政法人秋田県立病院機構秋田県立リハビリテーション・精神医療センター（平成 25 年 10 月開設。以下、「県立リハセン」という。）
- ・医療法人久盛会秋田緑ヶ丘病院（平成 27 年 10 月開設）
- ・地方独立行政法人市立秋田総合病院（平成 28 年 10 月開設、以下、「市立秋田総合病院」という。）
- ・大館市立総合病院（平成 28 年 10 月開設）
- ・医療法人久幸会たかのす今村クリニック（平成 28 年 10 月開設）
- ・医療法人せいとく会菅医院（平成 29 年 2 月開設）

2) 認知症医療・介護体制充実強化事業（同 8,552 千円）

- ・医療支援体制充実強化事業（認知症対応力向上研修、サポート医養成）
- ・介護支援体制充実強化事業（認知症対応型サービス事業管理者研修、認知症介護指導者養成研修、介護指導者フォローアップ研修）
- ・医療・介護連携等推進事業（認知症初期集中支援チーム員研修、認知症地域支援推進員研修）

3) みんなで支える認知症施策推進事業（同 9,308 千円）

- ・認知症施策推進ネットワーク事業（認知症施策推進ネットワーク会議）
- ・認知症コールセンター運営事業（平成 28 年度公益財団法人秋田県長寿社会振興財団（以下、「LL 財団」という。）に委託）
- ・認知症サポーター養成普及事業（キャラバンメイト養成講座等）
- ・認知症啓発促進事業（街頭キャンペーン実施）
- ・市民後見推進事業（平成 28 年度横手市、湯沢市補助）
- ・若年性認知症施策推進事業（平成 28 年度県立リハセンに若年性認知症支援コーディネ

ーター設置)

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	—	19,002	35,187
決算額	—	17,972	31,923

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
報償費	100	認知症施策推進ネットワーク会議委員報酬
旅費	34	認知症施策推進ネットワーク会議職員旅費
需用費	18	
委託料	9,902	認知症対応型サービス事業管理者研修事業委託料、認知症対応力向上研修事業委託料、若年性認知症支援コーディネーター設置事業委託料、認知症コールセンター運営事業委託料
使用料及び賃借料	29	認知症施策推進ネットワーク会議会場使用料、認知症施策担当者会議会場使用料
負担金補助及び交付金	21,839	認知症疾患医療センター運営事業費補助金、認知症サポート医養成研修受講料負担金、認知症介護指導者養成研修受講料負担金、認知症初期集中支援チーム員研修受講料負担金、認知症地域支援推進員研修受講料負担金、市民後見推進事業費補助金等
合計	31,923	

国	10,734 千円	33.6%
県一般財源	8,223 千円	25.8%
繰入金	12,966 千円	40.6%
その他(諸収入)	—	—%

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見19】 委託契約時の見積書の徴取について

平成 28 年度の認知症医療・介護体制充実強化事業とみんなで支える認知症施策推進事業において県は 7 件の委託契約を締結している。いずれも単独随意契約であり、かつ見積書の徴取を省略している。

見積書徴取の省略は県財務規則第 172 条第 2 項第 4 号の「役務の提供を受ける場合又は

事務若しくは事業を委託する場合で、その性質又は目的により見積書を徴取し難い契約をするとき。」を根拠としている。県によると、見積書を徴取することは可能であるが、契約予定先が1者に限定され、委託料の決定には価格競争の視点ではなく、価格の合理性や妥当性が重要な要素となることから、事業が効果的、効率的に行えるよう事業内容と必要経費、予算状況等を踏まえ、必要かつ妥当な額を積算するとともに契約予定先との事前の調整を行っているため、契約時に改めて見積書を徴取する必要がないとのことである。

この場合、まず県が業務内容の仕様及び積算金額及びその内訳を契約予定先に提示した上で、契約予定先は見積書に換えその積算金額で受託する意思を確認した受託書を県に通知している。ただし、契約根拠資料を見る限り、契約金額の決定過程が一方的である。実際には両者間で事前調整があった上で受託書を入手したとしても、契約根拠資料だけを見る限り、受託書ではなく見積書を徴すれば、積算金額よりも安価な価額の見積書が提示された可能性は否定できない。

見積書を徴取しない単独随意契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約(複数見積徴取)、単独随意契約(1者見積徴取)などの契約方法の中で最も競争性や透明性に欠けるものであるが、担当課の委託契約の多くがこの形式である。今後の委託契約に際しては、県財務規則の上記条文を適用する妥当性をその都度、より一層慎重に確認することが重要であり、その結果、できるだけ見積書を徴取することにより、双方向での事前調整の過程を明確にした上で、契約するように努める必要がある。

【意見20】 補助金の実施計画・実績報告について

市民後見推進事業費補助金は、市町村において市民後見人を確保できる体制を整備・強化することを目的とし、地域における市民後見人の活動を推進する事業に要する経費等を補助している。

平成28年度は横手市と湯沢市の2市に対して合計2,668千円の補助金を交付している。そのうち湯沢市では、当初予定していた市民後見人養成研修を開催できず、また、市民後見人の受任や支援の中核となる市民後見支援センターの設立が予定より遅れたため、補助金は当初予算額2,365千円よりも1,918千円少ない447千円の交付にとどまっている。

湯沢市が県に提出した書類を確認すると、申請時から当初予算の2,365千円ではなく、447千円の補助金額で収支予算書が作成されているが、その活動内容を示す実施計画は当初予算段階で想定されていたものであり、市民後見人養成研修の開催などが記載されたままである。また、実績報告のうち、収支精算書は補助金額447千円に対応する支出が記載されているが、活動内容は当初の実施計画から修正されていない。

実施計画や実績報告の内容が正確に記載されていない場合、提出された収支予算書や収支精算書の妥当性を検証することができない。本補助金では市の支出額がそのまま補助金額となるため、支出内容の確認が特に重要となる。また、当初予算額に対して2割以下の執行状況において、果たして当初想定した補助効果が見込まれるかなど補助金の交付自体の妥当

性を判断するためにも正確な実施内容の提示が求められる。

県は市町村に対して、交付対象事業の実施内容をより一層正確に報告するよう適切に指導する必要がある。

【意見21】 認知症施策の推進について

県は、高齢化率全国一の県として加速度的に認知症施策を展開するといった基本的な考えのもと、新オレンジプランに沿って、平成27年度から平成29年度に実施する認知症施策を打ち出している。その結果、平成30年4月には認知症疾患医療センター9か所、認知症サポーター77,000人、認知症サポート医120人などの数値目標を達成としている(表35)。

平成28年度までの事業実施の結果、県内初の基幹型認知症疾患医療センターである市立秋田総合病院を含めて認知症疾患医療センターは計6か所となり、平成29年4月段階の目標を達成している。その他、認知症サポート医養成研修、認知症対応力向上研修、認知症介護指導者養成研修などの各種研修の実施、あるいは認知症コールセンターの運営や若年性認知症支援コーディネーターの設置などの相談・支援体制整備など、おおむね計画に沿って事業が進められており、全体としては順調であると言える。

ただし、数値目標の中では認知症サポート医だけは平成30年4月の目標に若干届かない見通しである。また、認知症疾患医療センターでいえば、平成28年度には6か所で5,846件の外来に対応し、749件の認知症診断、548件の新規入院、2,399件の専門医療相談など着実に実績を上げているものの、それらの事業の評価自体は未実施である。さらに、認知症対応力向上研修では、修了した歯科医師、薬剤師、看護職員などの情報を市町村や地域包括センターを通じて活用することも計画されているが今後の対応となる。

相談業務についてみると、LL財団に委託して運営している認知症コールセンターの平成28年度の相談件数は113件であり、前年度の180件から4割近く減少している。県立リハセンに委託している若年性認知症支援コーディネーターへの相談件数も年間26件にとどまっている。利用者からみると、6か所の認知症疾患医療センターで相談業務が行われるとともに認知症コールセンターや若年性認知症支援コーディネーターの複数の窓口が設置されている。LL財団が「元気で明るい長寿社会づくり事業」で県から受託している高齢者総合相談・生活支援センターでも認知症関連の相談を受けており(平成28年度98件)、相談先の選択が難しいのではないかと懸念も生じる。より一層わかりやく各相談窓口の存在や役割を周知することが求められ、実績の状況によっては窓口の整理・統合なども検討する必要がある。

県には認知症施策の加速度的な展開が求められており、量的な目標達成に向けて多くの事業を同時並行的に進める必要があるが、その際、より効果的あるいは効率的な運営や対応、さらに利用者の満足度など、質的な側面にも十分配慮しつつ取組が行われることを期待するものである。

表 35 認知症施策を推進するための目標値

	平成 29 年 4 月	平成 30 年 4 月
認知症疾患医療センター	6 か所	9 か所
認知症サポーター	72,000 人	77,000 人
認知症サポート医	89 人	120 人
認知症初期集中支援チーム設置市町村数	6 市町村	25 市町村
認知症地域支援推進員設置市町村数	16 市町村	25 市町村

(出所) 県資料より包括外部監査人作成。

5. 介護人材確保対策事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

介護ニーズの拡大と生産年齢人口の減少により、深刻な人手不足が懸念される介護人材を確保するため、未経験者等の介護分野への新規就労と介護従事者の職場定着を支援することを目的とする事業である。

事業内容は次のとおりである。

表 36 介護人材確保対策事業の内容

項目	内容
(1) 介護人材確保対策事業	<p>県福祉人材センターに配置する専任職員による介護分野の求人・求職に係るマッチングの推進並びに介護未経験者の新規就労及び職場環境の改善による職場定着の支援を行うもの。</p> <p>・委託先 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会</p> <p>① 介護従事者新規就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マッチング推進のための専任職員の配置 ・基礎講習会及び介護保険施設等実務訓練の実施 ・介護職員初任者研修受講経費の助成 ・介護職員応援 Web サイトの運営 <p>② 介護人材定着促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士の派遣による腰痛予防対策等の普及 ・社会保険労務士等の派遣による職場環境等の改善
(2) 介護の仕事の理解促進事業	<p>介護の仕事と魅力を紹介するため、一般社団法人秋田県介護福祉士会(以下、「県介護福祉士会」という。)の会員等による中学・高校の訪問に要する経費を助成するもの。平成 28 年度は県介護福祉士会と学校法人ノースアジア大学に補助を行っている。</p> <p>・補助先 一般社団法人秋田県介護福祉士会 学校法人ノースアジア大学</p> <p>・補助率 10/10</p>
(3) 介護職キャリアアップ研修支援事業	<p>① 介護職等の実践的スキルアップ講座開設事業 介護従事者や介護支援専門員等の能力を高めるための研修会を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助先 国立大学法人秋田大学 ・補助率 10/10 <p>○フィジカルアセスメント研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 介護従事者、リハビリ専門職 <p>○ファシリテーション研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 介護支援専門員 <p>② 介護事業所リーダー・中堅職員研修事業 若手職員の職場定着を促進するための「職場づくり・マネジメント研修」を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 介護施設職員

テーマ：秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について

項目	内容
	<p>③訪問介護員の人材養成における基本研修事業 要介護者の人権擁護・尊厳あるケア、多職種連携の知識を習得するための研修会を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助先 公益財団法人秋田県長寿社会振興財団 ・補助率 10/10 ○訪問介護員基礎研修(全10回) ・対象者 訪問介護員 ○訪問介護サービス提供責任者基礎研修(全5回) ・対象者 サービス提供責任者
(4)介護ロボット導入推進支援事業	<p>介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化による職場定着を支援するため、介護ロボットの導入に要する経費を助成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助先 医療法人正和会 ・基準額 10万円/台
(5)介護事業所内保育所運営支援事業	<p>介護従事者の職場定着を支援するため、介護事業所内保育所の運営に要する経費を助成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助先 医療法人寿光会 ・補助率 2/3
(6)高校生等を対象とする介護の職場体験事業	<p>高校生等の若年層を対象に、介護施設での職場体験の機会を提供し、介護の仕事に対する理解を深めることにより、介護職への就労を促進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会 ・対象者 高校生及び大学生等
(7)介護サービス事業所認証評価制度構築事業	<p>深刻な人手不足が懸念される介護人材を確保するため、職員の待遇改善や人材育成等を積極的に実施する介護サービス事業所の取組を認証評価する「秋田県介護サービス事業所認証評価制度」(以下、「認証評価制度」という。)の構築を図るものである。認証評価制度の運用は平成29年度からを予定しており、平成28年度は仕組みづくりを行っており、その業務を株式会社エイデル研究所に委託している。</p>

(出所) 秋田県資料に基づき監査人が作成。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	—	32,460	40,412
決算額	—	30,346	43,972

(注1) 介護人材確保対策事業は、平成27年度に開始された事業である。

国	—	—%
県一般財源	—	—%
県債	—	—%
繰入金	30,346千円	100%
その他(諸収入)	—	—%

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成28年度 決算額	主な内容
報償費	384	
旅費	119	
委託料	38,070	介護人材確保対策事業 介護サービス事業所認証評価制度構築事業
使用料及び賃借料	16	
負担金補助及び交付金	5,380	介護職キャリアアップ研修支援事業
合計	43,972	

(単位:千円)

事業名	報償費	旅費	委託料	使用料及び 賃借料	負担金補助 及び交付金	合計
介護人材確保対策事業	—	—	21,813	—	—	21,813
介護の仕事の理解促進事業	—	—	—	—	1,265	1,265
介護職キャリアアップ研修支援事業	64	43	—	16	2,465	2,589
介護ロボット導入推進支援事業	—	—	—	—	200	200
介護事業所内保育所運営支援事業	—	—	—	—	1,450	1,450
高校生等を対象とする介護の職場体験事業	—	—	4,807	—	—	4,807
介護サービス事業所認証評価制度構築事業	320	76	11,449	—	—	11,846
合計	384	119	38,070	16	5,380	43,972

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見22】 介護の職場体験事業の開始時期について

介護人材確保対策事業の一つとして高校生等を対象とする介護の職場体験事業(以下、「職場体験事業」という。)を実施している。この事業は、高校生等の若年層を対象に介護施設での職場体験の機会を提供し、介護の仕事に対する理解を深めることにより、介護職への就労を促進しようとするもので、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)に業務を委託している。職場体験の機会の提供に関しては、受け入れ可能な施設を募っており、高校生等はそれら受入施設で職場体験を行うことになる。

職場体験事業は、当初予算額6,588千円に対して執行額は4,807千円で1,781千円の執行残が生じている。この結果をみる限り、さらなる拡大の余地があったのではないと思われる。

体験希望者について、当初 100 名予定していたが実際は 58 名にとどまっている。そのため、当初予算では受入施設への謝礼金を 1,800 千円と見込んでいたが、実際には 738 千円にとどまっており、このことが執行残の生じた大きな要因となっている。

本事業においては、職場体験者の拡大に努める必要があるが、そのためには、広報を行うタイミングと事業開始の時期を早めることも一つの方法と考える。

本事業において受託者は、平成 28 年 6 月に県内の高等学校にポスターを持参して広報を行っている。職場体験事業においては後日、介護の職場体験希望者籍校への聞き取り調査を行っており、広報の時期は適切だったかとの質問を行っている。この質問に対しては、もう少し早い方が良いとの意見も見受けられた。

高等学校等は様々な学校行事を予定しており、広報を行う時期を遅らせてしまうと学校行事に加えることが難しくなってしまう状況が想定される。また、次表は職場体験事業の平成 28 年度の実施状況を示したものであるが、これによると、7 月から事業を実施している。広報の時期を早めれば 6 月以前に実施する余地もあり、本事業を実施しようとする高等学校等も増える可能性があると思われる。

表 37 職場体験事業の実施状況

(単位:人)

体験月	学生(高校生)	学生(その他)(※1)	一般	合計
6月	0	0	0	0
7月	8	1	1	10
8月	24	6	2	32
9月	2	0	1	3
10月	2	0	2	4
11月	0	0	4	4
12月	1	0	4	5
合計	37	7	14	58

(出所) 秋田県資料に基づき監査人が作成。

(注 1) 短期大学生、大学生。

表 38 職場体験事業の支出内容

項目	金額(千円)	説明
賃金	1,194	職員俸給、職員諸手当
共済費	142	社会保険料
報償費	738	体験受入協力謝金
旅費	65	職員旅費、車両燃料費、ETC 利用料
需用費	1,871	ポスター等印刷費、冊子作成費、消耗品費等
通信・運搬費	156	通信運搬費
役務費	31	ボランティア保険料、振込手数料
使用料及び賃借料	251	パソコンリース料、コピーパフォーマンス料
消費税等	356	
合計	4,807	

(出所) 平成 28 年度秋田県高校生等を対象とする介護の職場体験事業実績報告書。

聞き取り調査は受入施設に対しても行っているが、それによると、受け入れ可能時期を随時としているところが大多数であり、施設においては6月以前に本事業を実施することに特段の支障はないと思われる。

本事業は、平成28年度の新規事業であり、主たる対象である高校生等の若年層や体験受け入れ事業者等への周知協力要請を行いながら進める必要があったため、初年度においては日程的にかなり厳しい状況にあったとのことであるが、今後は、事業の目的である介護の仕事と魅力を紹介するために、より多くの職場体験者を集められるよう対応していく必要がある。そのためには、広報を行う時期を早め、あわせて職場体験を実施する時期も早めることが一つの方法であり、県はそのことを県社協に要請することが望ましい。

【意見23】 介護の職場体験事業における大学生への対応について

職場体験事業について、「秋田県高校生等を対象とする介護の職場体験事業実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)が定められている。

実施要綱は本事業の対象者を高校生や大学生としている。一方、委託契約を締結するにあたって業務仕様書を作成しているが、業務委託仕様書では、高等学校に対してどのような対応を行うのかは示されているが、大学生もしくは大学に対してどのような対応を図るのかが示されていない。また、「【意見22】介護の職場体験事業の開始時期について」の表37に示したとおり、職場体験事業は高校生、大学生以外に一般の体験者も含まれている。一般は求職活動中の者などであるが、一般に対してどのような対応を図るのかも業務委託仕様書には明確に示されていない。

平成29年1月30日に受託者から提出されている「平成28年度秋田県高校生等を対象とする介護の職場体験事業実績報告書」(以下、「実績報告書」という。)をみても、短大・大学・養成校にはポスター(17施設×2枚)とチラシ(17施設×25枚)を配布しているのみで、積極的な広報やその後に聞き取り調査を行っている形跡がない。

短期大学、大学及び一般から職場体験希望者を募るためにどのような対応を図るのかを整理し、具体的な対応を業務委託仕様書等で明確化しておく必要がある。

- (1)県内の全高校訪問による介護の職場体験事業の趣旨説明及び協力要請
 - ①職員による高校訪問
 - ②事業紹介ポスター・チラシの作成・配布
- (2)全県の高校1年生を対象とする介護の仕事と魅力を紹介する小冊子の配布
 - ①介護職のイメージアップ小冊子等の作成・配布
- (3)職場体験を受け入れる県内介護保険施設等の開拓及び受入施設に対する謝金の支払い
 - ①介護保険施設・事業所訪問による趣旨説明及び受入施設としての登録依頼
 - ②体験実施後の謝金支払い

テーマ：秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について

(4)職場体験希望者と受入施設のマッチング

①体験希望者と受入施設のマッチング

②ボランティア活動保険加入手続き及び保険料の支払い

(出所) 秋田県資料に基づき監査人が作成。

6. 社会福祉施設職員退職手当共済費補助金

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は、社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の退職手当支給を助成し、職員の待遇改善により社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。具体的には、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、県は共済制度を運営する独立行政法人福祉医療機構(以下、「福祉医療機構」という。)に対して県内の社会福祉施設等の職員の退職手当の支給に要する費用の一部を負担している。

平成28年度は、対象職員7,790人分に対して、一人当たり45,300円、総額352,887千円の補助金の交付を行っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	334,368	323,941	374,026
決算額	309,285	312,107	352,887

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成28年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	352,887	社会福祉施設職員退職手当共済費補助金
合計	352,887	

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見24】 請求額の根拠データの確認について

県は毎年、福祉医療機構からの請求に基づいて補助金を交付しているが、福祉医療機構は県内の被共済職員数に国から示される基準単価を乗じて請求額を算定している。

県として請求額の妥当性や正確性を確認できるのは被共済職員数であるため、平成28年度に福祉医療機構から提出された県内の共済契約加入施設名簿を確認したところ、職員数の合計は10,847人であり、前述の被共済職員数7,790人と一致していなかった。監査時に県から改めて福祉医療機構に依頼し、補助対象職員数の記載されたデータを入手することにより、ようやく職員数の整合性を確認できたところである。

本事業は3億円を超える歳出であり、しかも県内の社会福祉施設の職員数に応じて毎年増加している補助金である。法律に基づき機械的に計算して交付する性質のものであるとは言え、県としては可能な限り、その根拠を確認すべきである。福祉医療機構から根拠データを入手するだけでなく、前年度との比較で市町村別、施設別の職員数の増減に異常値がないかどうか、他の事業で入手している市町村別、施設別の職員数データと整合しているかなどの分析を行うことが考えられる。

県は福祉医療機構からの請求額の根拠データを分析し、補助金額の妥当性、正確性を確認する必要がある。

7. 老人福祉施設等環境整備事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は、在宅生活が困難な高齢者の身体的、精神的な健康の維持・向上を図るため、介護関連施設整備費補助金交付実施要綱(以下、「実施要綱」という。)に基づき、県が補助金を交付し、老人福祉施設等の整備を推進するものである。

老人福祉施設整備費補助金は、市町村や社会福祉法人による定員30人以上の特別養護老人ホームの整備をはじめ、養護老人ホームや定員30人以上で特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウスの整備を対象としている。

平成28年度は2か所の施設の整備(総事業費の合計は1,232,182千円)に対して、352,500千円の補助金が交付されている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	387,750	176,250	352,500
決算額	871,900	458,250	352,500

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成28年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	352,500	介護関連施設整備費補助金
合計	352,500	

国	—	—
県一般財源	23,500千円	6.7%
県債	329,000千円	93.3%
その他(諸収入)	—	—%

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見25】 補助単価の算定方法について

実施要綱によると、老人福祉施設整備費補助金の額は、県の予算の範囲内で、過去3年間の実績の平均額から対象経費を算定し、算出された対象経費の実支出額の4分の3を補

助単価とするとだけ定められている。

実際の補助金額の算定では、過去 3 年間の補助対象となった施設整備の事業費と施設整備によって増えた定員数から定員一人当たりの対象事業費を算出し、その 4 分の 3 を補助単価として設定している。そして、補助しようとしている施設整備によって増える定員数に補助単価を乗じて補助金の額を算定している。平成 28 年度の補助単価は定員一人当たり 3,525 千円である。

実施要綱の記載だけでは補助金額の具体的な算定方法がわからないこと自体、問題であるが、さらに、補助単価の設定過程についても見直しの余地がある。

過去 3 年間の事業費とは施設整備の総事業費ではなく、そのうちユニット以外に係る事業費を抽出して補助単価の計算に使用している。ユニットは少人数(10 人以下)の入所者の個室とその入所者が共用で利用するスペースからなる生活単位のことを指し、施設はいくつかのユニットで構成されることになる。ユニット以外とは事務室や会議室などの管理関連の施設、あるいはホールや浴室などの入所者全員の共用スペースなどである。平成 28 年度の補助単価を設定する際に前提となった平成 25～27 年度のユニット以外の事業費は 2,009,308 千円であるが、ユニット部分の整備費を含む総事業費は 5,656,859 千円である。ユニット以外の事業費は総事業費の 35.5%程度を占めるに過ぎない。

県は本補助金により老人福祉施設の整備を推進しているが、特にユニット以外の部分の拡充を推進するという政策的な意図はないということであるため、ユニット以外の事業費のみから補助単価を設定する合理的な理由がない。補助単価の設定だけでなく、補助金交付の趣旨をわかりづらくしている。仮に事業費の一部を抽出するのであれば、定員増を図る目的を踏まえて、むしろユニット部分の方である。

県によると、起債に係る国の補助などと同様の方法で設定しているとのことであり、補助単価の設定方法を変えることによる不都合があるのであればやむを得ないが、県独自の補助金として見直すことが可能であれば、今後、補助単価の設定について検討することが望ましい。その際、補助金の新たな単価や算定方法を導入したとしても、補助対象事業の総事業費に対する補助金の割合は従来からアップしないようにすることが重要である。

【意見26】 補助金の交付条件について

本事業と後述する地域介護福祉施設等整備事業は、補助対象施設や補助金算定方法は異なるものの、県内の社会福祉施設の整備に対する補助金であることは同じである。1 か所の施設整備でも、施設本体の整備で本事業の補助を受けるとともに、施設の開設準備に対しては介護施設開設準備経費等支援事業費補助金を受けているケースもみられる。

ただし、本事業の実施要綱における補助金交付条件の記載は、地域介護福祉施設等整備事業の実施要綱(地域密着型サービス施設等整備事業費補助金交付実施要綱など)よりもかなり簡略化されている。たとえば、本事業の実施要綱では、補助金に係る消費税等仕入控除税額の報告義務や補助事業の調達を原則一般競争入札とすることなどが定められていない。

第5 外部監査の結論－事業別－

Ⅱ 長寿社会課

本事業は定員30人以上の規模の大きい特別養護老人ホームなどの施設整備を対象としているため、より事業費が大きくなることが想定され、上記の交付条件を付ける必要性は高いと考えられる。

別の補助事業として交付条件が異なることはあるが、必要な交付条件については一貫した記載とし、同様の社会福祉施設整備に対する関連の補助金として整合性を持たせることが望ましい。

8. 地域介護福祉施設等整備事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は住み慣れた地域で安心して暮らすために必要な地域密着型サービス施設等の整備を推進するものであり、地域医療介護総合確保基金を活用した次の3つの補助事業からなる。

1) 地域密着型サービス施設等整備事業費補助金

地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所などの地域密着型サービス施設等の整備費を対象とし、市町村を通じて補助金を交付する事業である。

平成28年度は、15か所の施設整備に対して823,820千円の補助金が交付されている。

2) 介護施設開設準備経費等支援事業費補助金

特別養護老人ホーム等の施設の円滑な開設のために、開設前6か月間の看護・介護職員等の雇い上げ経費や備品購入などの必要経費を対象として補助金を交付する事業である。県事業と市町村事業に区分されており、県事業は定員30人以上の特別養護老人ホームなどを対象として市町村・社会福祉法人・医療法人に補助金を交付し、市町村事業は地域密着型特別養護老人ホームなどに対し、市町村を通じて補助金を交付している。

平成28年度は、16施設の開設準備に対して191,889千円の補助金が交付されている。

3) 特別養護老人ホーム等空間整備事業費補助金

既存の特別養護老人ホーム等の改修等に要する経費を補助する事業であり、県事業と市町村事業に区分されている。県事業には、特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修を支援するものがある。

平成28年度は、県事業として1件の施設改修に対して33,600千円の補助金が交付されている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	—	—	141,839
決算額	—	882,053	1,049,309

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	1,049,309	地域密着型サービス施設等整備事業費補助金、 介護施設開設準備経費等支援事業費補助金、 特別養護老人ホーム等空間整備事業費補助金
合計	1,049,309	

国	—	—%
県一般財源	—	—%
繰入金	1,049,309 千円	100.0%
その他(諸収入)	—	—%

(2) 監査の結果

【指摘事項14】 消費税等に係る仕入控除税額の報告について

3 つの補助事業では、それぞれ地域密着型サービス施設等整備事業費補助金交付実施要綱、介護施設開設準備経費等支援事業費補助金交付実施要綱、特別養護老人ホーム等空間整備事業費補助金交付実施要綱(以下、3 つを総称して「実施要綱」という。)に基づいて、補助金が交付されている。

実施要綱では、県事業など、県が直接、事業者へ補助金を交付する場合の条件として、「補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、知事が定める様式により速やかに知事に報告しなければならない。」などと定められている。県が消費税等の仕入控除税額に係る補助金返還の可否を確認することが目的である。

平成 28 年度は介護施設開設準備経費等支援事業費補助金の 2 件、特別養護老人ホーム等空間整備事業費補助金の 1 件、合計 3 件の補助対象事業が該当するが、いずれも「消費税及び地方税に係る仕入れ控除税額報告書」は県に提出されていなかった。その後、監査時に県から補助対象事業者へ依頼し、1 件は提出されている。

県によると、国の交付金においては、補助事業者の決算期や補助金計上年度の違いを考慮して、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が 0 円の場合を含む。)は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに報告しなければならない。」とされ、報告時期に余裕を持たせているとのことであるが、県の実施要綱ではそのような定めはない。また、国も県も「速やかに」報告すべきであることは同じであり、監査時の指摘がないと提出されなかった可能性もあることから問題である。

県は、補助対象事業者に対し、実施要綱に定められた補助金の交付条件等を遵守するよう適切に指導を行う必要がある。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見27】 補助対象事業における入札の実施について

実施要綱では、補助金の交付条件として、補助対象事業者が事業を行う場合は原則として一般競争入札によるなど県や市町村の契約手続きに準拠することが定められている。

県は別途入札結果等を確認しているとして補助事業の実績報告等で入札実施に係る資料の提出を求めているため、監査の一環として平成28年度の延べ32件の補助対象事業のうち6件を抽出し、県を通じて事業者等に入札関係の資料の提出を依頼した。その結果、5件の資料を入手することができ、そのうち入札が行われていたのは3件(いずれも指名競争入札であり、入札不調により随意契約となった1件を含む。)であった。そのほかは随意契約であり、複数の見積書の提出があった。県によると、資料を入手できなかった1件も随意契約ではないかとのことである。

本補助金の対象となる事業は数百万円から数億円規模の事業費であり、たとえば県財務規則第171条の随意契約によることができる契約金額(工事請負250万円、財産買入れ160万円)を超えている場合が多い。また、一般的な社会福祉施設の建設工事や改修工事、設備・備品購入であり、特に、対応できる業者が限定される、その性質などが入札に適さない、入札を実施する時間がないといったケースは少ないと考えられる。よって、県や市町村の契約手続きに準拠していない事業があるのではないかとの懸念は生じる。

事業費の金額は補助金の算出に影響してくる可能性があるため、事業者はより競争性が働き、経済性を追求した金額となるように契約手続きを行う必要がある。県は、補助金の交付決定通知等の際に改めて補助対象事業者に交付条件を遵守するよう周知する必要がある。

9. 老人福祉総合エリア運営費(北部、中央地区、南部)

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業では、北部老人福祉総合エリア(以下、「北部エリア」という。)、中央地区老人福祉総合エリア(以下、「中央エリア」という。)、南部老人福祉総合エリア(以下、「南部エリア」という。))の3エリアの施設に関して指定管理者を指定して管理・運営を行っている。

平成28年度から平成32年度の5年間の指定管理者は、3エリアとも社会福祉法人秋田県社会福祉事業団(以下、「事業団」という。)である。平成28年度の指定管理料の合計は395,815千円である。

表 39 指定管理対象施設の概要

項目	北部老人福祉総合エリア	中央地区老人福祉総合エリア	南部老人福祉総合エリア
所在地	大館市十二所字平内新田 237番地の1	秋田市御所野下堤五丁目1番 地の1	横手市大森町字菅生田245番地の34
設置目的	高齢者に対して健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションのための便宜を与え、もって高齢者の福祉の増進に資すること	高齢者に対して健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションのための便宜を与え、もって高齢者の福祉の増進に資すること	高齢者に対して健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションのための便宜を与え、もって高齢者の福祉の増進に資すること
開設年月	平成11年8月	平成9年8月	昭和63年7月 (老人専用マンション平成3年10月)
施設規模	敷地面積 100,895 m ² 鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 7,327 m ²	敷地面積 179,746 m ² 鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 9,344 m ²	敷地面積 109,218 m ² 鉄筋コンクリート造 3階建 延床面積 11,113 m ²
施設内容	1階:事務室3室、会議室、視聴覚室、多目的ホール、屋内運動広場、グリーンハウス、温室実習室、食品加工室、趣味文芸室、木工室、陶芸室 2階:大浴場、広間、研修室、茶室、ボランティア室、宿泊室4室 屋外:テニスコート4面、ゲートボール場2面、多目的広場、イベント広場 その他:駐車場、管理棟、職員住宅、農園、その他	1階:事務室3室、会議室、視聴覚室、研修室、多目的ホール、屋内運動広場、屋内温水プール 2階:大浴場、広間、ボランティア室、木工室、陶芸室、茶室、趣味文芸室、宿泊室6室 屋外:緑地運動広場 その他:駐車場、屋外トイレ、その他	(コミュニティセンター) 1階:旧診療・リハビリセンター、旧在宅老人介護センター 2階:事務室、会議室、視聴覚室、研修室、屋内温水プール、木工室、陶芸室、民芸室、広間 3階:大浴場、休憩娯楽室、宿泊室(老人専用マンション) 1階:事務室、談話ホール、宿直室、食堂、静養室、相談室 2階:娯楽室、居室8室 3階:居室9室(屋外、その他) 屋外:ゲートボール場 その他:コミセン駐車場、職員住宅、屋外トイレ、マンション屋外倉庫、その他
開館期間・時間	・休業日:毎週月曜日、12月29日～1月3日 ・開館時間:9時～17時(宿泊室16時～翌日10時)	・休業日:毎週月曜日、12月29日～1月3日 ・開館時間:9時～17時(宿泊室16時～翌日10時、屋内温水プール10時～13時・13時30分～17時)	・休業日:毎週月曜日、12月29日～1月3日 ・開館時間:9時～17時(宿泊室16時～翌日10時、屋内温水プール10時～13時・13時30分～17時) ・老人専用マンションは休業日・時間なし

② 事業費の推移

(北部老人福祉総合エリア運営費)

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	108,838	108,490	111,305
決算額	108,838	108,490	111,305

(中央地区老人福祉総合エリア運営費)

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	118,563	118,777	115,695
決算額	118,563	118,777	115,695

(南部老人福祉総合エリア運営費)

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	147,562	147,053	156,232
決算額	147,562	153,170	168,815

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
委託料	395,815	北部老人福祉総合エリア指定管理料、中央地区老人福祉総合エリア指定管理料、南部老人福祉総合エリア指定管理料
合計	395,815	

(2) 監査の結果

【指摘事項15】 指定管理者の公募期間中の個別交渉について

現在の指定管理者の公募は平成 27 年度に行われている。平成 27 年の 7 月 17 日から募集要項の交付が開始され、7 月 29 日～31 日に説明会開催、県への質問の受付は 7 月 17 日～8 月 28 日、申請書等の提出期限が 9 月 4 日といったスケジュールで進められている。およそ 1 か月半の公募期間が設けられている。

申請書類の一つに「指定の申請に関する意思の決定を証する書類」があり、監査で申請書類確認の一環として事業団から提出された理事会の議事録等を閲覧したところ、指定管理者への申請の意思決定のために、指定管理施設と一体的に運営されている施設に関して県と協議を行ったことが記録されていた。

指定管理者の公募に申請しようとする者は、定められた期間に所定の方法で質問をするこ

とにより県とやりとりを行うことができるが、事業団と県の協議は定められた質問等の手続きを経していないものである。公募期間中に県と申請者の個別交渉が行われると指定管理者の公募や申請、選定自体の公平性や透明性を欠くことになる。

県としては、事業団との協議は指定管理者の公募とは別に従来から行ってきたものであり、たまたま指定管理者の公募期間中と重なっただけであり、指定管理者選定の公平性には影響していないとのことであるが、事業団側は本協議の結果が指定管理者に申請するかどうかを左右するとしており、事後的に第三者からみると指定管理者に係る協議であると受け取られても仕方ない状況である。

県は、指定管理者の公募期間であることを考慮し、不要な疑いを招かないような対応が求められる。

指定管理者の募集要項の内容など申請を左右するような重要な事項については公募前に十分検討しておく必要がある。公募開始以降に同様な事項が生じた場合でも予定どおり申請を受け付け、仮に申請がなく不調に終わった場合には改めて募集要項等を再検討し、再度公募を行うといった手続きをとるべきである。

県は、指定管理者の公募に関して、不要な誤解を招かないよう徹底する必要がある。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見28】 指定管理者選定委員会の独立性の確保について

平成28年度から5年間の3エリアの指定管理者を選定するために、平成27年11月に2回の選定委員会が開催されている。選定委員会は5名の委員で構成され、そのうち3名が大学教授などの外部委員であり、残り2名は県の健康福祉部次長が就任している。委員長は健康福祉部次長である。

選定委員会ではエリアごとにあらかじめ定められた審査基準に基づいて各委員が応募者に点数をつけ、それを平均して総合得点を算出する方法で審査を行っている。今回は3エリアとも事業団のみの応募であり、審査の結果、総合得点が最低点である60点を上回ったため、3エリアで事業団がそのまま選定されている。

ただし、平成27年9月時点で、県の健康福祉部長が事業団の理事に就任している。他にも県のOBが事業団の理事や評議員となっている。選定委員会の詳細な議事録が残されていないため各委員の審査への関与の程度は不明であるが、健康福祉部長をはじめとして県の関係者が理事や評議員を務める応募者を健康福祉部次長が委員会の委員長及び委員として審査(採点)しているとすれば、外形上、応募者に対して選定委員会の独立性を確保できていない状況である。

選定委員会は指定管理者の選定に際して客観的で公平かつ透明性の高い審査が求められるため、実際の客観性や公平性だけではなく、外形上も疑念を生じさせないように独立性の確保が必要であり、たとえば、応募者と利害関係のある委員は審査から外れるなどの対応が

必須と考えられる。また、その対応が事後的に確認できるような議事録の作成・保管も必要である。

県は、「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」(平成 25 年 10 月)(以下、「ガイドライン」という。)及び健康福祉部指定管理者(候補者)選定委員会設置要綱(以下、「要綱」という。)に従って委員を選任し、選定委員会を運営しているが、応募者に対する選定委員会の独立性を確保するための規定は不十分である。ガイドライン及び要綱において応募者に対する選定委員会の独立性を確保するための手続きを定め、それに基づいて選定委員会を運営する必要がある。

【意見29】 施設の利用促進について

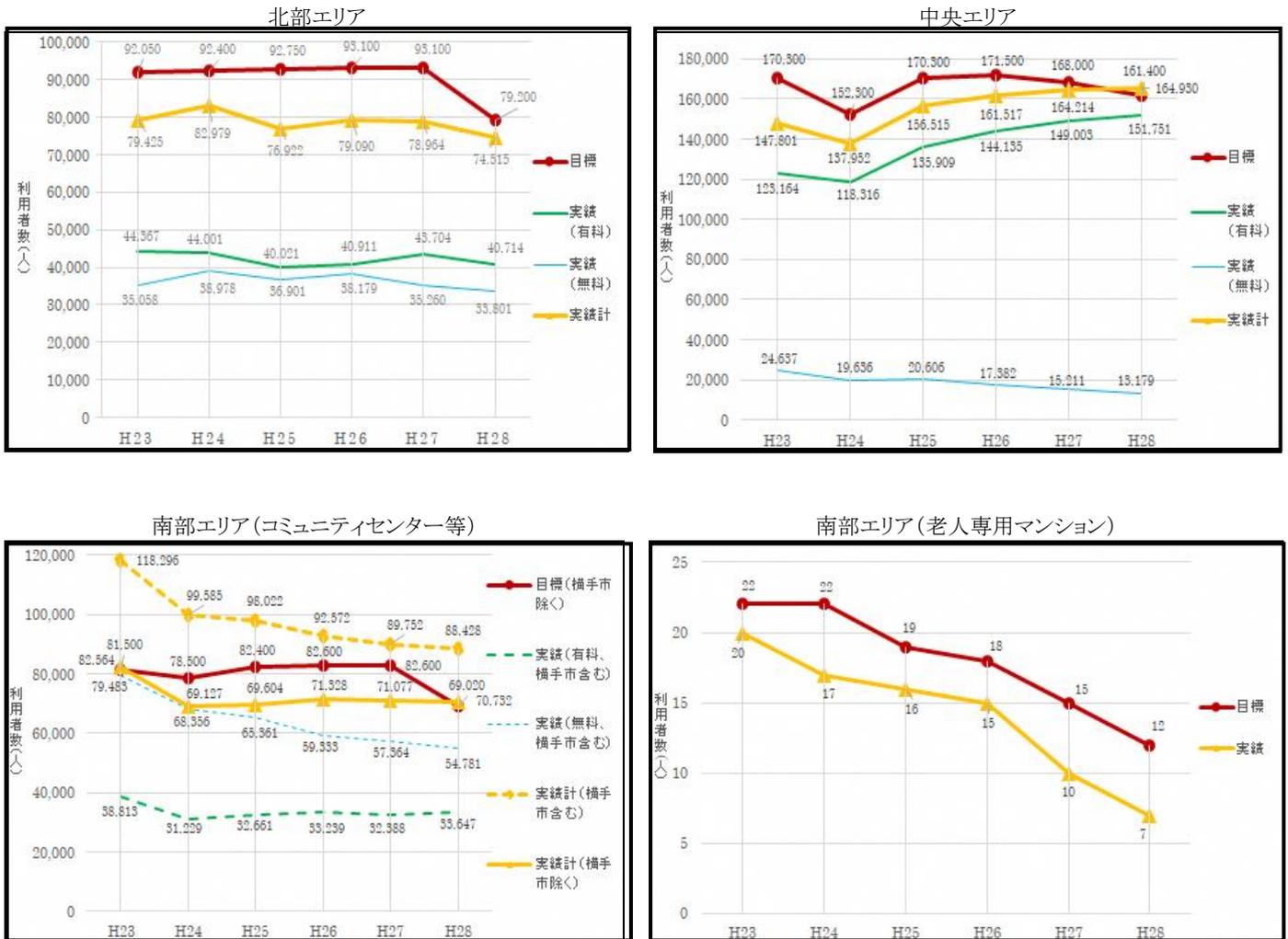
指定管理業務の仕様書によると、指定管理者には管理運営業務及び施設設備維持管理業務とともに施設利用促進業務の実施が求められている。宣伝広報や各種自主事業等を行って施設の利用者を増やすことである。県は、指定管理者の創意工夫を促すために、利用料金が指定管理者の収入となる利用料金制を導入しており、施設の利用促進は指定管理者制度導入のねらいの一つである。指定管理者選定時の審査でも施設利用促進策に関する項目があり、現在の指定管理者は一定の評価を得て選ばれている。

県と指定管理者は各年度で利用者数や利用料金収入の目標を設定している。次図は各年度に設定された利用者数の目標値と実績値の推移をグラフ化したものである。利用者数の実績合計をみると、中央エリアは増加しているが、北部エリアと南部エリア(コミュニティセンター等。南部エリアのうち老人専用マンション以外の施設のこと。以下同様。)は横ばいないしは微減で推移している。南部エリア(老人専用マンション)の利用者数は入居者数のことであり、他の利用者数と性格は異なるが、明らかに減少している。いずれのエリアも実績が目標を下回っていたが、平成 28 年度には中央エリアと南部エリア(コミュニティセンター等)で目標を上回る実績となっている。ただし、どちらも目標値を下げることで達成できたものであり、さらに南部エリア(コミュニティセンター等)は利用者数のカウント方法の変更による影響もあり、そのまま評価することはできない。利用料金収入でみると、次のように平成 28 年度はいずれも目標額を達成できていない。

表 40 平成 28 年度利用料金収入の目標額と実績額、目標達成率

	目標額	実績額	目標達成率
北部エリア	22,735 千円	19,917 千円	87.6%
中央エリア	54,530 千円	52,005 千円	95.4%
南部エリア(コミュニティセンター等)	39,445 千円	23,085 千円	58.5%

図15 3エリアの利用者数の目標と実績の推移



(出所) 県資料及び社会福祉法人秋田県社会福祉事業団事業報告書より包括外部監査人作成。

(注1) 「実績(有料)」は有料利用者数の実績、「実績(無料)」は無料利用者数の実績、「実績計」は両者の合計。

(注2) 南部エリア(コミュニティセンター等)では横手市分の利用者数を除いて目標設定がなされているため、実績も横手市分を除いた利用者数。ただし、横手市分を含めた全体の利用者も破線で示している。

(注3) 南部エリア(老人専用マンション)の利用者数はマンションへの入居者数である。

今後、より一層、施設の利用促進を図っていく必要があるが、中央エリアの例もあり、工夫次第ではまだまだ利用者を増やせる余地はある。たとえば、中央エリアの屋内運動広場では、小中学生のスポーツ団体(バスケット、フットサル、卓球等)や外郭団体による交通安全教室等のイベント開催など、高齢者に限らない幅広い対象者の利用を喚起し、有料利用者を前年度から3千人以上増やしている。各エリアの立地条件には差があり、必ずしも中央エリアのように有料利用者数を増やせないことも考えられるが、その場合には無料利用者を含めて利用促進を図ることにも十分意味がある。各エリアとも無料利用者数は減少傾向にある。利用料金制のもとでは有料利用者の利用促進が中心となるのはやむを得ないが、施設の設定目的を達成するためには、有料無料にかかわらず、まずは施設が有効に活用されることが重要である。

県は、着実に施設利用者数の増加につながるよう、指定管理者の目標設定やその実績の評価、指定管理者への指導・支援を通じて、より一層効果的な利用促進を図っていく必要がある。

【意見30】 指定管理業務の収支の分析・評価について

表 41 は、指定管理業務に係る決算の概要を抽出したものである。老人専用マンションを除く 3 エリアの収益、費用の構造はおおむね類似している。収益は指定管理料が中心となり、利用料金がそれに次いでいる。収益から費用を差し引くとかなりのプラスの差額が残るが、そこから繰入金などの費用が控除され、当期差額はプラス1千万円程度までに収まっている。

プラスの当期差額を確保し、次期繰越差額を積み重ねている現状については、安定した経営ができているとみることもできるし、指定管理料の設定が多少過大ではないかと懸念を示すこともできる。その内容次第である。

表 41 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団事業活動計算書の概要

(単位:千円)

北部エリア	H23	H24	H25	H26	H27	H28
サービス活動増減						
収益	130,602	130,757	128,307	131,795	131,797	131,222
(うち指定管理料)	107,136	106,751	106,373	108,838	108,490	111,305
(うちエリア利用料)	22,855	23,370	21,422	22,254	23,307	19,917
費用	113,532	115,985	117,420	121,782	114,214	106,970
差額	17,069	14,772	10,887	10,013	17,583	24,252
サービス活動外増減、特別増減						
収益	—	111	423	18	1,144	836
(うち繰入金)	—	111	422	10	—	—
費用	14,585	10,604	10,278	11,071	10,525	18,224
(うち繰入金)	14,585	10,604	10,278	11,071	10,525	14,675
差額	△14,585	△10,493	△9,855	△11,052	△9,381	△17,388
当期活動増減差額	2,484	4,279	1,032	△1,040	8,202	6,863
次期繰越活動増減差額	25,129	29,408	30,440	29,400	37,602	44,465

中央エリア	H23	H24	H25	H26	H27	H28
サービス活動増減						
収益	168,640	162,911	169,217	174,301	174,785	169,566
(うち指定管理料)	116,310	115,688	115,098	118,563	117,972	115,695
(うちエリア利用料)	50,754	45,475	52,413	53,978	55,070	52,005
費用	156,177	150,894	160,613	161,847	162,333	155,684
差額	12,463	12,018	8,604	12,454	12,451	13,882
サービス活動外増減、特別増減						
収益	—	—	1,813	154	36	101
(うち繰入金)	—	—	1,812	148	—	11
費用	10,501	9,923	9,523	12,252	12,275	11,767
(うち繰入金)	10,501	9,923	9,523	12,252	12,275	11,767
差額	△10,501	△9,923	△7,710	△12,097	△12,239	△11,666
当期活動増減差額	1,963	2,094	895	357	212	2,216
次期繰越活動増減差額	24,780	26,874	27,769	28,126	28,338	30,554

第5 外部監査の結論－事業別－

Ⅱ 長寿社会課

南部エリア(コミュニティセンター等)	H23	H24	H25	H26	H27	H28
サービス活動増減						
収益	153,202	150,781	151,779	155,453	153,124	154,817
(うち指定管理料)	125,279	124,761	124,272	128,562	128,053	131,732
(うちエリア利用料)	25,307	23,654	25,730	25,177	25,071	23,085
費用	141,510	140,317	141,557	145,793	141,579	131,467
差額	11,692	10,464	10,222	9,660	11,545	23,350
サービス活動外増減、特別増減						
収益	33	3	1	8	1,664	1,102
(うち繰入金)	33	3	－	－	17	－
費用	11,690	9,844	9,588	16,210	16,469	13,716
(うち繰入金)	11,690	9,844	9,588	16,210	16,469	13,716
差額	△11,658	△9,841	△9,587	△16,203	△14,805	△12,614
当期活動増減差額	34	623	635	△6,543	△3,260	10,736
次期繰越活動増減差額	20,522	21,145	21,780	15,237	11,978	22,714

南部エリア(老人専用マンション)	H23	H24	H25	H26	H27	H28
サービス活動増減						
収益	42,687	40,817	38,723	37,358	33,866	33,793
(うち老人福祉事業)	－	－	－	－	14,866	9,293
(うち指定管理料)	19,200	19,100	19,000	19,000	19,000	24,500
(うちエリア利用料)	23,419	21,710	19,723	18,314	－	－
費用	40,113	39,456	38,804	38,478	35,433	32,268
差額	2,575	1,361	△82	△1,120	△1,567	1,525
サービス活動外増減、特別増減						
収益	－	1,462	－	4,184	5,392	2,123
(うち繰入金)	－	1,462	－	4,183	5,313	2,119
費用	2,050	2,442	2,093	2,575	2,863	3,177
(うち繰入金)	2,050	2,442	2,093	2,575	2,863	3,177
差額	△2,050	△980	△2,093	1,610	2,529	△1,054
当期活動増減差額	525	381	△2,175	490	962	471
次期繰越活動増減差額	5,903	6,284	4,109	4,599	5,561	6,032

(出所) 事業団の各年度決算書より包括外部監査人作成。

(注1) 事業団の決算書のうち、H27、H28は事業活動計算書、H23～H26は事業活動収支計算書のデータ。

(注2) サービス活動外増減の部と特別増減の部を合算している。また、繰入金には会計単位間繰入金、経理区分間繰入金、事業区分間繰入金が含まれる。

(注3) 数値の端数は四捨五入により処理している。

たとえば、収益が増えない中で経費の削減に努めたことが主な要因であれば指定管理者の経営努力の結果として評価できる。一方で、利用料金収入の目標を達成できなくてもプラスの当期差額が出ていること、あるいは特に北部エリアと南部エリア(コミュニティセンター等)では多くの支出項目で決算額が予算額を下回っている(表42)ことなどから他の要素も考慮して分析する必要がある。利用料金収入の目標が妥当であるか、支出関連の当初予算が過度に余裕を持たせた設定となっていないか、そして指定管理料を見直す余地はないかなどである。

また、各エリアとも1千万円を超える繰出金の費用が計上されている。主として事業団の本部会計に繰り出されたものであり、共済費や保険料、租税公課など本部で一括支出した経費や各事業に共通的な管理経費を指定管理業務でも負担するものである。負担内容や金額の

テーマ：秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について

算出方法自体には一定の合理性が認められるが、事業団の会計処理の妥当性とは別に、指定管理業務にとって必要最小限の管理経費等の計上になっているかといった視点が重要である。繰入金の本部運営費負担金のように各事業の収入規模の割合で負担額が決まる場合、どの程度他事業の状況に指定管理業務の負担する繰入金が左右されるのか、あるいは他の事業区分の赤字の補填や積立資産への積み立ての負担が繰入金に含まれていないかなどについても留意する必要がある。

表 42 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団の平成 28 年度事業活動支出予算・決算差異(決算額－当初予算額)
(単位:千円)

事業活動支出	北部エリア	中央エリア	南部エリア (コミュニティセンター等)
人件費支出	△5,782	△190	△4,276
職員給料支出	△5,477	△5	△3,994
職員賞与支出	△1,231	△89	△975
非常勤職員給与支出	1,562	△303	1,201
法定福利費支出	△636	207	△508
事務費支出	△11,964	△5,095	△11,660
福利厚生費支出	29	12	12
職員被服費支出	△10	△55	△173
旅費交通費支出	△298	△314	△82
研修研究費支出	△71	66	△105
事務消耗品費支出	△83	1,954	△1,059
印刷製本費支出	△109	—	△64
水道光熱費支出	△2,964	△10,329	△4,837
燃料費支出	△4,817	—	△3,765
修繕費支出	△1,904	661	1,524
通信運搬費支出	△109	64	△30
会議費支出	△6	2	△16
広報費支出	78	161	△548
業務委託費支出	229	889	39
手数料支出	△110	△130	52
保険料支出	△2	0	△44
貸借料支出	△201	52	238
租税公課支出	△116	14	△48
保守料支出	△281	124	△1,891
渉外費支出	—	—	△30
諸会費支出	△5	2	6
車両費支出	△132	702	△405
除雪費支出	△463	639	△247
雑支出	△617	392	△186
計	△17,747	△5,285	△15,936

(出所) 事業団の平成 28 年度資金収支計算書より包括外部監査人作成。

(注 1) 数値の端数は四捨五入により処理している。

一般的に指定管理者制度、特に利用料金制を導入している場合では、5 年間など複数年度の管理運営業務の実施が約束される中で、指定管理者による戦略的な資源配分と創意工夫、経営努力により、利用料金収入の拡大や経費の削減などが図られ、その結果として効果的・効率的な管理運営が期待される制度である。

したがって、県は必要以上に指定管理業務の細かい実施内容にまで口を挟まず、指定管理者に任せる姿勢が求められるが、協定書や仕様書での目標や業務内容の設定、そして事

後的な評価については十分に行う必要がある。その一環として収支予算や収支決算の内容の分析、評価は重要であり、たとえば上記のような視点に留意しつつ、毎年度の分析をより深め、また、適宜事業団に確認し、その評価結果を取りまとめておくことが必要である。評価結果は次年度以降の協定書や仕様書、目標設定などにフィードバックするとともに、次回の指定管理者選定時の審査でも活用することが重要である。

県は、指定管理業務の収支の分析・評価をより一層深化させ、その結果を活用していく必要がある。

【意見31】 指定管理者選定委員会等の役割について

現在の指定管理者選定委員会は、健康福祉部指定管理者(候補者)選定委員会設置要綱に基づいて組織され、運営されている。平成27年度の指定管理者選定時には11月に2回開催されている。9月までに申請のあった応募者の申請書類を審査し、議会に提出する候補者を選定することが役割である。

しかし、選定委員会に専門的かつ客観的な立場から指定管理者制度導入の趣旨を踏まえた審査が求められているとすれば、本来は審査基準の検討など前段階から関与することが必要である。審査基準を検討するには、これまでの指定管理業務の実績の評価や課題を踏まえた上で、今後5年間の施設の管理運営の方針や指定管理者に要求する事項などの検討が必要となる。指定管理者制度継続の是非や対象施設の範囲、公募単位、利用料金制の可否など、制度の組み立ても重要な点である。公募前の募集要項の検討段階から選定委員会が関わっていくことが考えられる。

また、3エリアの指定管理業務については過去の包括外部監査でも施設のあり方や利用促進、あるいは指定管理者選定の競争性の確保といった課題が意見として出されている。県としても継続的に検討しているところであるが、一朝一夕には対応できないようである。外部専門委員を含む選定委員会が実績の評価から施設のあり方やその管理運営の方針、審査基準の検討、そして指定管理者の選定といったサイクルに一貫して関与することにより、課題対応の糸口も見出せるのではないかと考える。

県は、指定管理者制度のステップアップのために、指定管理者選定委員会の役割の拡大、あるいは他の組織による対応について検討することが望ましい。

【意見32】 過去の包括外部監査に対する措置状況について

老人福祉総合エリアについては、平成21年度の包括外部監査(平成22年3月)において監査が実施されている(監査テーマは、「指定管理者制度の運用状況について」)。

表43は、その監査結果(全て監査の意見)と措置状況をまとめたものである。

表 43 平成 21 年度包括外部監査の主な意見と措置状況

平成 21 年度包括外部監査における意見	措置状況
選定委員は過半数を外部者にする必要がある。(北部、中央地区、南部)	—
指定管理者の募集については、2～3 ヶ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。(北部、中央地区、南部)	平成 23 年 1 月秋田県公報 「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」に基づき、公募期間を約 2 ヶ月とした。(対応済)
県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。(北部、中央地区、南部)	平成 23 年 1 月秋田県公報 当面は県内要件を存置することとした。(対応困難)
「茶室」など利用率の低い施設は、料金を下げるかあるいは他の用途で使うなどの工夫が必要である。(北部)	平成 23 年 1 月秋田県公報 次期指定管理者と協議し、利用率向上に努める。(対応予定)
	平成 23 年 10 月秋田県公報 地域の単位老人クラブ会長宅の訪問など、広報の充実を図り、利用率の向上に努めてきている。(中略)引き続き茶室として使用することとし、利用率向上に一層努める。(対応済み)
中央シルバーエリアの設立目的、あるいは老人福祉事業の一環という本来の位置づけが変容しているのではないかとも思われる。 県として行うべき事業なのかを含め施設のあり方についての検討が必要である。例えば、施設については民間に譲渡あるいは貸付けを行い、県として必要と考える福祉事業については別途運営主体に委託する等の方法も考えられる。この点、北部、南部シルバーエリアも含めて次期指定管理者の選定期間までに具体的な対応を決定する必要がある。(中央地区)	平成 23 年 1 月秋田県公報 次期指定管理期間 (H23～H27) 内に検討を行う。(検討中)
	平成 23 年 10 月秋田県公報 新行政改革大綱の平成 22 年度実施計画において県有施設の譲渡・貸与について検討を行った結果、各エリアについて指定管理を継続することとなった。(対応済み)
宿泊事業の収支が中央シルバーエリア全体の収支にプラスの影響を与えていないのであれば、事業の継続の是非について十分に検討する必要がある。(中央地区)	平成 23 年 1 月秋田県公報 管理委託時 (H17) と指定管理とした 4 年間 (H18～H21) の平均では、利用者数、利用料金収入ともにわずかではあるが伸びている。次期指定管理期間に今期の状況を検証し、検討する。(検討中)
	平成 23 年 10 月秋田県公報 検討の結果、エリアの設置目的に鑑み、宿泊事業は継続すべきものと判断した。今後とも、利用率向上に向け、ラジオ放送を活用するなど広報を充実させ、利用率の向上や利用料金収入の増に努める。(対応済み)

第5 外部監査の結論－事業別－

II 長寿社会課

平成 21 年度包括外部監査における意見	措置状況
<p>今後もテニスコートとして使用していくか、あるいは別の用途で使用するのか早期に決定し必要な措置を講ずる必要がある。(南部)</p>	<p>平成 23 年 1 月秋田県公報 南部老人福祉総合エリアは横手市からの借用地を含むことから、次期指定管理期間内に指定管理者を含めた 3 者で協議し、方向性を決める。(対応予定)</p>
	<p>平成 23 年 10 月秋田県公報 (平成 23 年 1 月通知と同様) (対応予定)</p>
	<p>平成 24 年 11 月秋田県公報 平成 23 年 11 月に県と指定管理者及び敷地所有者である横手市の三者で、テニスコートの今後の活用について協議を行った。協議の場で、テニスコートの再整備やミニフラワーパーク等の用途変更等の意見・提案があり、そのことについて、今後、継続して協議する場を設けていくことにした。(対応中)</p>
<p>利用率向上に向けた努力を行うと同時に、本当に宿泊施設が必要かについての検討も行う必要があるものと思われる。(南部)</p>	<p>平成 25 年 11 月秋田県公報 南部老人福祉総合エリアは、災害時に避難所等になり得る施設であり、必要不可欠な自立電源機能を維持するため、太陽光発電設備の導入を検討しており、そのソーラーパネルの設置場所として、テニスコートを活用することについて、引き続き協議していく。(対応済み)</p>
	<p>平成 23 年 1 月秋田県公報 H19 年国体の際に定員増とした。国体後の利用者確保に努めているものの、利用率は伸びていない。利用率の向上に努めるとともに、宿泊施設の必要性について次期指定管理期間内に方向性を決める。(検討中)</p> <p>平成 23 年 10 月秋田県公報 検討の結果、エリアの設置目的に鑑み、宿泊事業は継続すべきものと判断した。今後とも、利用率向上に向け地域の老人クラブへの営業活動の強化、送迎の工夫や広報の充実に努める。なお、定員については、実態に即した形とすることで協議しているところである。(対応済み)</p>

今回の監査において、措置以降の状況も含め確認したが、「選定委員は過半数を外部者にする。」こと等、おおむね対応していた。この点は評価するところである。

なお、県として行うべき事業なのかを含め施設の根本的なあり方の問題や南部老人福祉総合エリアのテニスコートの問題さらには利用率の向上に向けた努力の問題等は、今後も引き続き検討が必要な項目である。継続的な検討を望むところである。

10. 施設入所者援護費

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は、老人福祉施設に入所する無収入者に対して日用品費を支給することにより、入所者間における日用品購入費用の均衡を図り、あわせて老人福祉の増進に資することを目的としている。

老人福祉施設入所者日用品支給事業実施要綱(以下、「実施要綱」という。)に基づき、県は老人福祉施設に支給事務を委託した上で、各月初日に在所する無収入者に対して日用品費を支給している。平成 28 年度の支給単価は一人当たり月額 1,300 円であり、16 施設の延べ 930 人、月平均 77.5 人に対して支給されている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	1,170	1,170	1,186
決算額	1,166	1,192	1,209

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
報償費	1,209	老人福祉施設入所者日用品費支給
合計	1,209	

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見33】 日用品費支給の請求資料について

実施要綱によると、対象者が日用品費の支給を受けるには、老人福祉施設が毎月初日の在所者に関する日用品費支給対象者証明書(以下、「対象者証明書」という。)を添付して 10 日までに県に請求する必要がある。ただし、県からの資金交付を受ける前に老人福祉施設が在所者に日用品費を支給した場合は、日用品費支給対象者の受領印を徴した支給簿を付して請求することができるとされている。原則、対象者証明書であり、支給簿も可とする定めとなっている。

実際は、各施設が県からの資金交付前に支給するケースが多く、ほとんどは支給簿の提出

となっている。たとえば、平成28年5月分では、県に請求のあった16施設のうち対象者証明書のみ提出は2施設であり、残りの14施設からは支給簿が提出されている。

対象者証明書と支給簿の違いは、対象者本人による受領印の有無である。対象者証明書は施設による証明であるのに対して、支給簿は対象者自身が受領印を押すことにより、対象者であることと、かつ実際に支給を受けたことを証している。

支給簿の提出は請求の実態に即しているとともに日用品費が本人に支給されたことを確認できるため、今後、事業を継続する場合、事後的に支給簿を提出させるなどの方法を工夫して従来どおりの対象者証明書による請求も可としつつ、支給簿による請求を原則とすることが望ましい。

【意見34】 事業の見直しについて

表44は日用品費支給実績の推移である。月平均支給人数は70人台であり、年間の支給総額は110万円から120万円程度で横ばい、ないしは微増で推移している。また、県によると、日用品費支給は入所者の経済的な支援になるだけでなく、定期的な支給が本人の張りあいや穏やかな生活態度にもつながり、施設運営上の効果が大きいため、施設側から支給継続の要望が強いとのことである。

表44 老人福祉施設入所者日用品費支給実績の推移

	支給単価 (円)	支給延人数 (人)	月平均支給 人数(人/月)	年間支給 総額(円)	同指数 (H24=100)
平成24年度	1,300	899	74.9	1,168,700	100
平成25年度	1,300	871	72.6	1,132,300	97
平成26年度	1,300	897	74.8	1,166,100	100
平成27年度	1,300	917	76.4	1,192,100	102
平成28年度	1,300	930	77.5	1,209,000	103

(出所) 県資料より包括外部監査人作成。

(注1) 数値の端数は四捨五入で処理している。

支給に対するニーズはあり、実績が減っているわけではないが、支給対象者が限定されていることも事実である。県内の対象となる高齢者に漏れなく支給されているか、施設側の判断で支給されない高齢者もいるのではないかなどが気になるところである。

また、一人月額支給単価は1,300円で継続されているが、支給目的を達成するために必要最小限の金額として根拠に基づき設定されているか、県内一律の単価で問題ないかなどの疑問も生じる。

さらに、実施要綱では、各種公的年金受給者、及び扶養義務者又はその他の者から毎月当該日用品費相当額以上の送金を受けている者などを支給対象者から除くとされているが、施設から県に提出される書類には支給対象者の氏名が記載されているだけであり、県は対象者が無収入であることの確認までできていない。

テーマ：秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について

県によると、これまでの実績を踏まえて支給を続けてきたとのことであるが、本事業が創設された趣旨や経緯が引き継がれないまま年数を経ることで、事業の見直しに手を付けづらい状況に陥っているものと考えられる。

たとえば、各地域の施設やその入所者の実情を把握しやすく、かつそれを踏まえた適切な支援の仕組みを構築・運用できるのは県よりも市町村である。県による実施の妥当性に関する検討を含め、改めて事業のあり方や支給の体制、単価などを見直すことが望ましい。

11. 軽費老人ホーム減免利用料補助金

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は、社会福祉法人等が設置する軽費老人ホームに対して、サービスの提供に要する費用(以下、「事務費」という。)に係る利用料の減免額を予算の範囲内で補助することにより、軽費老人ホームの健全運営に資することを目的としている。

補助金は軽費老人ホーム減免利用料補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)に基づき交付され、その金額は、軽費老人ホームごとの事務費実支出額と事務費基本月額年間合算額を比較し、いずれか少ない方の額から、本人からの事務費徴収額を控除した額である。平成28年度は、23施設に対して233,938千円の補助を行っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	211,548	213,666	230,699
決算額	211,258	213,561	233,938

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成28年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	233,938	軽費老人ホーム減免利用料補助金
合計	233,938	

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見35】 実績報告の誤りについて

補助金額は各施設から提出される実績報告に基づいて確定されるため、平成28年度の23施設の実績報告について、その内容を確認したところ、次の2件の誤りがみられた。

- a. 補助金精算書の減免額欄において、指示された「事務費支出額又は事務費基本月額年間合算額－事務費本人徴収額」による計算結果ではない金額が記載されていた。正しい計算結果よりも1,821,361円過少であった。
- b. 支出額内訳書において、実績の報告であるにもかかわらず、申請段階の予備費がそのまま計上されていた。

テーマ：秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について

県の補助金額に対しては 2 件とも影響しない誤りであったが、実績報告の誤りは補助金額の誤りにつながりかねないため、県は各施設に対して実績報告等の提出書類の記載方法をより丁寧に指導するとともに、重要な誤りが見逃されることがないように提出された書類の確認を行う必要がある。

12. 福祉医療費等助成事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

医療費の自己負担相当額の一部を助成する市町村に対して補助するものである。子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、乳幼児、小中学生医療費に対する補助と、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者、重度心身障害(児)者の心身の健康保持と生活の安定を図るための補助(乳幼児・小中学生医療費分を除く補助)に大別される。

事業内容は次のとおりである。

表 45 福祉医療費等助成事業の内容

項目	福祉医療費等助成事業	
	乳幼児・小中学生医療費分	乳幼児・小中学生医療費分以外
実施主体	市町村	市町村
負担割合	県 1/2、市町村 1/2	県 1/2、市町村 1/2
対象者	県内に居住する未就学児及び小中学生で、国民健康保険の被保険者、又は被用者保険の被扶養者	1)ひとり親家庭の児童(13,382人)・184,637千円 ・ひとり親家庭の18歳未満の児童で、国保の被保険者又は被用者保険での被扶養者 2)高齢身体障害者(13,328人)・514,722千円 ・65歳以上の4～6級の身体障害者で、国民健康保険の被保険者又は被用者保険の被扶養者 3)重度心身障害(児)者(36,716人)・2,000,753千円 ・療育手帳A又は1～3級の身体障害者
助成額	被保険者等窓口負担相当額 ただし、0歳児と市町村民税所得割非課税世帯の子どもを除き、半額を自己負担(1レセプト1,000円上限)	1)ひとり親家庭の児童 ・被保険者等窓口負担相当額(自己負担なし) 2)高齢身体障害者 ・被保険者等窓口負担相当額(自己負担なし) 3)重度心身障害(児)者 ・被保険者等窓口負担相当額(自己負担なし)
所得制限	4,600千円 (父又は母の所得、扶養親族なしの場合)	1)ひとり親家庭の児童 ・父又は母 1,940千円 ・扶養義務者 5,148千円 2)高齢身体障害者 ・本人 2,595千円 ・配偶者、被扶養者 7,287千円 3)重度心身障害(児)者 ・被用者保険本人のみ 2,595千円

テーマ：秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について

(注) 上記の内容は県の基準であり、市町村によっては自己負担や所得制限を撤廃するなど、独自に上乗せして助成をしているところがある。

② 事業費の推移

乳幼児・小中学生医療費分

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	854,895	831,813	1,066,838
決算額	923,627	898,891	946,295

乳幼児・小中学生医療費分を除く

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	3,227,835	3,348,901	3,464,325
決算額	2,783,867	2,748,177	2,700,113

③ 事業費の主な内訳

乳幼児・小中学生医療費分

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	946,295	福祉医療費補助金
合計	946,295	

乳幼児・小中学生医療費分を除く

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	2,700,113	福祉医療費補助金
合計	2,700,113	

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見36】 照合結果の明確化について

本事業は、県内市町村が医療費の自己負担相当額の一部を助成した場合に、県がその助成額(の一部)を当該市町村に助成するものである。乳幼児、小中学生医療費に対する補助と、その他(ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者、重度心身障害(児)者)の補助に大別されるが、秋田県と市町村との間の事務ではこれらをまとめて行っている。

県から各市町村への助成は、年度初め(概算払い)と年度末(確定払い)の2度行われている。各市町村から県には「月別給付・戻入等の状況」が年度末の支払時期前に送られてきており、県はこれに基づいて助成を行っている。一方、医療機関に対する医療費の支払いは、国民健康保険によるもの、被用者保険によるもの、後期高齢者医療保険によるもの、その他に大別され、それぞれの機関から県に医療費の支払いに関するデータが毎月送られてくる。国民健康保険は秋田県国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」という。)から、被用者保険は社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)からデータが送られてくるが、県は、これらのデータと「月別給付・戻入等の状況」を照合して月々の助成額を確定させている。そして、年度終了時点で12か月分の実績を集計し、年間の助成額を確定させている。

現状においては、これら照合作業や集計作業はパソコンで行われているが、その結果が出力されていないため、第三者が照合作業や集計作業の正確性を検証することが困難となっている。

支払基金からは毎月、紙ベースでデータが送られてくるが、国保連と広域連合からはファイル形式でデータが送られてくる。ファイル形式で送られてきたデータをすべて紙として出力する必要性まではないが、入手データとの照合が容易に行え、「月別給付・戻入等の状況」とのつながりが明確となっている計算シートを作成して、出力しておく必要はあると考える。このことは、第三者による検証を容易にするためだけでなく、県の支出額の根拠となるものであり、説明責任の観点から県においても必要性が認められるものとする。

県においては照合結果の明確化を図る必要がある。

なお、今回の監査では、秋田市、大館市、能代市、羽後町、八峰町をサンプリングして、「月別給付・戻入等の状況」を12か月分集計し、年間の請求額との一致を確認した。また、平成29年3月分の「月別給付・戻入等の状況」について、国保連と支払基金から送られるデータとの照合を行った。その結果、問題は見受けられなかった。

表 46 福祉医療費等助成事業の内訳

(単位:千円)

市町村	乳幼児 ・小(中)学生	ひとり親 家庭	高齢者身体 障害者	重度心身 障害者	合計
秋田市	265,138	54,239	125,719	584,899	1,029,996
大館市	59,588	15,461	37,631	139,846	252,528
鹿角市	23,577	4,705	15,653	57,958	101,894
由利本荘市	86,634	10,746	43,127	157,982	298,490
潟上市	33,665	8,331	15,700	69,351	127,049
大仙市	70,327	14,269	44,092	160,773	289,463
北秋田市	25,822	5,645	20,000	65,530	116,998
湯沢市	61,293	5,393	25,530	81,364	173,581
男鹿市	23,532	4,680	16,482	73,804	118,499
にかほ市	28,269	5,212	12,824	41,487	87,794
横手市	114,792	20,100	48,377	172,365	355,635
能代市	44,649	12,339	27,642	110,844	195,476
仙北市	18,137	5,238	16,890	58,913	99,179
小坂町	3,532	951	3,724	11,669	19,879
上小阿仁村	906	289	2,460	5,874	9,531
藤里町	2,972	369	2,617	10,044	16,003
五城目町	7,688	1,354	6,480	20,596	36,120
八郎潟町	5,380	1,151	4,252	12,523	23,307
井川町	3,553	1,036	3,128	16,170	23,888
大潟村	5,767	280	1,434	5,291	12,774
羽後町	20,460	3,153	10,937	29,062	63,614
東成瀬村	2,443	374	1,429	4,524	8,771
美郷町	19,549	4,406	13,262	44,389	81,608
三種町	12,968	3,476	10,771	47,555	74,771
八峰町	5,640	1,427	4,549	17,927	29,545
合計	946,295	184,636	514,722	2,000,752	3,646,407

(出所) 秋田県資料に基づき監査人が作成。

Ⅲ 子育て支援課

1. すこやか子育て支援事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

県は、子育てに対する支援として、一定の所得制限の下で、幼稚園や保育所等への保育料の助成を実施している市町村に対して、その経費の半額を助成している。

当該類似制度は、他の地方公共団体でも存在するが、対象年齢や出生順位を問わず、また保育所から認可外保育施設まで幅広く設定をしていることに他県にない特徴がある。具体的には、第1子からの助成を実施しているのは、本県の他は、東京都(私学幼稚園対象)と島根県(幼稚園を除く)であり、認可外施設利用者まで同様の基準で助成を行っているのは、本県のみである。なお、同様な支援事業を国自らが導入することが検討されており、それが導入されると当該仕組みが変更されることも想定される。

助成事業の概要は以下のとおりである。

- 対象年齢:0歳から就学前まで
- 出生順位:第1子から
- 対象施設:認可保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設 等
- 所得制限:幼稚園について(世帯年収約680万円まで)
保育園について(世帯年収約640万円まで)
- 助成割合:市町村民所得割課税額に応じて、1/2又は1/4(ただし、ひとり親家庭は1/2)
なお、平成28年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯については、第2子以降の保育料を全額助成している。

(出所) http://common3.pref.akita.lg.jp/kosodate/other/detail.html?other_id=340 等をもとに監査人がまとめたものである。

(注) すこやか子育て支援事業による保育料助成を受ける前に、現行でも国による保育料の軽減措置がある。これによれば、所得の基準を設定し、第1子は保護者100%負担、第2子保護者50%負担、第3子無償となっており、これを前提として当該制度が存在する。さらに、市町村によっては、独自に上乗せして助成を実施している場合も存在する。

県では、平成17年4月から「次世代育成支援行動計画 あきたわか杉夢っ子プラン」を開始し、同年8月から経済的支援全般を見直した制度を開始したが、その一環として当該制度を導入した。その後、急速に進行する少子化や、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応し、一層の取組強化を図るとして、県民総ぐるみで「秋田県子ども・子育て支援条例」を制定している。

なお、計画としては、「第2期すこやかあきた夢っ子プラン」が平成27年から平成31年までの5年間継続することとしている。

本事業における当該根拠法令は次のとおりである。

【根拠法令】

- ・子ども・子育て支援法 62 条 1 項
- ・次世代育成対策推進法 9 条 2 項
- ・秋田県子ども・子育て支援条例 8 条
- ・秋田県すこやか子育て支援事業実施要綱(平成 17 年子第 759 号、秋田県健康福祉部長通知)

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	1,120,303	1,146,253	1,051,929
決算額	1,058,907	1,099,012	878,137

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	878,137	すこやか子育て支援事業
その他	—	
合計	878,137	

【意見37】 待機児童への対応について

保育料の助成は、子育て支援及び女性の社会進出の両面にわたって効果的な手法であり、本県だけでなく他県でも採用されている。東北 6 県の待機児童の状況は表 47 のとおりである。

これによれば、青森県ほどではないが、東北 6 県では 2 番目に待機児童が少ない結果となっている。41 人の内訳としては、大館市、潟上市がそれぞれ 19 人、北秋田市が 3 人であるとされる。しかし、本来人口減少と少子高齢化の進む秋田県において待機児童自体が存在すること自体不合理なことである。地域の一極集中に伴う転入者の増加とそれに伴う保育士の不足(産休・育休明けのニーズを含む)が原因と考えられるが、県による臨機応変な調整機能が期待される。

表 47 東北各県の待機児童の状況(平成 29 年 4 月 1 日現在)

県名	待機児童数(人)
青森県	0 人
岩手県	178 人
宮城県	790 人
秋田県	41 人
山形県	67 人
福島県	616 人

(出所)厚生労働省資料(全国待機児童マップ(都道府県別))による。

(<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11907000-oyoukintouJido ukateikyoku Hoikuka/0000176134.pdf>)。

2. 児童手当県負担金

(1) 事業の概要

① 事業内容

児童手当は、家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付である。

その目的は、子ども・子育て支援の適正な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提として、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に支給される。(注1)

(注1)内閣府(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/index.html>)による。

海外の先進国においても20世紀後半になって整備されるようになった比較的新しい社会保障制度であり、日本でも昭和47年に当該制度が登場した。当初は、5歳未満の第三子以降に月額3,000円を支給するという極めて限定的であったものが、次第に拡張していった。

平成22年民主党政権下では「子ども手当」と名前を変え、第1子以降で0歳以上中学校卒業前までの児童に対し、所得制限なしと拡張された。

平成24年には、所得制限が復活し、3歳未満及び小学校卒業前の第三子とそれ以外で支給額を区別し、政権交代後の平成25年には「子ども手当」から「児童手当」に戻され、現在に至っている。

なお、当該制度は今後改正が予定されている。現行では、所得制限の対象となる所得とは、生計を維持する程度の高い方(通常は所得が高い方)のものを基準として受給者としている点について、世帯全体の所得を対象とすることが検討されている。

ア. 支給要件

日本国内に居住している者が、中学校修了前の児童を監護し、生計を同じく(受給者が父母以外の場合には生計を維持)している場合に支給。児童養護施設入所者は、施設の設置者等に支給。

イ. 支給月額

(ア) 所得制限未満である者

・3歳未満	15,000円
・3歳以上小学生まで(第1、2子)	10,000円
・3歳以上小学生まで(第3子以降)	15,000円
・中学生	10,000円

(イ) 所得制限以上である者(夫婦・子ども2人世帯では年収960万円) 5,000円

ウ. 負担割合	
国:地方(県:市町村) = 2:1	
(ア) 3歳未満被用者(サラリーマン)	
事業者負担 7/15を除き、国 4/6、県 1/6、市町村 1/6	
(イ) 上記以外	
国 4/6、県 1/6、市町村 1/6	
エ. 対象児童数等	
対象児童数	約 10 万 2,200 人(公務員を除く)
支給総額	134 億 4,000 万円

(出所) 秋田県健康福祉部「平成 28 年度健康福祉部の事業概要」による。

当該根拠法令は以下のとおりである。児童手当制度は国の制度であって、県及び市町村のこれに関する業務は法定受託事務に含まれる。

【根拠法令】

子ども・子育て支援法 7 条 1 項

児童手当法

地方財政法 10 条

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	2,209,500	2,137,400	2,052,400
決算額	2,051,622	1,988,185	1,932,046

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	1,932,046	県負担分のみを記載
その他	—	
合計	1,932,046	

(2) 児童手当支給額に見る東北 6 県の比較と、公務員の対応

(指摘事項又は意見ではないが、県に対して期待する事項)

以下の表は、東北 6 県の児童手当の支給状況の監査時点での最新の情報である。

表 48 東北地方における児童手当の支給状況

県名	市町村支給分						
	受給者 (人) (A)	児童数 (人) (B)	支給額 (千円) (C)	施設児童数 (人)	施設支給額 (千円)	(B)/(A)	(C)/(A)
秋田	62,432	100,241	12,986,510	244	29,275	1.606	208.01
青森	84,457	136,268	17,766,220	401	47,775	1.613	210.36
岩手	84,426	141,230	18,504,800	449	51,125	1.673	219.18
宮城	171,003	280,461	36,039,293	599	70,905	1.640	210.75
山形	76,057	126,364	16,447,655	281	34,360	1.661	216.25
福島	136,407	229,124	30,138,720	448	55,805	1.680	220.95

県名	地方公務員(都道府県)支給分				
	受給者(人) (A)	児童数(人) (B)	支給額(千円) (C)	(B)/(A)	(C)/(A)
秋田	4,131	6,693	874,325	1.620	211.65
青森	5,043	8,214	1,069,355	1.629	212.05
岩手	6,533	11,169	1,439,395	1.710	220.33
宮城	6,831	11,113	1,459,980	1.627	213.73
山形	5,058	8,486	1,088,620	1.678	215.22
福島	6,861	11,556	1,507,410	1.684	219.71

(出所)「児童手当事業年報(平成 27 年度)」(内閣府)をもとに監査人が作成。平成 28 年 2 月末現在のものである。

上記において、(B)/(A)は「受給者1名当たりの児童数(施設児童については考慮していない)」、(C)/(A)は「受給者1名当たりの児童手当支給額」を示している。

本県においては、市町村支給分、地方公務員(都道府県)支給分いずれにおいても、受給者1名当たりの児童数、受給者1名当たりの児童手当支給額について他の東北5県を下回っている。また、各県において、市町村支給分よりも地方公務員(都道府県)支給分が上回っている。一般に、公務員は民間社員と比較して給与面や雇用環境面で優れていると仮定すれば、当該要因が子どもの多さにつながっていると考えられることもできよう。

しかし、地方公務員(都道府県)支給分自体での差異の問題が重要である。市町村支給分は、その地域の経済環境や人員構成、給与水準等の影響を受けることから当該2指標について本県が他県を下回る理由については様々な要因が考えられる。しかし、地方公務員(都道府県)支給分については、各県内の公務員は地方公務員法の枠内にあり、給与水準、雇用環境についてもほぼ同質的であると考えられることから、当該部分の差異は、本県特有の本質的理由が要因となっていることが想定される。

そして、支給額の差異は、結局は受給者1名当たりの児童数の差異が主な原因と考えられ

る。つまり、経済的状況や雇用環境が同質であっても、秋田県職員は本質的に少子化傾向にあると考えられる。一方、岩手県は本質的に多産的である。

そうであるとする、その秋田県特有の風土的気質も考慮する必要があるのではないかと考えられる。特に、その差異は岩手県との比較で理解すべきであろう。

また、当該気質的要因を重視するのであれば、各種政策も重要ではあるが、全体の割合は小さいとは言え、まずは公務員自らが少子化に歯止めをかける努力を行うことも重要である。

3. 地域の子育て力向上事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

核家族化、地域社会の変化など、子育てをめぐる環境が大きく変化する中、地域住民等の積極的な参加や企業・子育て支援団体等との連携を進め、地域全体で子育てを支援するための取組を推進するものであり、県及び子育て支援団体等によって、以下の施策を行っている。

ア. 子育て家庭優待事業

市町村などを通じて子育て家庭に「あきた子育てふれあいカード」を発行し、この利用促進と協賛店の拡大を図っている。これにより、協賛店を通じて子育て家族の支援を図るものである。

これを、支援するために、プレゼント企画を伴うキャンペーンの実施、利用者サポーターによる情報発信、子育て家庭優待事業推進協議会の開催を行っている。

イ. あきた子育てふれあいカード全国共通展開事業

上記「あきた子育てふれあいカード」を、国の施策である「子育て支援パスポート事業」のひとつとして位置づけさせるための準備活動であり、費用は全額国庫支出金により賄われた。

これにより、当該カードは全国展開されており、平成 29 年 4 月からすべての都道府県で利用できるものとなっている。

ウ. 地域子育て支援推進事業

地域の子育て支援者等の取組を支援するほか、関連施設等の利用促進を図るための PR 活動を行うものである。具体的には、子ども・子育て支援推進県協議会等の開催、先駆的な子育て支援活動団体等に対する表彰、あきた子育て情報サイト「いっしょにねっと。」等による PR 活動を行った。

エ. 子育て家庭サポート事業

子育て家庭を応援する意欲のあるシニア世代を組織化し、家事支援等を内容とする子育て支援グループを立ち上げ、子育てサポートを必要とする家庭の依頼に応じてサービスを提供する地域の仕組みを構築する事業である。当該年度に初めて実施した事業で、具体的には NPO 法人あきたキッズネットワーク等が中心となって、個別ニーズや支援人材等に係る調査、支援グループの立ち上げ・運営支援を行った。

当初は、能代・山本地域の市民から組織化に向けての打診があったためモデル地域として事業化したが、結果として組織化に至らず、平成 28 年度には秋田市、潟上市、横手市におい

第5 外部監査の結論－事業別－

Ⅲ 子育て支援課

で地元グループが立ち上げられ、事業化に向けて活動している。

【根拠法令】

秋田県子ども・子育て支援条例第15条

② 事業費の推移

ア. 子育て家庭優待事業

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	2,181	1,613	1,344
決算額	1,965	1,379	1,199

イ. あきた子育てふれあいカード全国共通展開事業

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	—	—	5,163
決算額	—	—	3,338

ウ. 地域子育て支援推進事業

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	1,880	2,209	2,219
決算額	1,428	1,652	1,725

エ. 子育て家庭サポート事業

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	—	—	625
決算額	—	—	511

③ 事業費の主な内訳

ア. 子育て家庭優待事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
旅費	24	
委託料	877	「あきた子育てふれあいカード」子育て応援キャンペーンチラシ製作・配布業務委託
その他	297	
合計	1,199	

イ. あきた子育てふれあいカード全国共通展開事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
委託料	2,133	子育て家庭優待事業協賛店ステッカー等作成 配布業務委託等
その他	1,205	
合計	3,338	

国	3,338 千円	100%
県一般財源	—	—%
その他(諸収入)	—	—%

ウ. 地域子育て支援推進事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
旅費	196	
委託料	182	
その他	1,347	講師謝礼、物品購入費、使用料等
合計	1,725	

エ. 子育て家庭サポート事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
旅費	6	
負担金補助及び交付金	506	子育て家庭サポート事業費補助金
合計	512	

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見38】 地域子育て家庭優待事業等の広報活動について

本県では、子育て家庭優待事業の広報活動において、IT を利用したものとしては、Web を利用するほか、Facebook を利用し、LINE 等の利用についても現在検討中であるとされている。以下のデータは、Web のアクセス実績の推移である。

表 49 「子育て家庭優待事業 Web サイト」アクセス実績

年度別	訪問数			日	1日平均	携帯等からのアクセス割合	月平均
	合計	PCからのアクセス	携帯等からのアクセス				
平成27年度	227,866	80,140	147,726	366	622.6	64.8%	18,989
平成28年度	243,938	78,105	165,833	365	668.3	68.0%	20,328
平成29年度	73,698	21,025	52,673	214	344.4	71.5%	10,528

(出所) 県の資料による。

(注) 平成29年度は10月31日までのデータである。

同様に、子育て支援推進事業の「いっしょにねっと。」のアクセス実績は以下のとおりである。

表 50 「いっしょにねっと。」アクセス実績

年度別	訪問数			日	1日平均	携帯等からのアクセス割合	月平均
	合計	PCからのアクセス	携帯等からのアクセス				
平成27年度	173,827	49,426	124,401	366	474.9	71.6%	14,486
平成28年度	180,673	43,518	137,155	365	495.0	75.9%	15,056
平成29年度	133,972	27,695	106,277	214	626.0	79.3%	19,138

(出所) 県の資料による。

(注) 平成29年度は10月31日までのデータである。

上記2つのデータによれば、当該Webの利用状況は依然として高いものの、携帯からのアクセス件数の割合の増加に注目すべきである。現在の若い世代は、PCからのアクセスよりもむしろ携帯等からのアクセスが中心となっている。しかも、Webを利用するよりも他のSNSの媒体、特にFacebookというよりも、Twitterを利用する傾向が高くなってきている。

このため、今後は携帯からのアクセスが中心となることを前提に、これまで利用してきたSNSに加えてTwitterの利用も含めたタイムリーな情報発信をも心がけることが望ましい。

【意見39】 祖父母手帳の発行等について

平成22年8月に日本助産師会は「はじめて孫をむかえる人のための おまごミニ BOOK」を発行し、祖父母の役割、世代間ギャップ、おもちゃや絵本の選び方、子どもの成長やその頃に起きやすい事故の一覧などを掲載した。

これを受けて、平成27年12月にさいたま市が、「笑顔をつなぐ孫育て さいたま市祖父母

手帳」を発行して以降、各県や市町村等で「祖父母手帳」の発行がなされているが、東北地方ではまだ発行している例はないようである(県としての発行例は、熊本県、岐阜県、石川県がある)。

子育て家庭サポート事業として、子育て家庭を応援する意欲のあるシニア世代を組織化し、家事支援等を内容とする子育て支援グループを立ち上げるにあたっては、シニア世代と子育て世代をつなぐときの指針としても、「祖父母手帳」の有用性はあると考えられる。一方、現行の母子手帳に類似するものとして、父親の役割や育児参加に関する啓発等を含む「父親を対象とする手帳」、乳幼児や小学生等を持つ各家庭への情報提供や家庭教育に関する学習機会の提供を目的とした「家庭教育手帳」等が存在する。

海外においても、オランダでは、現行の「母子手帳」を時期別(親になる、妊娠、産後期、0-4歳、4-12歳、思春期の7分冊)に加えて、ダウン症などのあらゆる子どもに対応する手帳を準備している。

このように、地域の実情を踏まえつつ、子育て世代に対する適切な情報提供機能の重要性は高まっている。

単に、他県に追随する必要はないが、秋田県においても、その地域の特性を踏まえ、「祖父母手帳」等きめ細かな情報提供機能の県民への提供を行うためのさらなる施策が望まれる。

4. 児童福祉諸費

(1) 事業の概要

① 事業内容

活発な活動を行っている子ども会や、児童健全育成の功績が顕著な個人・団体を表彰するとともに、絵本の読み聞かせを通して心のふれあいを深め、子どもの情感を大切に育むため、「マザーズ・タッチ文庫」を推進するなど、児童健全育成のための取組を行うもので、本県においては昭和40年代から継続的に実施しているものである。

ア. 子ども会活動支援事業(知事表彰)

- ・子ども会栄光賞(団体)
- ・子ども会育成功労賞(個人及び団体)
- ・児童育成功労賞(個人及び団体)

イ. 「マザーズ・タッチ文庫」推進事業

絵本の選考、推薦及び紹介を行い、ウェブブックの作成を行っている。当該文庫は、親が子に「読み聞かせ」をするのにふさわしい絵本として、0才から小学校低学年程度を念頭に、県として推奨している絵本のことで、選考委員会を開催して、毎年50冊程度の絵本を選定し、当該リーフレットを作成し、毎年未就学児童を中心に配布するほか、秋田県児童会館での貸し出しを行っている。

ウ. 児童健全育成活動費

市町村の事務指導等に要する費用。

【根拠法令】

子ども・子育て支援法第7条第1項

子どもの読書活動の推進に関する法律

秋田県民の読書活動の推進に関する条例

② 事業費の推移

ア. 子ども会活動支援事業(知事表彰)

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	228	237	242
決算額	190	221	231

テーマ：秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について

イ.「マザーズ・タッチ文庫」推進事業

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	319	320	349
決算額	306	297	315

ウ. 児童健全育成活動費

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	56	62	74
決算額	56	62	74

③ 事業費の主な内訳

ア. 子ども会活動支援事業(知事表彰)

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
その他	231	報償費
合計	231	

イ.「マザーズ・タッチ文庫」推進事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
旅費	22	
委託料	121	
その他	172	需用費
合計	315	

ウ. 児童健全育成活動費

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
その他	74	
合計	74	

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見40】 読み聞かせの効果と今後の課題について

「クシュラの奇跡」(注1)にも示されたように、読み聞かせの子どもに対する効果については科学的に実証されたものである。「読み聞かせハンドブック」の著者であるトレリスによれば、読み聞かせは子どもの興味、情緒的発達、想像力、言語能力を刺激するとともに、人間の声自体が親が子どもの精神状態を落ち着かせるための最も強力な道具であるとしている(注2)。

(注1)「クシュラの奇跡」(ドロシー・バトラー、1984年)とは、複雑な障害を持って生まれたニュージーランドの少女に対し、生後4ヵ月から両親が1日14冊の本を読み聞かせることにより、5才になる頃には、彼女の知性が平均以上となり、自ら読書ができるようになったという事実を書いた書物である。

(注2) http://www.p.u-tokyo.ac.jp/lab/ichikawa/johoka/2008/Group3/yomikikase_eikyoku5.html による。

また、「子どもの徳育の充実に向けた在り方について(報告)」(文部科学省子どもの徳育に関する懇談会、平成21年9月11日)においても、子どもの徳育の充実に向けた10の提言の中で、「提言7 絵本の読み聞かせや古典に親しむ等の読書活動の充実を幼児期から図ること」を示している。このように一定の効果が証明されている事業に対し、秋田県は「マザーズ・タッチ文庫」を通じて昭和40年代から継続している点は評価できる。

これに対し、現行の制度に加え、今後に向けて以下の点につき、さらなる提案をしたい。

第1は、当該文庫の選考委員についてである。選考委員については、男性委員が平成28年は委員8名中2名、平成29年からは委員9名中3名である。これは当該文庫の名前のおり、長年母親が読み聞かせる機会が中心となることを前提としているのであると考えられる。しかし、近時アメリカハーバード大学の Elisabeth Duursma 博士の研究(注3)をはじめとして、父親による読み聞かせの効果が目されている。

(注3) アメリカ低所得者層430世帯を対象に調査した結果、55%の父親が少なくとも週1回は読み聞かせをしている点、3歳時点で母親の読み聞かせは認知能力(思考や問題解決能力)の向上に寄与する反面、父親の読み聞かせは言語能力の向上に寄与する等の結果を示している。

当該文庫には副題として「パパもママも読み聞かせを」とつけられているにもかかわらず、その名のおり女性の視点や感性が依然として前提とされているように思われる。言うまでもなく今日、子育ては母親だけでなく父親の役割が強く望まれている。そうであれば、選考委員にも父親の感性をもう少し含めるとともに、当該文庫の名称の変更も含め、読み聞かせ等の効果をより実感させるようさらなる柔軟な施策が望ましいと考える。選考委員により男性の視点の導入に加え、父親による読み聞かせ機会の推奨が望まれる。

第2は、絵本の読み聞かせ活動に対するシニア世代の役割の活性化である。少子高齢化が急速に進む中で、シニア世代の経験や英知に由来する潜在的な能力をいかにして社会全体の活性化につなげるかは重要な課題とされる。また、高齢者に関する諸研究から、加齢とと

テーマ：秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について

もに低下しやすい社会的な役割や知的好奇心といった高次の生活機能を維持することは、健康増進・介護予防につながるとされるときも、ボランティア活動を継続することにより、自己効力感や自尊感情を保つとともに、新たなネットワークづくりも社会的な孤立を防ぐことにつながるとされる(注 4)。このため、当該活動を母親を中心とする視点だけでなく、地域のシニア世代との連携をさらに積極的に進めるべきであろう。

(注 4)「高齢者の読み聞かせボランティア養成プログラムをモデルとした地域の教育支援ネットワークの構築に関する実証的共同研究 調査研究報告書」(平成 24 年 3 月、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター、東京都健康長寿医療センター研究所)による。

5. 児童会館費

(1) 事業の概要

① 事業内容

秋田県児童会館(「みらいあ」)は、昭和55年(1980年)に建設された鉄筋コンクリート造4階・地下1階建て、延床面積5,672.7㎡の施設である。1階は子ども用の遊具が集積したレクリエーションホール、木工室、創作陶芸室、学習室(会議室)、ラウンジ、授乳室、事務所からなる。2階には、飲食コーナー、プラネタリウム、第1・第2展示室、科学実験室、木のコーナー、多目的ルーム、ボランティアルーム、図書館がある。3階には音楽室等がある。

内壁の劣化等老朽化した部分があり、平成29年度以降劣化診断や外壁改修工事等が順次実施されている。

また、当該施設は「秋田県児童会館条例」(平成17年7月8日、秋田県条例第72号)にしたがって管理されており、平成20年度以降利用料金制による指定管理者制度が導入されている。

当該経費は、この指定管理者への運営の費用である。

写真1 秋田県児童会館(外観)



(出所)秋田県児童会館(<http://tabico.jp/detail/0000000000001942486/pic01/>)。

現在の指定管理者は、特定非営利活動法人あきた子どもネットが第2期(平成25年度から平成29年度)に受託(第1期も同一団体)しており、本監査年度は指定管理期間の最終年度となっている。

指定管理の内容は、児童に自由な遊び場や遊具等の提供、図書の貸し出し、展示会の開

テーマ：秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について

催、巡回活動車による「移動児童会館」の運営、及び自主事業等である。

【根拠法令】

秋田県児童会館条例

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	59,446	59,446	59,446
決算額	59,446	59,446	59,446

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
委託料	59,446	秋田県児童会館指定管理料
合計	59,446	

国	—	—%
県一般財源	59,186 千円	99.6%
その他(諸収入)	260 千円	0.4%

④ 指定管理者の指定過程の状況

第 2 期の指定管理者は次のような過程で指定されている。

ア. 指定スケジュール

図 16 指定スケジュール一覧

期間	行為	手続名
平成 24 年 1 月～3 月	・選定委員会委員(公募委員)の公募・選考(公募:1 月 6 日～2 月 6 日、選考通知:3 月 14 日)	公募委員の選定
平成 24 年 6 月議会	・指定管理料の上限額を設定	債務負担行為の設定
平成 24 年 7 月 31 日～10 月 1 日	・募集要項の公告 ・現地説明会の実施(8 月 21 日) ・選定委員会委員(外部の有識者)の選考・通知(9 月 21 日)	公募等
平成 24 年 10 月 30 日	・選定委員会における指定管理者の候補者の選定(結果通知:11 月 9 日)	選定
平成 24 年 12 月議会	・公の施設の名称、指定管理者となる団体の所在地、名称及び指定期間を議決(議決日:12 月 21 日)	議会における指定の議決
平成 24 年 12 月 25 日	・指定管理者に指定の通知を送付 ・県公報への登載(1 月 11 日)	指定管理者の指定
平成 25 年 3 月 13 日	・管理業務の実施に必要な事項につき協定を締結	基本協定の締結
平成 25 年 4 月 1 日から	・指定管理者による管理運営の開始	管理開始

(出所)県資料をもとに監査人が一部修正。

イ. 選定委員会

選定行為は、県庁職員(2名)、民間の公募委員(1名)及び外部の有識者(2名)の5名の合議により行われた。第2期においては、応募者は2者であった。その結果、第1期、第2期いずれも、「特定非営利活動法人あきた子どもネット」が選定されており、さらに平成29年度の第3期の選定においても同法人が選定された。

⑤ 児童会館の運営状況

ア. 直近3年間の年間利用者数等

直近3年間の年間利用者数等は以下のとおりである。

表 46 直近3年間の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
年間利用者数(人)	125,484	134,398	136,348
年間料金収入(千円)	8,974	8,868	8,510

(出所)県資料より作成。

イ. 直近 5 年間の収支決算

直近 5 年間の収支決算は以下のとおりである。

表 51 直近 5 年間の収支決算の状況

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
収入計	69,223	65,371	68,530	68,327	67,972
(内訳)利用料収入	9,861	7,487	8,974	8,869	8,510
指定管理料	59,041	57,589	59,446	59,446	59,446
その他収入	321	295	110	12	16
支出計	65,384	66,897	64,489	63,755	68,794
(内訳)人件費	32,576	32,576	32,576	34,007	34,486
人件費以外	32,808	34,321	31,913	29,748	34,308
差引	3,839	Δ1,526	4,041	4,572	Δ822

(出所)県資料より作成。

(注) 当該指定管理者制度では、「利用料金制」が採用されている。ここで、「利用料金制」とは、当該公の施設の利用料収入を当該指定管理者の収入として収受することができるものであり、運営における努力の成果を指定管理者自らが享受することができる制度である。当該事例においても、利用料収入が減少した平成 25 年度、平成 28 年度では赤字となっているが、それ以外には黒字決算となっている。

ウ. モニタリング結果

指定管理者制度では、その運営状況を毎年モニタリングしている。評価は、高い順から A、B、C の 3 段階評価を行っているが、第 2 期においては、すべての期間で A 評価としている。

(2) 監査対象事業に対する結果

【指摘事項16】 指定管理者へのモニタリングのあり方について

秋田県児童会館の運営状況のモニタリング結果においては、每期「管理運営状況等評価表」を作成し、これをもって公表している。評価は、目標値に対する達成率に従い、A、B、C の 3 段階評価としている。評価の観点としては、4 つの観点をもとに総合評価を行い、これらについて指定管理者自らの 1 次評価と所管課の 2 次評価を実施している。平成 28 年度の評価の状況は、表 52 のとおりであった。

表 52 平成 28 年度の評価結果

観点		概要	1次評価	2次評価
I	利用目標の達成状況	利用者数や料金収入についても目標の達成状況を評価している。「A:100%以上、B:80%以上 100%未満、C:80%未満」の3段階で評価。	－	A
II	利用者満足度の状況	利用者満足度について、「A:100%以上、B:80%以上 100%未満、C:80%未満」の3段階で評価。	－	A
III	管理運営体制の状況	10の項目について、それぞれ10点満点(0点、5点、10点)とし、全ての平均点をもとに、「A:8点以上、B:5点以上8点未満、C:5点未満」の3段階で評価	A	A
IV	サービス向上に向けた取組の実施状況	10の項目について、それぞれ10点満点(0点、5点、10点)とし、全ての平均点をもとに、「A:8点以上、B:5点以上8点未満、C:5点未満」の3段階で評価	A	A
総合評価		上記4つの観点について、「A:C判定がなく、2つ以上の観点がA判定の場合」、「B:C判定がなく、A判定が1つにとどまる場合」、「C:各観点のいずれかの評価結果がC判定の場合」	A	A

この評価方法については、以下の点で問題が見られる。

第1に、観点IからIVのいずれもB判定の場合、総合評価をどのようにしたらいいのか不明である。

第2に、観点IIの利用者アンケートの最低件数が明示されておらず、件数にかかわらず評価の平均を基準としている点が問題である。一般に、統計的には年間利用者全体という母集団の満足度を、アンケートというサンプルから推定する場合には、最低枚数を設定しておかなければ母集団との同質性を保つことはできない。

第3に、観点IIIの「⑩健全な経営がなされているか」について、「経理書類が適切に作成され、通帳や印鑑などが適切に管理されている(5点)、選定時の各財務指標と比較し、特段の経営の悪化が見られない(5点)」としているが、その評価は指定管理者自らの1次評価にとどまっており、2次評価がなされていない点である。本来経営の健全性は第三者等客観的な立場にあるものが行うものであって、自己評価を行うべき性質のものではない。

上記以外にも、本件のように特に長期間にわたり同一団体が指定管理を行う場合には、さらに細かい観点に基づき、担当職員自らが運営状況を細かく検証すべきであろうし、場合によってはモニタリング委員会として複数の委員の意見を求める必要もあろう。

6. 子どもの居場所づくり促進事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童の健全育成を図る放課後児童クラブの運営費・整備費に対し助成するものである。国の事業であり、法定受託事務として市町村が実施するもので、県は一定割合を負担している。平成 28 年度の放課後児童クラブの設置率の目標達成度は、全小学校区数 200 に対し、設置小学校区数 159 であるため、平成 28 年度 79.5%となっており、平成 31 年度の 85.0%にさらに一步近づいている。

ア. 放課後児童健全育成事業

国庫補助基準に該当する放課後児童クラブ(243 クラブ)の運営費を助成しており、国の 1/3 負担に対して、県も 1/3 負担していた。

イ. 放課後児童クラブ整備事業

放課後児童クラブの創設等(3 クラブ)に要する経費を助成しており、負担割合は上記と同様である。

【根拠法令】

教育基本法第 13 条

社会教育法第 3 条、第 5 条

児童福祉法第 6 条の 3

② 事業費の推移

ア. 放課後児童健全育成事業

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	300,808	576,003	388,949
決算額	289,089	298,032	335,432

イ. 放課後児童クラブ整備事業

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	76,844	31,408	46,548
決算額	79,273	16,284	21,762

③ 事業費の主な内訳

ア. 放課後児童健全育成事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	335,432	放課後児童健全育成事業補助金
合計	335,432	

イ. 放課後児童クラブ整備事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	21,762	放課後児童クラブ整備費補助金
合計	21,762	

④ 秋田県内の登録児童数及び放課後児童クラブ等の現状とその課題

(指摘事項又は意見ではないが、県に対して期待する事項)

表 53 登録児童数、クラブ数、利用率等

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (対象年度)	平成 29 年度 (参考)
全児童数(件)	47,587	46,388	45,366	44,351	43,243
利用児童数(件)	9,047	9,366	9,489	9,963	10,642
クラブ数(件) (支援の単位)	225	229	243	251	269
登録できなかった児童数(人)	18	67	81	111	177
利用率 (全児童数比)	19%	20%	21%	22%	25%

(出所) 県による放課後児童クラブに関する統計データ(平成 29 年 5 月 1 日)による。

(注) 補助認定期間の関係で、①に示す補助対象クラブ数と当該表のクラブ数とは一致していない。

表 53 は秋田県内の放課後児童クラブの現状を示す。これによれば、人口減少・少子高齢化の影響で、全児童数が減少する中で、放課後児童クラブの利用児童数、支援対象クラブ数は確実に増加している。そのため、利用率自体は着実に増加している。その一方で、利用できなかった児童数は急速に増加している。次のデータは、厚生労働省の資料をもとに作成したものである。これによっても、利用できなかった児童数(待機児童)が急増している。他県と比較したとき、そもそも全児童数の少ない秋田県において、その増加数は多いと言える。

表 54 東北 6 県における利用できなかった児童数(待機児童)の現状

(単位：人)

県名	平成 28 年度	平成 29 年度	増減
秋田県	111	177	66
青森県	11	20	9
岩手県	56	80	24
宮城県	346	295	△51
山形県	19	28	9
福島県	384	285	△99

(出所)厚生労働省保育課(子育て支援課)健全育成推進室調べ(平成 29 年 5 月 1 日)。

上記において、「利用できなかった児童数」とは、本来利用できる資格要件を持ちながら、当該対象地域に補助対象となる放課後児童クラブが存在しなかったり、人数制限により利用できなかった場合を意味している。全体の利用率が低いにもかかわらず、利用できなかった児童が存在する背景には、放課後児童クラブの地域間偏在状態があると考えられる。

平成 27 年度(2015 年度)に、当該制度は、従来「おおむね 10 歳まで」とされていた対象年齢が、小学校 6 年生まで拡大された影響で、「利用できなかった児童数」は増加している。対象範囲の拡大に対し、市町村で十分な対応ができず、その結果低学年の利用が優先され、制度変更にもかかわらず、学年が上がることによって退所を求められる場合が多いといういわゆる「小 4 の壁」が顕在化しているのが現状であろう。

秋田県全体で見ても、制度変更に対応して放課後児童クラブを増加させてはいるが、量的にもまだ不十分であるだけでなく、地域的偏在等の理由により、利用したくても利用できないという問題が残されている。

当該事業は市町村の事業であり、県の役割は当該事業の一部負担に過ぎない。このため、本包括外部監査で意見を述べる範囲のものではないが、このような制度的課題に対し、県が国の制度に対して上乘せ等の範囲で助成する余地は残されていると考えられる。特に、国の制度の趣旨は、働く親の負担軽減を前提としているため、利用条件として親の就労を前提としており、副次的目的として学校の余裕教室等の活用に主眼が置かれている。そのため、都市部で資金的余裕のある家庭は、自前で民間機関に子どもを預けることなどが可能であるが、地方で民間機関が乏しかったり、家計の苦しい世帯ではそうはいかない。

一方、先進諸国の状況を見ると、親の就労の有無を前提としておらず、また学校の余裕教室等の利用にこだわらず、むしろ子どもの学校教育等からの開放として地域全体を活動範囲としつつ、子どもの立場に立って様々な施策を取っている例が多い。そのような役割こそ、県として検討してみる余地はあると考える。

7. 市町村子ども・子育て支援事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

子どもの福祉の向上を図るため、市町村が実施する子ども及び子育て家庭を支援する事業に対し助成するものである。国の事業であり、法定受託事務として市町村が実施するもので、県は一定割合(いずれの事業も 1/3)を負担している。

ア. 乳児家庭全戸訪問事業

乳児の健全な育成環境の確保を図るため、生後4ヵ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供等を行う事業で、19市町村を補助対象とした。

イ. 養育支援訪問事業

子育てに関し不安や孤立感を抱える家庭や、様々な要因により養育支援が必要な家庭を訪問し、養育が適切に行われるよう相談、指導等の支援を行う事業で、秋田市と由利本荘市を補助対象とし、延べ297回実施した。

ウ. 子育て援助活動支援事業

子育て中の主婦等を会員として、児童の預かりなど援助を受けたい者で行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整など、ファミリー・サポート・センターにおける多様なニーズに対応した活動の支援を行うもので、9市を補助対象とした。

エ. 子育て短期支援事業

保護者の疾病等により児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育、保護を行う事業で、補助対象は8市であったが、補助金を実際に支出したのは6市(秋田市、横手市、大館市、湯沢市、大仙市、北秋田市)であり、潟上市、仙北市には支出されなかった。

オ. 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みが相談できる支援拠点を設置し、地域の子育て機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援する取組を行うもので、21市町村を補助対象とした。

カ. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待の発生の予防、早期発見、早期対応を図るため、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」を構成する関係機関の職員の専門性の向上、及びネットワークの養育支援訪問事業との連携強化等の取組を行う事業であり、秋田市と横手市を補助対象とした。

キ. 相談機能強化事業

子ども及びその保護者等が、教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報の提供や相談・助言等必要な支援を行うもので、4市（秋田市、横手市、大館市、鹿角市）を補助対象とした。

ク. 子育て世代包括支援センター事業

妊娠・出産・子育てに係る様々な不安や相談に応えるため子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことを目的とした事業であり、男鹿市（平成27年4月設置）、大館市、秋田市の3市に支出され、計画通り大館市（平成28年7月）、秋田市（平成28年10月）に設置された。

【根拠法令】

子ども・子育て支援法第59条

児童福祉法第21条の8～17

② 事業費の推移

ア. 乳児家庭全戸訪問事業

（単位：千円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	7,162	7,429	7,425
決算額	6,244	6,420	5,718

イ. 養育支援訪問事業

（単位：千円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	290	336	281
決算額	257	253	287

第5 外部監査の結論－事業別－

Ⅲ 子育て支援課

ウ. 子育て援助活動支援事業

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	9,693	10,324	10,458
決算額	9,495	9,685	10,713

エ. 子育て短期支援事業

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	1,956	1,956	2,066
決算額	1,369	1,377	1,157

オ. 地域子育て支援拠点事業

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	131,589	136,242	127,706
決算額	119,017	114,879	116,821

カ. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	588	508	436
決算額	450	289	362

キ. 相談機能強化事業

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	879	6,209	6,237
決算額	652	4,517	5,088

ク. 子育て世代包括支援センター事業

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	—	2,583	6,166
決算額	—	2,393	4,219

③ 事業費の主な内訳

ア. 乳児家庭全戸訪問事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	5,718	市町村子ども・子育て支援事業費補助金
合計	5,718	

イ. 養育支援訪問事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	287	市町村子ども・子育て支援事業費補助金
合計	287	

ウ. 子育て援助活動支援事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	10,713	市町村子ども・子育て支援事業費補助金
合計	10,713	

エ. 子育て短期支援事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	1,157	市町村子ども・子育て支援事業費補助金
合計	1,157	

オ. 地域子育て支援拠点事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	116,821	市町村子ども・子育て支援事業費補助金
合計	116,821	

第5 外部監査の結論－事業別－

Ⅲ 子育て支援課

カ. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	362	市町村子ども・子育て支援事業費補助金
合計	362	

キ. 相談機能強化事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	5,088	市町村子ども・子育て支援事業費補助金
合計	5,088	

ク. 子育て世代包括支援センター事業

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	4,219	市町村子ども・子育て支援事業費補助金
合計	4,219	

④ 事業費の市町村別支出状況

上記各事業費の市町村別支出状況は以下のとおりである。

表 55 市町村別支出状況

(単位:千円)

名称	合計	確定額内訳							
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
秋田市	29,956	2,293	285	3,331	589	20,862	152	1,365	1,079
能代市	8,771	166		460		8,145			
横手市	20,977	806		1,103	65	18,233	210	560	
大館市	12,073	227		677	368	9,052		591	1,158
男鹿市	3,307	120				1,205			1,982
湯沢市	6,937	81		933	4	5,919			
鹿角市	7,417	103		1,970		2,772		2,572	
由利本荘市	5,429	588	2	666		4,173			
潟上市	5,929	237		695	0	4,997			
大仙市	5,461	232		878	69	4,282			
北秋田市	8,278	242			62	7,974			

名称	合計	確定額内訳							
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
にかほ市	4,681	100				4,581			
仙北市	4,119	184			0	3,935			
上小阿仁村	2	2							
三種町	4,397					4,397			
八峰町	2,080					2,080			
五城目町	553	23				530			
八郎潟町	2,639	23				2,616			
井川町	375					375			
大潟村	1,290	18				1,272			
美郷町	7,956	153				7,803			
羽後町	1,738	120				1,618			
合計	144,365	5,718	287	10,713	1,157	116,821	362	5,088	4,219

(出所) 県の作成した資料による。

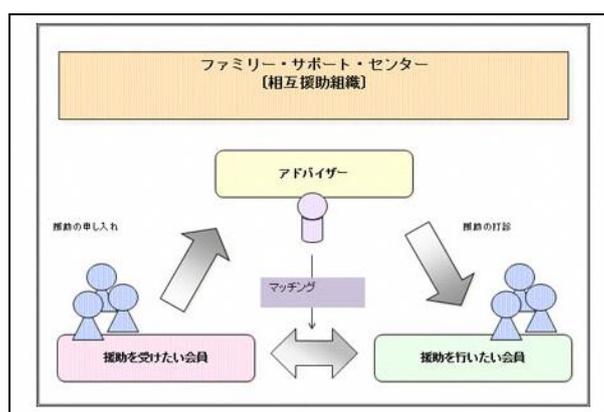
(2) 監査対象事業に対する意見

【意見41】ファミリー・サポート・センター事業の課題とシェアリング・エコノミーについて

ファミリー・サポート・センター事業とは、従来、地縁・血縁により行われていた子育ての援助が、都市化や核家族化の進行に伴い希薄化する中、「地縁機能を代替する相互援助活動を組織化」することを目指して実施されたものである。

そしてファミリー・サポート・センターは、子どもを預かってほしい方(依頼会員)と、子どもを預かってくれる方(協力会員)からなる、助け合いの会員組織として構成されている。

図 17 ファミリー・サポート・センターの構成



(出所) 厚生労働省のホームページによる (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ikuji-kaigo01/>)。

当該事業の相互援助活動の事例としては以下のものが挙げられている。

Ⅲ 子育て支援課

- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応。

講習会及び説明会に参加して会員登録された者が会員活動として活動することができ、センターは会員の依頼に基づき、会員同士の間に入り、三者での事前の打ち合わせを経て、契約がなされ、活動が始まる。

秋田県内のファミリー・サポート・センターにおける各市町村別会員数の内訳は以下のとおりである。

表 56 平成 28 年度ファミリー・サポート・センター会員数

市町村名	提供会員	依頼会員	両方会員
秋田市	392	2,487	79
能代市	44	79	12
横手市	179	674	36
大館市	39	142	15
男鹿市	36	24	11
湯沢市	68	369	17
鹿角市	41	1,151	0
由利本荘市	67	238	13
潟上市	25	84	16
大仙市	86	261	13
合計	977	5,509	212

(出所) 県の作成した資料による。

(注) 依頼会員とは、子どもを預かってほしい会員を、提供会員とは、子どもを預かってくれる会員を言う。

これによると、地域によっては、当該会員数における提供会員と依頼会員との間でのアンバランスが非常に大きいことがわかる。これは、秋田県に限った状況ではなく、全国的にこのような傾向が見られている。特に、近時子どもが増えているとされる鹿角市や従来から問題となっている秋田市ではその偏在が著しい。また、当該事業は市町村の事業であり、市町村ごとにその運営方法、委託先等について統一化されているわけではなく、実施主体の裁量に委ねられているのが現状である。

一方、サービスの内容については、障害児及び病児・病後児の受入といったサービスの範囲が市町村ごとにまちまちで、必ずしもニーズを十分に満たせるとは限らない。

そして、これらの業務の実施主体ではない県はこれらに関与すべき義務は存在しない。

しかし、当該事業全体を子育てにおけるシェアリング・エコノミー(注1)の一環としてとらえると、異なる役割が求められる場合がある。つまり、ポータル・サイトの運営主体としての役割であ

る。場合によれば、ポータル・サイトとして携帯電話のアプリケーションを構築し、それを配布する役割もありうるかもしれない。

(注1) 個人や企業などが所有する物や遊休資産、サービス、ノウハウなどを、インターネットを利用した仲介によって貸し出す・サービスを提供することなどにより、他者と交換・共有する考え方で、子育ての分野では、託児や家事支援などのサービスが考えられる。

いずれにしても、県としては義務ではないが、何らかの形で当該事業に果たせる役割は存在すると考えられる。

【意見42】 児童虐待への対応について

「平成 27 年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>」によれば、東北 6 県の児童虐待の相談対応件数は以下のようになっている。

表 57 東北地域の児童虐待相談対応件数(平成 27 年度速報値)

県名	児童相談所相談対応件数			対前年度 増減割合
	平成 26 年度	平成 27 年度 (速報値)	対前年度 増減件数	
秋田県	285	403	118	141%
青森県	834	922	88	111%
岩手県	390	589	199	151%
宮城県	802	949	147	118%
山形県	343	353	10	103%
福島県	394	529	135	134%
(参考)全国	88,931	103,260	14,329	116%

(出所)平成 27 年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>。

これによれば、秋田県における相談対応件数自体はそれほど多いわけではないが、増減割合は東北 6 県では岩手県に次いで 2 位となり、全国でも有数の高い水準となっている。要因としては、単に事例が増加したのか、相談体制がきめ細かくなった結果なのかなどが考えられるが、理由は不明である。

なお、全国的には次の傾向が見られるとされる。

第 1 に、平成 27 年度は心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。第 2 に、平成 27 年度に、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等、近隣知人、家族、学校等からの通告が多くなっている。第 3 に、死亡事故が増加している。第 4 に、加害者で最も多いのは実母で、次いで実父となっている。

児童相談所の運営自体は、市町村の業務であり、平成 18 年の秋田児童連続殺害事件及

第5 外部監査の結論－事業別－

Ⅲ 子育て支援課

び平成20年の児童福祉法改正以降、秋田県全体でも様々な施策は実施されてきている。

しかし、当該対策として現在有効とされるものは、第1に警察との連携の強化、第2に里親制度の充実であるとされる。第1の対策としては、高知県の事例のように市町村の児童相談所が把握した虐待の情報をすべて文書化して地元警察に提出することにより、虐待対策を児童福祉の範囲から離れて刑法の領域での解決を可能とする方法であり、県の何らかの関与が必要となる。第2は、里親制度の充実であるが、平成28年度の秋田県における里親委託率は8.5%(里親・FH委託児童数(注1)/(乳児院・児童養護施設入所児童数+里親・FH委託児童数))と決して高くはない。第2期あきた夢っ子プランによれば、平成31年には12.0%を目標とするが、一層の委託率の向上に努めてもらいたい。

(注1) FHとはファミリー・ホームの略である。ファミリー・ホームは、家庭環境を失った子どもを里親や児童養護施設職員など経験豊かな養育者がその家庭に迎え入れて養育する「家庭養護」を示す概念である。平成20年の児童福祉法改正により小規模住居型児童養護事業として認められた。

IV 健康推進課

1. 妊婦・出産への健康づくり支援事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

安心して妊娠・出産ができる環境づくりに向けて、総合的な支援を行うもので、平成 28 年度は次の事業を実施している。

表 58 妊婦・出産への健康づくり支援事業の内容

項目	内容																			
(1) 母子健康増進支援事業 (実施主体: 県・市町村)	<p>妊婦の歯と口腔の健康保持推進のため、妊婦歯科健康診査に要する経費を市町村へ補助する。</p> <p>また、HTLV-1 に関するリーフレットを作成し、妊婦や保健従事者等への正しい知識の普及啓発を図る。</p> <p>①妊婦歯科健康診査事業(県単独事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体: 市町村 ・対象者: 妊婦 ・補助基準額: 4,000 円 ・補助率: 1/2 ・実績 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>歯科検診</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実交付者数</td> <td>6,355 人</td> <td>6,204 人</td> <td>5,890 人</td> </tr> <tr> <td>延べ受診者数</td> <td>2,872 人</td> <td>2,869 人</td> <td>2,740 人</td> </tr> <tr> <td>受診票利用率</td> <td>45.2%</td> <td>46.2%</td> <td>46.5%</td> </tr> </tbody> </table>				歯科検診	H26 年度	H27 年度	H28 年度	実交付者数	6,355 人	6,204 人	5,890 人	延べ受診者数	2,872 人	2,869 人	2,740 人	受診票利用率	45.2%	46.2%	46.5%
	歯科検診	H26 年度	H27 年度	H28 年度																
実交付者数	6,355 人	6,204 人	5,890 人																	
延べ受診者数	2,872 人	2,869 人	2,740 人																	
受診票利用率	45.2%	46.2%	46.5%																	
<p>②HTLV-1 母子感染予防普及啓発(国 1/2 県 1/2)</p> <p>リーフレットを作成し、妊婦や保健従事者等へ正しい知識の普及啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布先: 市町村、保健所、妊婦健診委託医療機関等 ・配布数: 15,000 部 																				
(2) 幸せはこぶコウノトリ事業	<p>不妊に悩む夫婦に対し、治療費助成や各種情報提供等を行い、積極的に不妊治療が受けられる環境を整備する。</p> <p>①不妊治療に要する治療費の助成事業</p> <p>健康保険適用外である「体外受精」及び「顕微授精」に係る治療費の一部を助成する。また、県単独で助成額と助成回数を上乗せし、経済的負担の軽減を図る。</p>																			

項目	内容																	
(2)幸せはこぶコウノトリ事業	【国庫補助事業】																	
	・対象年齢 43歳未満																	
	・助成額 限度額 15万円(一部治療は10万円) (初回のみ30万円(一部治療除く))																	
	・助成回数 通算6回まで(39歳以下) 通算3回まで(40歳～42歳)																	
	・所得制限額 夫婦合算所得(控除後)730万円未満																	
	・助成件数 449件																	
	・男性不妊治療費助成																	
	特定不妊治療の一環として、精巣から精子を採取するための手術等を行った場合、15万円を限度として助成額の上乗せを行う(一部治療を除く)。																	
	助成件数 6件																	
	【県単独補助事業】																	
・対象年齢 43歳未満																		
・助成額 (国庫補助分) 限度額 5万円(一部治療は2.5万円)を上乗せ(初回のみ上乗せなし) (国庫補助事業分以外) 限度額 20万円(一部治療は10万円)																		
・助成回数 3回まで上乗せ(39歳以下) 年間回数、通算期間は制限なし																		
・所得制限額 夫婦合算所得(控除後)730万円未満																		
・助成件数 346件(うち額上乗せ300件、回数上乗せ46件)																		
・男性不妊治療費助成																		
特定不妊治療の7回目(回数上乗せ)以降に治療を行った場合、15万円を限度として助成額の上乗せを行う(一部治療を除く)。																		
助成件数 1件																		
【助成実績(国庫補助事業及び県単独補助事業)】																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>529</td> <td>603</td> <td>581</td> <td>577</td> <td>495</td> </tr> <tr> <td>助成額(千円)</td> <td>80,456</td> <td>94,213</td> <td>90,675</td> <td>93,878</td> <td>87,661</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H24	H25	H26	H27	H28	件数	529	603	581	577	495	助成額(千円)	80,456	94,213	90,675	93,878	87,661
年度	H24	H25	H26	H27	H28													
件数	529	603	581	577	495													
助成額(千円)	80,456	94,213	90,675	93,878	87,661													
(注)件数は、国庫補助事業と県単独補助事業(回数上乗せ)の助成件数の合計																		

項目	内容																		
(2)幸せはこぶコウノトリ事業	<p>②不妊専門相談センター運営費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先 国立大学法人秋田大学 ・相談開設日 <面接相談> <ul style="list-style-type: none"> 第1・3水曜日：午後2時～4時(臨床心理士) 木曜日(第5を除く)：午後1時～3時 金曜日：午後2時～4時 <電話相談> <ul style="list-style-type: none"> 水・金曜日：正午～午後2時 ※祝日、年末年始を除く。面接は予約制。 ・相談従事者 医師、助産師、看護師、臨床心理士 ・相談実績 <table border="1" data-bbox="568 857 1337 1048"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面接相談(件数)</td> <td>73</td> <td>82</td> <td>62</td> <td>77</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>電話相談(件数)</td> <td>85</td> <td>67</td> <td>46</td> <td>42</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table> <p>③県民への周知活動等</p> <p>事業の周知及び不妊症に関する県民の理解を深めるための各種普及啓発事業の実施や、不妊相談従事者のための研修会等を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発用リーフレットの配布 ・テレビCMの放映(30秒CMを民放3社で放映) <ul style="list-style-type: none"> 放映実績：平成28年11月～12月 計98本 ・情報誌等による広報 ・県民公開講座及び不妊相談従事者研修会の開催 	年度	H24	H25	H26	H27	H28	面接相談(件数)	73	82	62	77	112	電話相談(件数)	85	67	46	42	46
年度	H24	H25	H26	H27	H28														
面接相談(件数)	73	82	62	77	112														
電話相談(件数)	85	67	46	42	46														
(3)思春期からの健康づくり支援事業 (県単独事業)	<p>思春期から主体的に健康づくりが実践できるよう、性教育や健康相談教育などを通し健康づくりを支援する。</p> <p>①性に関する指導拡充事業(県教育庁実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科医等の派遣による性教育講座の開催(中・高等学校・特別支援学校50校で開催) ・指導者研修会の開催 ・専門相談医による電話相談の実施 <p>②ピアカウンセリング等による相談、健康教育の開催</p>																		

第5 外部監査の結論－事業別－

IV 健康推進課

項目	内容																								
(4)難聴児補聴器購入助成事業 (県単独事業)	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児の補聴器購入に要する経費を市町村に補助する。 ・実施主体 市町村 ・対象者 軽中度(聴力レベル 30 dB以上 70 dB未満)の難聴児 ・補助限度額 287,152 円(両耳分) ・県補助率 1/3 ・実績																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成対象人数</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>助成対象個所</td> <td>38</td> <td>32</td> <td>28</td> <td>23</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>助成額(千円)</td> <td>755</td> <td>678</td> <td>496</td> <td>412</td> <td>523</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H24	H25	H26	H27	H28	助成対象人数	22	18	16	14	16	助成対象個所	38	32	28	23	28	助成額(千円)	755	678	496	412	523
	年度	H24	H25	H26	H27	H28																			
	助成対象人数	22	18	16	14	16																			
	助成対象個所	38	32	28	23	28																			
助成額(千円)	755	678	496	412	523																				
(5)女性健康支援センター事業 (負担区分 国・県 1/2)	①思春期や更年期等における女性特有の健康課題に関する相談を助産師が電話等で受け、的確に自己管理できるようアドバイスするため、秋田県助産師会による現行の電話相談事業と連携して、効果的な相談体制の確保を図る。 ・委託先 (一社)秋田県助産師会 ・受付方法 電話・メール ・実施日時 毎週月・水・金:午後4時～8時 ※秋田県助産師会が独自事業で実施している週5回(月～金:午前10時～午後4時)の電話相談に引き続き実施 相談内容 女性特有の健康課題一般 (思春期、月経、避妊、性感染症、妊娠、出産、子育て、中絶、婦人科疾患、更年期障害、メンタルヘルス等)																								
	②女性健康支援センター事業周知啓発																								

(出所) 秋田県資料に基づき監査人が作成。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	129,965	137,712	118,035
決算額	128,954	113,585	104,860

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 28 年度 決算額	主な内容
委託料	8,706	不妊専門相談センター運営委託ほか
負担金補助及び交付金	6,002	母体健康増進支援事業費補助金ほか
扶助費	87,660	不妊治療に要する治療費の助成事業
その他	2,492	
合計	104,860	

国	40,966 千円	39.1%
県一般財源	63,894 千円	60.9%
その他(諸収入)	—	—%

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見43】 思春期からの健康づくり支援事業について

妊婦・出産への健康づくり支援事業の一つとして、思春期からの健康づくり支援事業(県単独事業)(以下、「健康づくり支援事業」という。)を実施している。

健康づくり支援事業の内容は、①性に関する指導拡充事業(県教育委員会実施)と、②ピアカウンセリング等による相談、健康教育の開催であるが、このうち②については、学校法人ノースアジア大学に属する秋田看護福祉大学(以下、「秋田看護福祉大学」という。)と国立大学法人秋田大学(以下、「秋田大学」という。)に業務を委託している。

このことについて、両大学の委託契約書をそれぞれ確認したところ、ピアカウンセリング事業を行うことは明記されているが、ピアカウンセリングの具体的な内容が示されていない。

ピアカウンセリングの具体的な内容を契約書で明確にしておく必要がある。

【意見44】 女性健康支援センター事業に関する委託契約について

秋田県は秋田県女性健康支援センター事業実施要綱(以下、「実施要綱」という。)を定め、実施要綱に基づいて女性健康支援センター事業を一般社団法人秋田県助産師会(以下、「助産師会」という。)に委託している。

実施要綱の概要は次のとおりである。

表 59 女性健康支援センター事業の委託内容

項目	内容
目的	女性は、月経や妊娠、出産・育児、更年期等ライフステージの各段階で特有の健康課題を有し、それに関連する不安や悩みを抱えている。気軽に相談することのできる体制を整備し、女性が自身の健康状態に応じ、的確に自己管理できるよう健康相談を行い、女性の健康の保持増進に資する。
対象者	全ての女性(思春期から更年期に至る女性)を対象とする。
相談方法	電話・メール
相談日	毎週月・水・金曜日 午後4時から午後8時
相談従事者	助産師会会員(助産師)が対応する。
相談費用	無料
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期、月経不順、性感染症について ・妊娠、出産、子育てについて ・婦人科疾患、更年期障害について ・不妊に関する一般的な事項について ・メンタルヘルスに関する一般的な事項について ・その他、女性の心身の健康に関する一般的な事項について

(出所) 秋田県資料に基づき監査人が作成。

また、委託料は906千円で、その積算は次のとおりである。

相談員人件費	4,000円	×	156日	=	624,000円
通信費	8,000円	×	12ヶ月	=	96,000円
研修旅費	43,420円	×	1回	=	43,420円
研修受講料	30,000円	×	1回	=	30,000円
消耗品	45,469円			=	45,469円
消費税	67,111円			=	67,111円
					906,000円

県が委託している事業では、相談を毎週月・水・金曜日の午後4時から午後8時まで、電話とメールで受け付けている。なお、電話相談は助産師会が独自に毎週月～金曜日の午前10時から午後4時まで実施しており、県の委託事業はこれと連携して行われている。

県の委託事業と、助産師会が独自に行っている電話相談の平成27年度と平成28年度の相談実績は次表のとおりである。

表 60 女性健康支援センター事業の実施状況

(単位:件)

受付日時	平成 28 年度			平成 27 年度		
	電話	メール	助産師会独自電話相談	電話	メール	助産師会独自電話相談
	月・水・金 16時～20時	随時 (延べ)	月～金 10時～16時	月・水・金 16時～20時	随時 (延べ)	月～金 10時～16時
4月	1	0	12	0	5	8
5月	2	5	14	3	4	13
6月	1	8	12	5	5	20
7月	2	13	10	3	22	22
8月	1	20	12	4	13	24
9月	3	4	6	3	3	15
10月	3	3	8	1	0	16
11月	2	6	6	3	0	18
12月	2	3	5	2	6	15
1月	1	2	12	6	0	21
2月	0	2	10	2	2	18
3月	0	1	10	1	4	4
合計	18	67	117	33	64	194

(出所) 秋田県資料に基づき監査人が作成。

上表より、県の委託事業における電話相談件数は、平成 27 年度は 33 件、平成 28 年度は 18 件にとどまっております。助産師会が独自に行っている電話相談件数(平成 27 年度 194 件、平成 28 年度 117 件)と比較すると少ないものとなっている。

女性健康支援センター事業については、全戸配布広報紙「あきたびじょん」による PR、クレジットカードサイズの啓発カードを作成し、これを県内中学校や県内高校に通う女子生徒に配布するなどの PR を行っている。この PR は 7 月に行っているため、7 月、8 月は相談件数が増加することのだが、県の委託事業のうち電話相談に関しては大きな変化はみられない。PR としては十分な活動を行っていると思われるが、そのような状況において上表の実績であることについては、受付時間を 20 時までとすることが適切なのか、受付時間を短縮し、その分を火曜日と木曜日に振り分ける余地はないのかなど検討の余地がある。

本委託事業については、利用促進に向けた事業の実施方法を見直す必要がある。

以上